

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## Notes on “The Customary Law of the Tai Dam in Muong Muoi”

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樫永, 真佐夫 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00004056">https://doi.org/10.15021/00004056</a>

## 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

榎 永 真佐夫\*

### Notes on “The Customary Law of the Tai Dam in Muong Muoi”

Masao Kashinaga

広義のタイ系諸民族は東南アジア大陸部に広汎に分布し、ムオン（ムアン）と呼ばれる伝統的な政治体系を形成していたことが知られている。これまでタイ系民族のムオンに関して歴史的、人類学的研究が多く蓄積されてきた一方で、タイ系民族でありながら非仏教徒であるという特徴をもつ黒タイのムオンについては、具体的な研究が少ない。しかし、黒タイの慣習法文書には、黒タイの伝統的政治組織と儀礼祭祀に関して詳しく記述されている。その点で、これらの文書は黒タイの社会文化研究上重要な資料であるのみならず、東南アジアにおける社会史研究にとっても重要な資料である。本稿においては、黒タイ慣習法文書のうち「ムオン・ムオイにおける慣習法」に焦点を当て、その内容について詳しく紹介し、かつこの文書が持つ東南アジアの社会史研究上の意義について論じる。

Tai-speaking peoples reside in a large area of the mainland of Southeast Asia. Their traditional political organizations are known as Muong or Muang. Many scholars have reported and studied the Muong from an anthropological or historical perspective. Yet we do not find many articles about the Muong of the Tai Dam people of Northwestern Vietnam, who are characterized as non-Buddhist. I suggest that the texts written by the Tai Dam, “The Customary Law of the Tai Dam”, are some of the most important materials not only for the studies of the society, culture and history of the Tai Dam but also for socio-historical studies in Southeast Asia, because they concretely show the structure of the socio-political system and the relation between rituals and the system. Therefore, in this paper, I clarify the contents of the text “The

---

\* 国立民族学博物館民族社会研究部

**Key Words :** Tai Dam, Muong, political organization, customary law  
キーワード：黒タイ、ムオン、政治組織、慣習法

Customary Law of the Tai Dam in Muong Muoi". Further, I consider the anthropological and historical significance of the text from the viewpoint of socio-historical studies in Southeast Asia.

はじめに

I 黒タイ慣習法文書研究の現代的意義

- |                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1 黒タイ慣習法文書の伝達と記述形態           | 2.2 ベトナムにおける少数民族慣習法文書の現代的意義 |
| 1.1 黒タイという集団カテゴリーと文字         |                             |
| 1.2 文書の書写と継承                 | 3 東南アジア政治体系論と黒タイ慣習法文書       |
| 1.3 カム・チュン写本の記述形態            |                             |
| 2 東南アジア大陸部における社会史研究と黒タイ慣習法文書 | 3.1 王権, コスモロジー, 儀礼について      |
| 2.1 黒タイ慣習法文書記述をめぐる歴史的背景      | 3.2 水利灌漑組織と政治権力について         |
|                              | 3.3 政治社会組織とその歴史について         |
|                              | 4 おわりに——総括と展望               |

II ムオン・ムオイの黒タイ慣習法

はじめに

本稿の目的は、『ターイの慣習法』「第2部 第1章」(Ngô và Cầm 1999: 66-183)において紹介された「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法 (*Hội không Tây Đăm dú Mường Muối*)」文書を詳細に紹介し、またその文書の検討を通して、広く東南アジア大陸部における伝統的な法および政治形態をめぐる研究に資することである。

「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」では、黒タイ文字による全文が現ハノイ国家大学教授カム・チュン (Cầm Trọng) によって筆写され、さらにクオック・グー (Quốc Ngữ) とよばれるローマ字表記ベトナム語で、訳文と注が付されている。本稿ではカム・チュンによる後注を「原注」と称している。本稿筆者は、以下において「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」全文を、黒タイ語から日本語に翻訳し、原注についてもすべてベトナム語から日本語に翻訳した。特に原注の内容に説明を加える必要があると判断された場合は説明を追加し、「注」とした。さらに「訳注」で解説を追加した。

もちろん日本における黒タイ慣習法の紹介ははじめてではない (cf. 吉沢 1982)。しかしその紹介は、主に『ターイ族歴史社会資料』(Đặng [chủ biên] 1977) の中で紹介されているベトナム語訳に基づいていて、黒タイ語による記述はこれまで明らかに

櫻永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

されていない。また、内容についても詳細に紹介されてきたとはいえない。これに対して、本稿は黒タイ語からの翻訳であるうえ、全文を訳出している点で、より一次資料に近い形で黒タイ慣習法を各研究者に提供できるはずである。また、本稿においては、クオック・グー表記を用いて黒タイ語を表記することにより、広く黒タイ文字識字者以外も、黒タイ語による表現を参照し、確認できるよう配慮した。本稿は、黒タイ、さらにはベトナム、東南アジアの社会史における基礎的研究として意義を持つ。

本稿における構成は以下の通りである。まず「I」において、文書として伝えられている「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」の研究が、ベトナムおよび東南アジアの社会・文化研究において持つ意義について、文書の形態的側面と文書の内容に焦点を当てて論じる。次に「II」において、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」の内容について詳しく紹介する。

なお本稿における黒タイ語表記は、1981年にソンラー (Son La) 省、ライチャウ (Lai Châu) 省、ホアンリエンソン (Hoàng Liên Sơn) 省の各人民委員会文化局の合意で確立されたクオック・グー表記黒タイ語 (本稿では「統一ローマ字表記」とよぶ) を用いるが (Hoàng, Tông [biên soạn] 1990: 14), その場合、ベトナム語と区別するためにイタリック表記する。

## I 黒タイ慣習法文書研究の現代的意義

### 1 黒タイ慣習法文書の伝達と記述形態

#### 1.1 黒タイという集団カテゴリーと文字

今日ベトナム社会主義共和国には、(1) 言語的特徴、(2) 生活・文化的特徴、(3) 民族的自意識という3つの指標によって定義される54の民族 (*dân tộc*) が公定されている (*Tạp chí Dân tộc học [biên soạn] 1980: 79*)。その民族分類で黒タイは、白タイ (*Tây Đón, Tây Khao, Thái trắng*) とともにターイ (*Thái*) という民族集団の地方グループとして認知されている。1999年の統計結果によると、ターイは総人口約7,632万人のうち約138万人 (約1.7%) を占める人口数第3の民族であり (*Tổng cục thống kê [biên soạn] 2001: 15*)、ゲアン省 (*Nghệ An*) をほぼ南端として、タインホア省 (*Thanh Hóa*)、ホアビン省 (*Hòa Bình*)、ソンラー省、イエンバイ省 (*Yên Bái*)、ラオカイ省 (*Lào Cai*)、ライチャウ省など、ベトナム西北地方を中心とする内陸部に広く居住している。うち黒タイはソンラー省、イエンバイ省、ラオカイ省、ライチャウ省などに居住し、その人口数は発表されていないが、数十万人を占めるとみられる。

黒タイ、白タイという区別の由来については諸説紛々あり定説はまだない (cf. Lê 1988)。広義のタイ系民族に分類されながら、ともに仏教徒ではないという特徴は共通している。両者を比較すると、黒タイと白タイは、しばしば山間盆地ごとにその居住地域が分かれていて、黒タイの方が白タイに比べると言語、物質文化、衣食住、儀礼などの点における地域的差異が小さいのが特徴である。また伝承に注目すれば、黒タイの政治的支配階層をなす父系氏族ロ・カム家 (*Lô Cẩm*) は、ムオン・ロ (*Muông Lô*) すなわち現ギアロ (*Nghĩa Lộ*) から征戦によってムオン・ムオイに最終的に辿り着いたラン・チュオン公 (*Lạng Chuông*) の子孫であり (II部 1~12条参照)、黒タイの居住範囲もラン・チュオン公の征戦の経路上にあったとされる各盆地が中心となっている。

ターイ語資料によると、16世紀頃から1945年まで<sup>1)</sup>、白タイと黒タイはともに、チャウムオン (*chau muông*) とよばれるような、各盆地を単位とする政治統合を形成し、主にムオン・ムオイなどを中心とする同盟と貢納関係を結んでいたが、特に政治や経

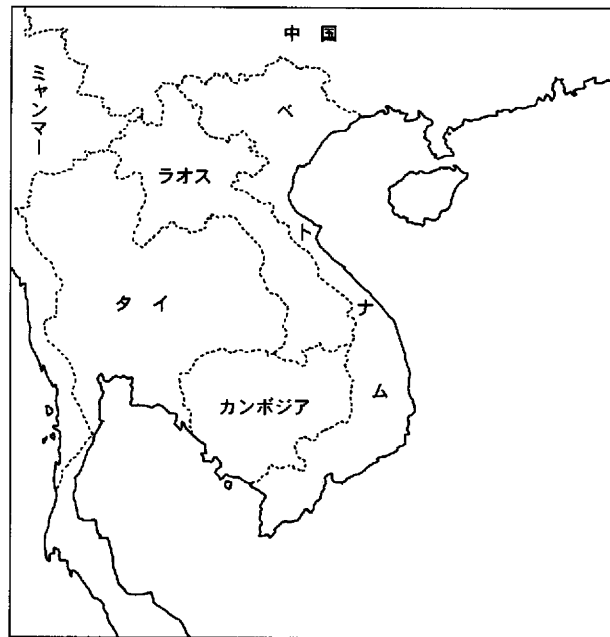


図1 インドシナ半島略図

済における主従関係に白タイ、黒タイという集団間の差異が導入されていたことを証明する資料は今のところない。しかし、19世紀後半以降、フランス人研究者による民族分類で、黒タイ、白タイがそれぞれ1民族として区別されることが一般化した。こ

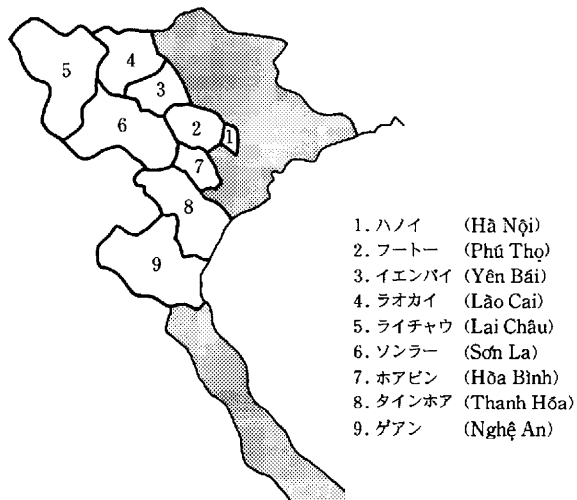


図2 ターイが多く居住する各省 (3～9)

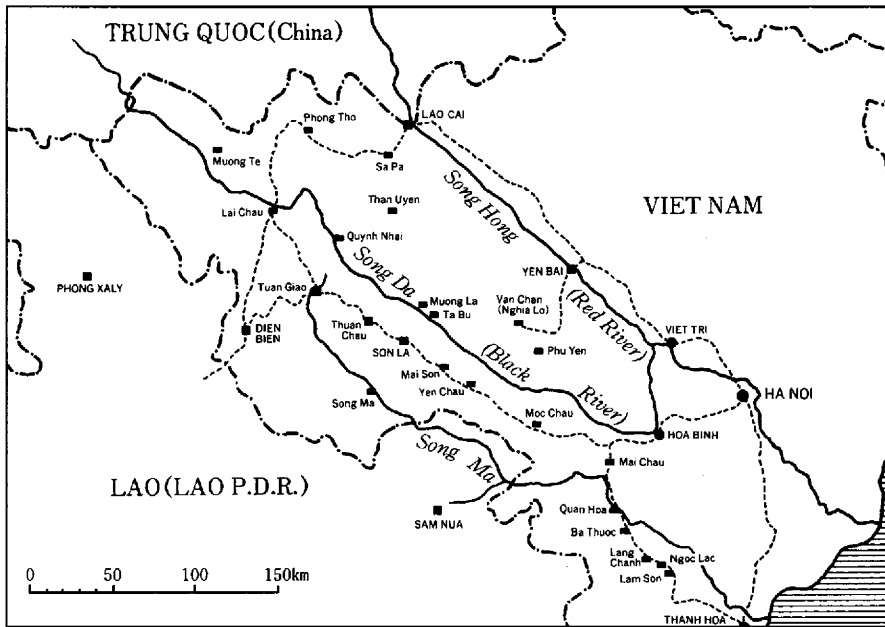


図3 ベトナム西北地方タイ関連地図  
「ベトナム西北地方地図」(樫永 2000c: 63) を訂正加筆して作成

これは、同地における「分割統治」といわれるフランス植民地統治方式とも結びついてきた。たとえば西北地方北部において白タイ居住区と黒タイ居住区を別の行政区として分割し、しかも白タイの有力父系出自集団デオ家 (Đèo) を主に政治的に重用することによって黒タイ首長の反発を煽るといったこともときに行われた (McAlister Jr. 1967: 804-810; 古田 1991: 275-276)。こうした過程を通じて、黒タイと白タイという差異の認識が強化されたと考えられる。

一方、ベトナム民主共和国 (1945-1975) と南北統一後にそれを引き継いだベトナム社会主義共和国では、黒タイと白タイそれぞれをタイという同一民族内のサブグループと認知する分類が一貫してきた。少なくとも現在の状況から判断すれば、タイというレベルでの民族的自意識は広く共有されている。しかしその一方で、現在においてさえ、言語、物質文化、社会組織、儀礼など、生活領域の多面にわたる地域差の認識もタイの間で共有されていて、彼ら自身がしばしば黒タイや白タイという分類でタイの中の文化的多様性を説明する。黒タイと白タイの居住地域がしばしば山間盆地ごとに分かれ、黒タイの方が白タイに比べると言語、物質文化、衣食住、儀礼などの点における地域的差異が小さいことは、すでに述べた通りである。これらの理

由、および本稿で用いる底本の題名がすでに「黒タイの慣習法」であるという理由から、本稿では主に黒タイという集団範疇を採用している。

ここで、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書が東南アジア社会史研究において持つ意義について検討する前に、この文書そのものについて解説しておく必要がある。本節では、まずこの文書記述に用いられている文字に注目する。特に、この文書では黒タイ文字が用いられているので、他のターイ文字との比較から黒タイ文字の特徴を示し、さらに文字に焦点を当ててこの文書の特徴について述べる。

音声言語の面で見れば、黒タイ語と白タイ語などという対比を想定するより、ベトナムにおけるターイ全体の中の地域差と考えた方がいい。しかし、傾向として、黒タイより白タイの方が、音素、声調、意味の点で地域差がはるかに大きい。次に、文字レベルで比較すると、白タイに関してはゲアン、モクチャウ (Mộc Châu)、フォントー (Phong Thổ)、ライチャウのそれぞれの地域において母音符号と子音字がそれぞれ異なっているのに対して<sup>2)</sup>、黒タイに関しては字体の地域差が非常に小さい。実証は経ていないが、この理由としては以下のことが想定される。ターイ語資料に基づくと、前述のようにチャウムオンとよばれる盆地政体をターイがベトナム西北地方各地に形成していた16世紀頃から1945年までの長い間、各チャウムオンを統括する中心的なチャウムオンはムオン・ムオイとその隣のムオン・ラー (Mưông Lả) であった。したがってムオン・ムオイとムオン・ラーを地理的中心とする政治的、文化的影響が各チャウムオンに及び、黒タイの文化的共通性が作り上げられたと仮定される。ムオン・ムオイはキンによってトゥアンチャウ (Thuận Châu) とよばれ、現在もトゥアンチャウがベトナム行政上での正式な地名として採用されている。なお、本稿では、上記の白タイなども含むターイの伝統的な文字を包括的に「ターイ文字」とよび、中でも黒タイの間でみられる統一性の高い書体のターイ文字を「黒タイ文字」とよんでいる。

これらターイ文字の改訂による書体の統一は、少数民族言語と少数民族文字を用いた教育を行う必要から、1950年代にベトミンの指導下において始められた。ターイ文字に改訂と統一が必要とされたのは、既述のように字体が不統一であったからだけではない。文字のみからでは声調の特定ができないうえ、いくつかの子音字が複数の子音を表現するなど、音声と表記の対応が不十分であると考えられたからである。ターイ文字の改訂の内容、およびその経過の詳細については、拙稿 (極永 2000b) に発表済みであるので、ここでは要点のみを略述する。

1954年にインドシナ戦争が終結しフランスが撤退すると、翌1955年、西北地方にター



イ・メーオ自治区<sup>3)</sup>が発足した。自治区内の各権力機関においては各民族による自民族の言語や文字の使用が公認されることになった。そこで、西北自治区にはタイ以外にも、メーオすなわちモン<sup>4)</sup> (Hmông) やムオン (Mường), その他多数の民族が居住していたが、文字を持たない民族に対しては文字の創造が<sup>5)</sup>, 文字を持つタイに関してはさらに改訂が行われ、それぞれの言語による教育が模索されたのである (五島 1984: 72-75)。

こうした動向を見越して、タイ文字の改訂による最初の正書法は早くも1954年に誕生していた。ソンラー省の黒タイの発音と表記をモデルにした「統一タイ文字 (chữ Thái thống nhất)」が誕生したのである (Thanh 1968: 131)。この統一タイ文字は、自治区内の人民普及学校におけるタイ語教育で採用されたが、特に白タイ語の子音表記に不都合があったためさらに改訂され、「改訂タイ文字 (chữ Thái cải tiến)」が1961年に教育省に承認された。この改訂タイ文字を用いたタイ文字教育は1962年から自治区内の小学校教育で実施され、1969年に延期という形でタイ文字教育が事実上中止されるまで続いた。

タイ文字の字体は以上のような変化を経てきたが、タイ文字改訂以前に記述された「ムオン・ムオイの慣習法」原本は、当然、黒タイ文字で記されている。カム・チュンらによる刊本においても、この黒タイ文字による記述形態が基本的に継承されている。この継承のあり方については次節以下で示すことになる。

## 1.2 文書の書写と継承

ムオン・ムオイ (Mường Muối) すなわちトゥアンチャウのモ・ムオン (mo mường) であったルオン・ヴァン・ホン (Lwông Văn Hôn) が、黒タイ文字で *Hội không Tây Đăm dú Mường Muối* と題された文書を執筆したのは、1930年以前のことである。モ・ムオンについては後述することにして、まずこの題名について説明しておきたい。

本稿においては、*Hội không Tây Đăm dú Mường Muối* を「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」と訳した。*Tây Đăm* は「黒タイ」、*dú Mường Muối* は「ムオン・ムオイにおける」という意味である。つぎに、題名冒頭の *Hội không* なる黒タイ語についてであるが、これは、その違反に対して制裁を伴わないものから伴うものまでを包含する幅広い概念であるので、「慣習」、「ノーム」、「規範」、「規律」、「法」など、文脈によりさまざまな訳語が可能である。したがって、この文書に含まれているのも法的な内容の条文ばかりではない。しかし、次段落で述べるように、ルオン・ヴァン・

榎永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

ホンによる原本はフランス植民地権力によるインドシナにおける秩序確立を目的とする施策に基づき成文化された文書の一つと位置づけられるため、文書の題名としては「慣習法」という訳語を用いた。

ベトナム北部デルタ地域における伝統規約の成文化は14世紀から15世紀頃にまで遡り、これらの規約文書は一般に「郷約 (hương ước)」とよばれてきた。郷約はふつう customary law (慣習法) と英訳されている。実証は経ていないが、14、15世紀に成立した成文郷約は、17世紀から19世紀に発展、普及し、20世紀にはフランス支配の道具としての改良郷約に変質したと概観される (嶋尾 1993: 113; ゴ 2000: 5)。つまり、ベトナム北部デルタにおいて、フランス植民地権力による秩序確立の時代に、フランスは改良郷約作成による秩序再編を試みたわけである。フランスが採った方策は、狭義のベトナム人であるキン (Kinh) による支配がローカルなレベルまで浸透していなかった山地でも似ている。

たとえば、中部高原においては、軍隊、警察、官僚制という近代的な統治機構の整備が始まる1910年代にサバティエ (Sabatier) によって「エデの慣習法」が、ローマ字表記エデ語とフランス語で成文化された (榎永 1998: 46-47)。また、西北地方においても1910年代から20年代にかけては行政や教育などの官僚制的整備がフランスによって確立する時期であり、ハノイからディエンビエンへの国道が整備される時期であった。この時期に西北地方で頻発する現地住民による抗仏反乱の背景には、ターイ (白タイ、黒タイ) の政治組織が植民地官僚機構の一環に組み込まれることによって、現地住民に対する支配が強化された裏返しと考えられている (古田 1991: 276)。まさにこの時期に、本稿で紹介する「ムオン・ムオイの慣習法」もフランス植民地当局の指示で成文化されたのである (Đặng [chủ biên] 1977: 344)。

ただし、郷約との違いもある。まず、黒タイの慣習法は漢字で記述されていない。つぎに、フランス植民地支配を受ける前に記述された文書は現在まで確認されていない。さらに慣習法の適用範囲が郷約の場合よりもはるかに広く、チャウムオン全体に及ぶとされている点である。

ターイ語資料のみに基づくため注意を要するが、西北地方は、キンが入植して居住するようになる以前、特に1945年まで、「12のターイのチャウムオン」という意味でシップソンチャウタイ (Xíp Xong Chau Tây) とよばれていた。しかし、西北地方のチャウムオンの数が12になったのは1896年である。それまで、西北地方に位置したチャウムオンの数は10であったが<sup>6)</sup>、1896年に2つのチャウムオンをそれぞれ二分割して12になったのである (Cầm và Phan 1995: 313-319)。そこで、カム・チュンの教示

によれば、西北地方においても、1896年までにすでにあった10チャウムオンのそれぞれに対して、フランスは慣習法編纂を指示したと考えられるが、写本であれ現在までほぼ完全な形で伝わっているのは、ムオン・ムオイとムオン・ムアツ (*Mư̄ng Mūk*) すなわちマイソン (*Mai Sơn*) のものくらいである。ただし、それらの正本と副本の数についても明らかではない。

先述のように、「ムオン・ムオイの慣習法」文書の原本は、当時モ・ムオンであったルオン・ヴァン・ホンによるものであるとされる。モ・ムオンとはムオンのモという意味であるが、ムオンとはここではチャウムオンの意味である。モとは、ある種の儀礼や呪術や役割を司る宗教的職能者である。すなわちモ・ムオンとは、チャウムオン全体を霊的に象徴する存在であるアン・ニャー (*án nhā*) とよばれるチャウムオンの首領の魂を守護する宗教的職能者である。

「II」で明確になるが、チャウムオン内には「礼部 (*hồng tù xên*)」が組織され、チャウムオンおよびアン・ニャーの平安と無事を祈願する宗教的職能者が階層的に組織されていた。彼らは、ムオンの祭礼執行のほか、アン・ニャーの親族の靈魂の世話やアン・ニャーの冠婚葬祭を担当したり、各貴族の祖先の歴史記録、司法、外交、教育などを担当した (*Bùi, Cầm và Nguyễn 1975: 109–111*)。この礼部の中で最高位であり指導的な立場にあったのが、モ・ムオンである。1954年から社会主義化による改革が実施され、アン・ニャーを頂点とするタイの政治組織が完全に解体されるとともに、モ・ムオンも姿を消した。

『タイの慣習法』では、1968年から1973年頃、ロ・ヴァン・ソン (*Lò Văn Sơn*) がルオン・ヴァン・ホンによる原本から書写したものを底本としている。前述のように、『タイの慣習法』以前にも、『タイ族歴史社会資料』の中で、トーン・キム・アン (*Tông Kim Ân*) がムオン・ムオイの黒タイ慣習法のベトナム語訳を発表している (*Đặng [chủ biên] 1977: 343–389*)。トーン・キム・アンは、18 cm × 30 cm の学習帳に紫のインクで筆写された、ルオン・ヴァン・ホンの実子ルオン・ヴァン・ムオイ (*Lường Văn Mười*) 所蔵の写本を底本としたが、この底本には破損が多かったうえ、翻訳して紹介されたのは抜粋であった (*Đặng [chủ biên] 1977: 349; Ngô và Cầm 1999: 37–38*)。一方、『タイの慣習法』の「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」の底本は、ほぼ完全な形をとどめている。しかも先述のように、『タイの慣習法』では、カム・チョンによって全文が黒タイ文字で転写、翻字され、黒タイ語による原文参照が可能である。つまり、ルオン・ヴァン・ホンが最初に成文化した「ムオン・ムオイの慣習法」は、ロ・ヴァン・ソンを経て、さらにカム・チョンによる写本として継承された

極永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

といえる。次節では、このカム・チョンによる写本が黒タイ文字とその文書に焦点を当てるとどのような特徴を持っているかについて述べる。

### 1.3 カム・チョン写本の記述形態

カム・チョンは底本に倣って「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」を黒タイ文字で手書きで筆写し、1100部印刷出版した。このことによってカム・チョン写本の複製が大量に生産され、原文を参照する機会が人々に広まったわけであるが、底本をそのまま維持しようとした部分と改変した部分がある。以下において、その維持と改変のあり方およびその意味について論じる。

タイ文字を改訂し、タイ語の音声との一対一対応を目指した歴史は半世紀に及ぶ。1961年に教育省によって承認された改訂タイ文字を用いると<sup>7)</sup>、黒タイ語6声調の区別ができる。また、末子音字 (n) を用いる場合に、末子音を/k/として発音するか、短母音化してグロツタルストップするかの区別について、表記のみから発音が特定できる。さらに、近年は改訂タイ文字のコンピュータ用フォントも開発されている。しかし、カム・チョン写本ではロ・ヴァン・ソンに倣って手書きの黒タイ文字が継承されている。つまり、文字の形態の面では、おおかた底本の形態がカム・チョン写本でも維持されている。逆に、このことをタイ文字によるタイ語の音声と図像の対応という点から評価するならば、カム・チョン写本の表記は時代に逆行しているという見方もできる。

しかし、カム・チョンが資料保存を第一義において、タイ語の音声と図像の対応よりも底本の形態の維持を優先させたのかということ、必ずしもそうでもない。なぜなら、カム・チョン写本には新しい言語情報と非言語的な情報が文書に付加されているからである。たとえばカム・チョン写本では、「,」,「.」,「-」,「+」,「;」,「:」,「0」などの記号の採用によって、統一タイ文字(1954年)で実現された句、節、文、段落といった概念が導入されている。また、全文は6章172節<sup>8)</sup>に区切られ、章の番号はローマ数字で、各節の番号はアラビア数字で示され、さらに章ごとに見出しが付けられている。つまり、カム・チョンは、新しい言語情報および非言語的な図像情報の付加によって意味把握を容易にする工夫を凝らし、また検索機能も高めたのである。

もっとも、カム・チョンによる誤写も少なくないし、文中の数量表現をアラビア数字にするのか黒タイ文字表記にするのか統一がとれていないなどの問題もある。その点では、底本における文字の形態を重んじるという姿勢を一貫するつもりなのか、意

意味把握の容易さを追求するつもりなのか、曖昧なままである。カム・チョン自身は1960年代以降ベトナムにおけるタイ語教育に携わり、タイ文字改訂の指導的立場を維持してきた。たとえば、1969年に一度中止されたタイ文字教育を西北地方で復活させようとして積極的な活動を繰り広げてきたし、その結果、1992年から一部の地域で試験的に実施されている改訂タイ文字を用いた教育でも指導する立場にある。カム・チョンのこうした立場を考慮すると、カム・チョン写本においても、意味把握の容易さを追求することを徹底して改訂タイ文字を使用してもよかつたのではないかと筆者には思われる。

## 2 東南アジア大陸部における社会史研究と黒タイ慣習法文書

### 2.1 黒タイ慣習法文書記述をめぐる歴史的背景

カム・チョンによる全17章173条の目次そのものについては、本稿「II」に掲載しているのでここでは省略するが、文書に記述されている内容は、各章との対応から以下のように整理できる。

- ・ムオン・ムオイ建設の歴史とその地理的領域（1, 2章）
- ・ムオン・ムオイの行政組織機構（3, 4章）
- ・それぞれの役職者に対する職田の割り当て（6章）
- ・（異民族を含む）被支配階層の租税と徭役の義務（9章）
- ・狩猟の獲物など、チャウムオン内食料資源の分配と配分（8章）
- ・司法組織と法的手続き（5, 7, 10, 11, 12章）
- ・宗教観念とチャウムオン内の景観（14章）
- ・祭礼に関する諸規定と役割分担（13, 15, 16章）

上述の文書の内容をまとめれば、前半がチャウムオン行政とその住民の権利・義務について（1～4, 6, 8, 9章）、後半が司法（5, 7, 10～12章）および宗教（13～16章）について、という構成である。最終章最終条である第17章173条は、厳密には条文ではない。同章はこの173条のみで構成され、しかもその内容は、この慣習法が婚姻、出産、葬式に関する記述について未完成であるという断り書きにすぎないからである。

これら文書の内容からは、次のような特徴が指摘できる。文書の条文の多くを「チャ

権永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

ウムオン行政とその住民の権利・義務について」が占めていて、一方、これら行政に関する記述に比べると司法に関する条文の数は比較的少ない。たとえば、ここでその処罰規定が明記されている犯罪の種類は、姦通や窃盗にほとんど限定されているし、刑罰の種類についても、罰金以外はほとんど記されていないといっている。また、行政組織機構の詳細が明示される一方で、判決あるいは収税や徭役労働徴発の強制執行を可能にするはずの警察的な組織の規模や活動についても明らかにされていないのである。

上記の特徴の理由については定かではない。先述のように、この文書がフランス植民地権力の指示で編纂されたという政治的・歴史的背景を考えれば、トンキン保護領（現ベトナム北部領域）全住民がフランス裁判所の管轄下にあるとして1921年2月16日にすでに明文化されている状況下で（東亜研究所 1940: 14-15）、伝統的な司法組織と行刑について記述することがはばかられたという仮定もなりたつ。このことは嶋尾（1993: 121-125）が報告したキンの郷約の事例を思い起こさせるからである。すなわち、フランス支配前の1856年に編纂された郷約には村内の犯罪刑罰や村内紛争処理に関する規約が記述されていたが、1893年に再編された際にはそれらの規約が省かれていたのである。黒タイ慣習法文書に司法や行刑に関する記述が少ない理由については、その政治的・歴史的背景を含めたより子細な検討が必要であろう<sup>9)</sup>。ただし、少なくとも19世紀末以降の西北地方における警察機能にフランスが大きく関与していたことは間違いない。

西北地方は1891年以来も軍政管区 (Territoire Militaire) として分割され、行政も陸軍将校によって統轄されていた (Nguyễn 1983: 56)。こうした支配体制のもとで、フランスはターイのアン・ニャーを州知事に任命するなどして、ターイの伝統的なチャウムオン支配階層とその行政機構を植民地官僚制度のなかに取り込み、その権威を利用して徴税や徭役労働の徴発を行っていた。19世紀末以降、「ボ (Bô) とクット (Khut) の乱」(1897年)、「ソンラー刑務所暴動脱獄」(1909年)<sup>10)</sup>、「ルオン・サム (Lường Sâm) 蜂起」(1914-18年)、「ブー・パ・チャイ (Vừ Pa Chay) 蜂起」(1918-22年)、「ライチャウ刑務所暴動脱獄」(1927年) など、大規模な暴動が西北地方においても繰り返し発生したが、こうした暴動の大きな原因は徴税・労役の加重負担にあるとされていて (Bùi, Cầm và Nguyễn 1975: 140)、裏返していえば、西北地方に租税の徴発を強制執行する権力機関が存在したことを示唆している。これら暴動鎮圧にはフランス軍が出動していること、また主に対仏反逆者を拘留するために各チャウムオンごとに設置されることになった刑務所が1908年にソンラーに完成したことなども (Đặng và

Dinh 1979: 109), 20世紀初頭までに西北地方がフランスによる強力な支配体制の中に組み込まれていたことを物語っている。

このように、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」の記述の中に司法に関する記述が少ない理由がフランスによる軍事支配という当時の政治的・歴史的状況と関連があったかどうかはともかく、ムオン・ムオイ支配階層がフランス植民地権力を後ろ盾にしていたことは間違いない。しかし、不思議なことに、同文書にはムオン・ムオイとフランスの関係に関する記述がない。対外関係については、キンの王 (*qua Keo*), ラオの王 (*qua Lào*) との関係が記述されているにすぎない。一方、比較のために「ムオン・ムアッの黒タイ慣習法」文書を例に挙げれば、「ムオン・ムアッの黒タイ慣習法」文書には、1890年頃にアン・ニャーであるカム・チョム (*Căm Chôm*) 公が、フランス支配を甘受することになった経過が記されているから (Ngô và Căm 1999: 199), 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」においてフランスに関する記述がない点はいっそう際だつ。「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書の中では、対仏関係に関する記述があたかも意図的に避けられているかのようである。

しかし、現在提示可能な資料の状況では熟した議論の展開が困難であると思われるので、この点については他稿を待つ必要がある。したがって本稿では、今後の黒タイ慣習法研究の展望として、黒タイ慣習法文書の内容を検討する際に、西北地方がフランス支配下にあった20世紀初頭の政治的・歴史的状況を視野に入れるべきであることを指摘するとどめるほかない。この点をあえて強調するのは、従来のベトナムにおけるタイ研究において、タイ語文書に記述された内容を十分なテキスト批判を経ないまま鵜呑みにし、定説化してきた点は否めないからである。

## 2.2 ベトナムにおける少数民族慣習法文書の現代的意義

前節では、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」の内容的特徴について、文書の原本の記述をめぐる政治的・歴史的背景という点から試論した。一方、本節では「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」がカム・チョンによる刊本として近年になって出版された政治的・歴史的背景について論じたい。

ベトナム共産党は1986年の第6回党大会でドイモイ (刷新) 路線を採択した。この大会を契機として、ベトナム共産党はそれまでのスターリン・毛沢東主義<sup>11)</sup>を大幅に修正し、国際的な孤立状態からの脱却と、市場原理の導入による国家経済の再建を目指すことになった。この改革は、市場経済の導入、私的所有への門戸開放など経済面のみならず、民主主義の拡大、行政機構の簡素化、共産党の独裁的指導体制の見直

し、言論・信教の自由、教育など、政治や社会の諸側面に及んだ。さらに1989年には、政治局決議22号「山間部の経済・社会の発展についてのいくつかの主要な方針と政策」が発表された。政治局決議22号では、ベトナム政府によるそれまでの同化主義的な少数民族政策が大幅に見直され、経済開発や農業などの面における少数民族自治の重視、少数民族の土地などに関する権利保護、さらに少数民族の独自の文化を「後進的」とみならず視点を廃して伝統文化や価値観を尊重することが明記された。端的に言えば、この決議はベトナム共産党による文化多元主義の標榜であった（樞永 1998: 41）。

こうした政治的背景に加えて、自然環境の悪化と荒廃を問題視する声が国内でも高まる中で、農村の開発と経済発展のために天然資源を保護し、管理する必要性を政府は主張している。そこで近年、郷約や慣習法に表れているような農村資本の共同管理に関する知識を蒐集し、研究する必要性を、ベトナム共産党が表明してきた（ゴ 2000: 3）。郷約を含む慣習法には、社会・経済関係や慣習、宗教儀礼・祭礼、社会保障、天然資源の共同管理や利用など、多くの問題系が含み込まれているとされるからである（ゴ 1999: 157）。さらに1998年には、慣習法を積極的に取り込んで新農村規約を作成することを指導する議定が出た（Ngô và Cầm 1999: 62）。

こうした政府の議定を受けて、1990年代にゴ・ドック・ティン（Ngô Đức Thịnh）を中心とする研究者が慣習法の蒐集と研究を実施している。本節では、慣習法研究の現代的意義に関するゴ・ドック・ティンの見解を批判的に検討することを通して、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書にある記述内容の現代的意義について考察したい。

「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」から、ゴ・ドック・ティンはいくつかの条文を引用して以下のような指摘をしている。すなわち、ターイの間においては、その伝統的な政治社会組織による土地所有関係によって、天然資源はより効率よく利用され保護されてきた。また、水争い、漁場荒らし、違法な狩猟採集に関する処罰規定があり、共同体メンバーが天然資源を合理的に利用する権利が保証されていた（ゴ 1999: 161-163, 168）。

しかし、こうした内容に該当する規定の例としてゴ・ドック・ティンが引用している条文のいくつかは、土地と天然資源を有効に使用するための規定ではない。たとえば彼は、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」第3章と第8章（本稿II参照）を例示しているが、これら各章の条文はアン・ニャーと各役職者などのチャウムオン支配階層に対して、チャウムオン内の土地、人民、資源がどのように分配されるかについての規定である。これらは、資源の不平等な分配、および一部の支配階級による徴税や徭役の徴発を肯定する内容となっている。ゴ・ドック・ティンの見解に沿った条文は、



彼自身も例として挙げている「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」第14章のみに限定すべきであろうと思われる。なぜなら第14章の各条文は、ムオン内の土地の聖性と結びついた信仰が、結果としては天然資源の保護と結びついていたことを示唆しているからである。

さらに、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」には、水争い、漁場荒らし、違法な狩猟採集に関する処罰規定があり、共同体メンバーが自然資源を合理的に利用する権利を保証されていたというゴ・ドック・ティンの指摘に関しては、筆者が思うに、これに符合する内容の条文は「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」に見受けられない。

黒タイ慣習法が、記述された当時の社会的、文化的、生態的条件を前提としていること、およびこの1世紀間の社会組織、人口、生態環境などの変化を考えれば、慣習法を現行の法に抵触しない限りで承認するという試みは生易しいことではない。たとえば先述のように、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書の内容は、チャウムオン行政とその住民の権利・義務についてが大半を占めているが、そこで語られているのは、父系氏族原理と結びついた社会階層制に基づいて、土地を含む自然資源と人的資源が支配階層に分配されることであり、法的手続きに際しては罰金が支配階層に対して支払われることの肯定である。つまり、資源の平等な分配と管理が肯定されるどころか、一部の支配階層による資源の独占が肯定されているからである。また伝統的な信仰観念、およびそれと結びついた環境保全という点との関連でいえば、社会主義化以降チャウムオンの大きな祭礼は禁止されて内容は忘れられ、ムオン内の聖地観念も忘れられて、かつての「禁忌の森」にはすでに無惨な地肌が露出しているというのが、ムオン・ムオイの現状である。以上のことから、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書の内容を、現代の西北地方農村における資源の合理的な共同管理という目的へそのまま結びつけるのはほとんど不可能である、というのが筆者の意見である。

では、少数民族の慣習法が資源の合理的な共同管理という現実問題に対処できないことは、少数民族の慣習法の研究と編纂出版が無意味であることを意味するのかもしれない、政府の立場からすれば必ずしもそうではない。確かに、少数民族の権利を保護するためにベトナムの国家法と矛盾しない限りで少数民族独自の法を認めようと、1995年を目標に「民族法」の制定を目指していたが、それは実現されていない。しかし、仏領期に編纂された少数民族の慣習法が、「民族法」制定に貢献するものではないことは、1996年に『エデの慣習法 (Luật Tục Êđê)』(Ngô và Chu 1996) が出版された時点ですでに明らかであった。というのは、当時においてもベトナム人研究者はこの慣習法の内容を、民族法の制定にそのまま役に立つ法的規範ではなく、民族文化

樫永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

や伝統としてしか評価していなかったからである（樫永 1998）。にもかかわらず、少数民族の慣習法研究として、主に植民地時代に編纂された文書の出版が現在まで続いている。このことは、こうした慣習法文書の内容が各民族の伝統文化として評価されていることと大きく関わっている。たとえば現実的には「民族法」制定構想が座礁していたとしても、こうした出版事業を通して、その構想がまだ継続していること、また少数民族の文化や法に関する権利を積極的に保護しているという姿勢を、ベトナム政府が内外に向けて示すことができるからである。

### 3 東南アジア政治体系論と黒タイ慣習法文書

通説としては、11世紀まで東南アジアにおけるインド化の周縁におかれていたタイ系諸族が、13世紀のモンゴル南進の波動を受ける中で、インドシナ半島北部から中国雲南省にかけての河谷平野や山間盆地を基盤として、ムオン、ムアン (Muang)、ムン (Mung, Mong) などと称される新しい自立的政治単位を形成するようになったとされている (Keyes 1994: 74)。本稿では、ベトナム西北地方における呼称に対する日本語表記の慣例に倣って、これらを「ムオン」として総称するが、ムオンは東南アジアにおける伝統的政治組織の代表的な形態の一つとして、しばしば研究者たちの注目を集めてきた。

黒タイ語でいうムオンは多義語である。ムオンは大きく分けて以下の3つの意味を持つ。

1. 世界。cf. *muông phạ* 「天界」、*muông lùm* 「地上世界」。
2. 国家。cf. *Muông Keo* 「ベトナム」。
3. タイ系民族のムオン（黒タイにおけるチャウムオン、フィアムオン、ローン、クエン）など、政治的中心を持った政治的共同体の総称。

しかしタイ系諸族においては、ムオンは単なる物理的空間ではなく、メタファーに満ちた象徴的な政治空間であり、彼らの宗教儀礼や世界観の構成と密接に絡まっている（長谷川 1993: 231）。そこには、物理的空間の中心にいて政治社会組織の最高位に位置するのみならず、宇宙論的観念の中心存在でもある個人格が存在する。その個人格を王とよぶなら、ムオンの王は宇宙論、地理、政治経済の中心でその3者をつなぐ存在であった。ムオン研究もその3者いずれかに焦点を当てて展開してきたために、従来の研究も以下の3つの軸に沿って要約できる。

1. 王権，コスモロジー，儀礼について
2. 水利灌漑組織と政治権力について
3. 政治社会組織とその歴史について

1は、ムオンの宇宙論，王権の象徴的秩序を中心とした議論である。2は、山間盆地における稲作農業という生業的特質に注目し，政治権力と水利灌漑事業の関係を中心とした議論である。3は，ムオンの政治組織の求心力について，ムオン内外との政治経済関係を視野に入れた歴史的研究である。

ここで「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書に関する話に戻ろう。繰り返しになるが，この文書の記述内容は，チャムムオン行政とその住民の権利・義務に関する記述が多くを占め，また儀礼についても多く記されている。つまり，この文書の記述の多くは黒タイの伝統的政治社会組織，およびそれと不可分の関係にある宗教的観念や儀礼についてである。したがって以下においては，上記3つの軸に沿ったムオン研究と「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書の記述との関連について考察し，そこから黒タイ慣習法研究がムオン研究にどのような展望を与えうるか検討したい。

### 3.1 王権，コスモロジー，儀礼について

宇宙と地上世界の間に関係があるという観念に基づき，東南アジアにおける伝統的王権は，宇宙の構造の模写としての王都空間を構築してきた。のみならず，王は神ないし神的原理の模造であり，王の霊力の強弱とその王土の盛衰の間には直接的な対応関係があると観念されてきた。東南アジア王権のこうした宇宙論的モデルは，東南アジア研究者の間ではすでに常識であるといえる（Heine-Geldern 1956；関本 1987: 9-10）。

こうした王権をめぐる宗教的な象徴的秩序については，ムオン研究における中心的テーマの一つをなしてきた。特に多くのタイ系民族社会が外来の仏教コスモロジーを受容し，その宗教的実践の中には仏教的要素と非仏教的要素がさまざまなかたちで共存しているために，そのシンクレティズムについては古くからの関心事であった。タンバイア（Tambiah 1970）は，一村落内の宗教実践における仏教，民間バラモン，精霊信仰の相互補完的な構造関係の体系的理解を試みたが，この研究をカーシュ（Kirsch 1977）が継承し，タイにおける宗教的シンクレティズムについての体系的整理が成し遂げられた（林 2000: 25-26）。

タンバイアらの研究はタイ系諸社会における実践宗教研究の端緒となった。これら

の実践宗教研究とは、複数の宗教・象徴体系の共時的分析と全体論的な構造化によって、タイ系民族社会における村落宗教を一つの総合的システムとして理解しようとする研究である（林 2000: 26-27; 津村 2000: 193）。主に北タイや西南中国を例として、実践宗教研究の視点からムオンの守護霊祭祀に関する研究成果が発表されはじめたのは1990年前後からである。これらの研究では、宗教実践に関わる慣習的行為、またそれを秩序づけ理論化する知識、さらにそうした行為や知識と既存の社会秩序や構造との関わり合いといった点が追究され、ムオンの宗教儀礼の象徴分析にとどまらず、王権という権力がいかにして宗教的实践を通して人々の身体にまで入り込み、また他の諸権力を分節化し、接続しようとしてきたか、つまり宗教的实践の中に介在するイデオロギーまでも分析視野に収めた宗教儀礼研究が展開された（長谷川 1991; 1993; 田辺 1991; 1993）。

これらの研究のほとんどは、仏教が卓越する地域の宗教的实践に関してであった。一方、仏教を信奉していない黒タイ、白タイのムオンにおいても政治領域が宗教領域と密接な対応関係を持つことは古くから指摘されていて（cf. Maspéro 1929: 237-239）、同じく1990年前後に、ムオンの守護霊儀礼とも密接な関わりを持つ「クニ（ムオン）の柱（*lác murông*）」の宗教的・現実的諸機能と、それが包摂する観念についての研究が始まる（森 1989; 1991; 1992）。もちろんその背景には、スミット（Sumitr 1980）による黒タイのムオンの諸精霊に関する体系的整理と、上記の実践宗教研究があった。

こうして森（1989; 1991; 1992）は、仏教の信奉の有無に関わらずタイ系民族社会に広く分布する「クニの柱」が、クニそのものの歴史的展開の中であって、各々のクニ、各々の時代の有する政治社会構造に柔軟に適應する形で存続してきたこと、「クニの柱」が「天/地上/地下」という3領域を連続させる軸としての中心性を象徴していることを明らかにした。

しかし「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書には、「クニの柱」以外にもムオンの大池、いくつもの「禁忌の森」、各河川の合流地点など、儀礼祭祀空間が多く登場する（II部14, 15章参照）。こうした各儀礼祭祀空間においては、ムオンの諸儀礼の際に動物供儀が行われていた。その各儀礼過程が、田辺（1991: 410-412）が報告したシップソーンパンナーの守護霊儀礼と同様、「（豊穡、福祉、健康の達成のために多義的な力を招聘）→（供儀獣を殺害）→（共食という道徳的行為）」というプロセスを経ることでアン・ニャーの権威（王権）の正当性再認と結びついていること、また、セン・チャー（*xên chà*）というムオン最大の祭礼では、サー（*xá*）として総称される異民族を含むムオンの全住人を動員し、外来王としてのアン・ニャーによる支配の正

当性の集合的記憶が再現されることなども「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書は語っている（II部15章参照）。

以上のことからすると、黒タイのムオンにおけるさまざまな儀礼祭祀空間の編成がその宇宙観とどのように関わりを持つかは、「クエの柱」をめぐる文献研究の成果を除きまだ十分に研究されていないといえる。したがって、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書にある儀礼祭祀空間の編成や儀礼過程と役割分担に関する記述は、黒タイのムオンにおける宗教的实践の中に介在するイデオロギーの作用に関する研究へと道を開くものであると筆者には思われる。

### 3.2 水利灌漑組織と政治権力について

タイ系諸族は用水の得やすい山間盆地に居住して、水稲耕作をしばしば生業としてきた。このように、モンスーン気候下の山間盆地における水稲耕作という地理的、生業的特性に注目してムオンの社会構造を分析する研究が、主に日本の研究者によって蓄積されてきた。

まず石井（1975: 16-29）は、ウィットフォーゲル（Karl A. Wittfogel）が提唱した「水力社会（Hydraulic Society）」との対比からムオンを「準水力社会」と規定した。「水力社会」とは、しばしば乾燥気候下にみられるように、大規模灌漑排水設備の建設と管理をめぐって強力な国家権力と発達した官僚組織が形成される専制的社会のことである。一方、ムオンはモンスーン気候下に建設されているために、灌漑が決定的重要性を持ちえず、用水支配者も乾燥地域におけるほど強力な支配権を行使しえない。にもかかわらず、幹線水路の建設など、国家による用水支配が認められるムオン社会構造を「準水力社会」とよび、石井はムオンを生態的背景からタイ系民族が歴史上展開した諸国家の一類型として位置づけたのである。

この「準水力社会」において支配者の権力と水利灌漑組織がどのように結びついてきたかについて、具体的事例から検討しようとした研究は、ランナータイに関する田辺（1976）の研究を嚆矢とする。その後、中国における少数民族研究のめざましい発展を背景としてシップソーンパンナーを例とする研究が展開した（加治 1982: 171）。水利組織を前提としてシップソーンパンナー全域の政治統合が可能になったと結論する加治（1988）の研究に対しては、水利組織と統治機構の関係の検討に基づき、水利と関わる支配者の権力行使はシップソーンパンナー内の局部に限られるという反論が馬場（1990）によって加えられる。さらにシップソーンパンナーにおけるこの研究の流れは、盆地内の具体的地形条件や、行政組織など農民統治の他の側面をも視野にい

櫻永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

れた加藤 (1991; 2000) の研究へ引き継がれ、より精緻化に向かっている。

こうした水利灌溉組織とムオン権力の結びつきに関する研究は、ベトナムにおけるタイ系諸族研究における盲点の一つとなっている。一方、先述のように「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書には、ムオン各役職者の経済的基盤となる農民や耕地の掌握と、徴税と徭役に関する規定が詳しく記されている (II部 3, 6, 8, 9 章参照)。したがってこの文書内容をふまえて、各村落の生態的立地条件、水利組織への各ムオン住人との関わり合い、交易などの対外的経済活動などを文献や現地資料から検討し、支配者階層の経済的基盤、およびムオン権力の求心力を考察することが今後の研究の課題となる。

### 3.3 政治社会組織とその歴史について

タイ系諸族のムオンにおいては「貴族/平民/奴隷 (賤民)」という 3 階層による社会区分が、ほぼ共通に見受けられる (綾部 1971: 115)。黒タイ、白タイのムオンにおいても、特定の父系出自集団を支配階層とする社会組織が構造化されていることが古くから報告されてきた (cf. Lunet de Lajonquière 1906: 178-180; Maspéro 1916; 1929)。まず、黒タイの例を紹介する。

黒タイのムオンにおいて、チャウムオン内部の田地はすべて貴族層に帰属するとされていた。これら田地の所有や分配と身分階層構造の間には密接な関係があり、ベトナム人研究者らによるムオン・ラーの例 (Bùi, Cầm và Nguyễn 1975: 111-118) から以下のように整理できる。

チャウムオン内部の田は、すべてムオン貴族層の管理権下におかれた田である。慣習に従って、それらは主に以下の 2 種に分類される<sup>12)</sup>。

1. 職田 (*nā bót*): アン・ニャーから各役職者に分配される田。
2. 負担田 (*nā háp bék*): 田の分給を受ける条件を持つ各人に分給される田で、分給を受けた人は納税と村やムオンへの徭役労働などの義務を負う。

チャウムオン内部は、上記 2 種の田の分配に対応して支配階層と被支配階層の 2 層に分かれ、被支配階層はさらに細かく分化している。

1. 支配階層: 貴族出自の人々と、平民出自であるが「長老会」の役職者。
  - 職田を分給され、納税と、村やムオンへの徭役労働などの義務を免れられる。
2. 被支配階層

1) 自由農民 (*pò háp mè bék*): パイ (*pày*)

- 負担田を担当し、田地税を納める。
- 「ムオンの労働」として「ムオンの田」<sup>13)</sup> (*nā nā háy hāng mưōng*) を耕作する義務を負うが、外ムオンに居住する者は「徭役労働代納米 (*khâu chan*)」として籾税に換えることもできる。
- 貴族へ貴重な収穫の産物 (果実, 蜂, 鹿のもも肉, 熊の胆汁など) を納める義務を負う。

2) 半隷属民: クオン (*cuông*), ニョック (*nhốc*), プアッ・パーイ (*puak pài*)<sup>14)</sup>

- 貴族の職田の幾割かを受け取って耕作する。
- 貴族の家族のために畑作をするほか、家屋の修繕と補修, 接客の際の肉, 米, 酒の準備を担当する。
- 貴族へ貴重な収穫の産物 (果実, 蜂, 鹿のもも肉, 熊の胆汁など) を納める義務を負う。

3) 家内奴隷: コン・フォン (*côn hưōn*)

- もっぱら主人のために仕え、衣食は主人に保証される。罪人や負債を抱えてこの身分に身を落とした者たちで、売買の対象となる。

このようにムオン内は特定の父系出自集団によって階層的に構造化され、またムオン内に居住する異民族もその階層構造に包摂されていた (II部9, 13, 15章参照)。しかしリーチ (Leach 1964 [1954]) によって早い時期に高地ビルマで実施されたカチン社会の研究は、ムオンのこうした組織構造の安定性について検討を促す意味で大きな意義を持った。リーチは、カチン社会が、平地シャン社会との政治経済関係や外婚リニージ間の非対称的構造関係など、内外の関係に基づいて、「平等主義的、民主的な」構造と「階層的、貴族的な」構造との間の歴史的な往復運動を繰り返してきた状況を描き出し、「1社会」対「1社会構造」という形式的対応が普遍的ではなく、むしろムオンという政治社会組織の可動態を示唆したからである。

ムオンの政治統合の動態的理解は、タンバイア (Tambiah 1976) によって、タイのみならず東南アジアにみられるインド的宇宙論・国家論の影響を受けた大小あらゆる規模の国家を包括するモデルとして結実する。これがタンバイアの「銀河系的政体論 (*galactic polity*)」であるが、関本 (1987: 3-34) による要領のいまとめに依拠すれば、その特徴は以下のように要約できる。

1. 外縁の境界によってでなく、中心によってのみ規定されるような政治的統合様式である。
2. 大小さまざまな「くに」が、規模こそ違え、同型的で自立的な実体をなす。
3. それは集権的官僚制の帝国ではなく、むしろ1個の銀河系型の構造であり、中心に位置する（世界の支配者たる）ものの周りを、いくつものより小さな同型物が回転し、分裂と合体のたえざる運動を繰り返す。

上記のような特徴は、ベトナム西北地方の黒タイ、白タイの各ムオンにも当てはまる。黒タイの『ムオンの物語 (Quām Tở Mưōng)』<sup>19)</sup>は、同型的で自立的な実体をなすフィアムオン (ムオン) が4個集合してチャウムオンをなし、そのチャウムオンが16個集合して「シップホックチャウタイ (Xíp hốc Chau Tậy)」とよばれる一元的な外観を持つ連合体を形成していたこと、またシップホックチャウタイ内が分裂と合体を繰り返す中で、中心となるチャウムオンすなわちムオンルオン (*mưōng luông*) が交替しつつシップホックチャウタイが存続してきたことを伝えている (Cầm và Cầm 1960)。

シップホックチャウタイの政治的統合については、カム・チョンら (Cầm và Phan 1995: 275-349) がモデル化しているが、その特徴はシップホックチャウタイを一つの閉じた政治共同体として理解している点である。一方、銀河系的政体論においては支配者階層の経済基盤における対外交易の重要性も注目されていた。

このようにムオンの政治組織構造の特色をその外部社会との政治経済関係から解明しようとした研究としては、中華帝国の地理的周辺性という点に注目してその政治社会組織の特徴について論じた大林 (1970) の研究のほか、田辺の研究を特記すべきである。田辺 (1973: 152-160) は、ムオンの政治組織の変容過程において対外交易や商品経済の浸透が果たした役割について具体的に検討した点で意義が大きいからである。その後、桜井 (1986: 207-209) が東南アジアの国家類型を整理する上で、ムオンをブレ国家として位置づけ、ムオン社会組織は外部の大文明によってその地の支配者が認証されることによって成立し、対外交易を重要な要因として中央集権的国家へと発展を遂げていくとした。つまり桜井においては、ムオンは外世界との政治経済交流を前提として成立する政治社会組織であるという点がより強調されることとなった。

上記のように、ムオン研究におけるムオンの対外的交流関係への関心が高まる一方で、「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書は、対外交易について記述していない。



しかし、紅河やダー河沿いの交易路を漢族、キン、その他の民族の商人が通行していたことは、古くから報告されている (cf. Dott 1996 [1923]: 136)。また、ラオス側に岩塩や鉄の産地があり (大林 1967: 76)、塩や鉄製の農具がラオス側からディエンビエン (Điện Biên) 経由で西北地方に入る交易ルートが20世紀半ばまで存在したこと、ラオスのポンサーリー (Phongsali) からディエンビエンに行く茶などの交易路 (加藤 1998: 243-246) についての報告があり、中国雲南省西双版纳からラオス北部を通過してベトナム西北地方を結ぶ交易路がかつて存在したことも明らかになっている。

従来ベトナムにおけるタイ研究においては、西北地方の黒タイ、白タイが形成してきたシップホックチャウタイのような政治的連合体を一つの閉じた体系として描くか、ベトナムという国家領域における歴史の枠内でのみ議論される傾向が顕著であった。「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書が語っていない対外交易に関する部分、これは文書が記述された時代背景に関する検討も含めて、文献資料と現地資料とから検討されるべき今後の課題である。

また、ムオンの同型性という点に注目すれば、タイにおけるそれぞれのチャウムオンの組織構造は非常に近似的である一方で、ムオン・ムオイの政治社会組織をムオン・ムアッやムオン・ラーのもの (Bùi, Cầm và Nguyễn 1975) と比較すると、差異も見受けられる。こうしたチャウムオンのヴァリエーションについて、それぞれのチャウムオンの地理・生態学的条件、政治的条件、対外関係などを考慮に入れつつ比較検討する作業も、ムオンの組織構造の実態に沿った理解に貢献すると思われる。各ムオンがその外世界とのつながりの中でどのように鼓動してきたかというタンバイアの命題は、以上のような諸検討を通じて検証を深めるに違いない。

#### 4 おわりに——総括と展望

ここまで本稿では、『タイの慣習法』「第2部 第1章」において紹介された「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」文書について、以下の2面から検討してきた。すなわち、一つは文書の形態的側面、とりわけ記述に用いられている文字に注目した側面であり、もう一つは文書に記述されている内容的側面についてである。筆者はこれら2側面から、この文書の特徴について明らかにするとともに、この文書が東南アジアにおける社会史研究においてどのように位置づけられ、今後の研究にどのように貢献しうるかについて、評価を試みてきた。本節では以上の内容を総括し、今後の研究の展望についてまとめておきたい。

まず、文書の形態的側面からは以下のことがいえる。ルオン・ヴェン・ホンが1930年以前に記した「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」原本が、ロ・ヴェン・ソンによる筆写を経て、カム・チョンによる刊本として出版された。カム・チョンは、黒タイ文字による全文を公にただけでなく、全文をベトナム語に翻訳し、さらにベトナム語による注を付して全内容を広く紹介した。また、カム・チョンは、底本から全文を筆写する際に、底本の記述形態を重んじて黒タイ文字を使用した。カム・チョン刊本の表記においては、アラビア数字など新しい言語情報や、句読点など非言語的な図象情報を付加することで、底本よりも意味把握を容易にし、検索機能を高める工夫も凝らしていた。カム・チョンが改訂タイ文字を使用すれば、黒タイ語の音声と表記の一致がよりいっそう実現されたはずであるとしても、今日の黒タイ、ベトナム、東南アジアの社会文化研究に対する『タイの慣習法』出版の大きな貢献が期待される。

次に、筆者は、文書の内容面について検討し、以下のようなことを論じてきた。この文書の記述内容は、政治社会組織についてが多くを占め、司法に関する記述は比較的少ない。こうした内容的特徴の検討にあたっては、文書が記述された歴史的、政治的背景との関連についての視野が要請される。また、この文書が今日出版された理由については、ベトナムにおける少数民族政策の動向の中で理解する必要があるであろう。

ともあれ、文書の政治社会組織に関する詳細な記述や、儀礼祭祀に関する記述は、ムオン権力の経済的基盤やその求心性に関する研究の重要な基本資料となる。この資料は、現在の研究動向をふまえると、以下のような具体的な研究へと筆者の関心をかき立てる。

1. 各チャウムオンにおける宗教的実践を通して現実の政治経済に対してどのようにイデオロギーが作用しているか。
2. 水利組織と住民がどのように結びついていたか。
3. 対外交渉など外世界との政治経済的交流がいかに権力と結びついていたか。
4. それぞれのチャウムオンにおける同型性と差異がなにによってもたらされていたか。

こうした研究は、文書の記述に文献資料や現地資料によるデータを総合させることにより可能になるであろう。

ベトナムの西北地方は、現地調査がこれまであまり進んでこなかった地域である。また、タイ語を含む文書資料に関しては多くが未整理なままであり、さらには借し

くもタイ文字識字者は減少しつつある。まして現代口語では用いられない熟語、慣用句の宝庫である古文書を読み下し、しかも解読できる人材はもはや非常に乏しい。「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」のような資料の発掘と開示によって、東南アジアにおける社会史研究が発展していくことを筆者も切に願う次第である。

## 注

- 1) ベトナムにおけるタイ研究では、16世紀にベトナム西北地方にシップホックチャウタイ (*Xíp Hốc Chau Tây*) すなわち「16のタイのチャウムオン」が形成された (*Cầm và Phan 1995: 313-318*) という説が常識化している。
- 2) チャンとフェルリユス (*Trần và Ferlus 1998: 126*) はタイ文字を以下のように4つに分類している。(1) ライチャウ省、ソンラー省、ホアビン省の白タイの文字と黒タイ文字。(2) ゲアン省やホアビン省からラオス側に移住したタイが用いている文字で、今ではベトナム側では使用されていない。(3) ゲアン省のクイ・チャウ (*Quy Châu*) のみで用いられ、音節ごとに縦書きされる。(4) ゲアン省のトゥオン・ドゥアン (*Tương Dương*) のタイに用いられ、ライパオ (*Lai Pao*) とよばれる。
- 3) タイ・メーオ自治区は1962年に西北自治区と改称する。自治区設立の目的は、ベトナム国内での平等主義政策の実現、少数民族独自の発展の道を探ること、国民の一体感の促進であったという。
- 4) メーオは他称であり、蔑称であるという理由で、現在の公式の民族名にはモンが採用されている。
- 5) 実際に文字の創造が実現したのはメーオだけである。メーオの文字の創造は1956年に始まり、ローマ字による表記が1957年に定まった (*Thanh 1968: 128-129*)。
- 6) ベトナム側のタイ語文献によると、1884年までは、タイが16のチャウムオンを形成していたが、天津条約 (1884年) における中国とフランスの間の領土確定によって、6つのチャウムオンが中国側に含まれることになったとされる。
- 7) 黒タイ文字の歴史に関しては拙稿 (榎永 2000b) 参照。
- 8) 第17章173条は、未書記部分があることを記すノートであるので、条文として扱わなかった。
- 9) シルベストル (*Silvestre 1918: 29*) は、フォントーにおける白タイの支配者がかつてタイ文字による法典を保持していたが、争乱で失われ、その内容については定かでない、と20世紀初頭に記している。こうした文書が新たに発見されれば、仏領下で編纂された慣習法文書との比較の上で大きな意義を持つと考えられる。
- 10) この暴動の発生年代は1911年であるとする書 (*Cầm 1978: 483*) もある。
- 11) スターリン・毛主義の基本的な考え方を要約すると以下の通りである。(1) 生産力水準の低い途上国でも、まず生産関係の変革、すなわち集団化と国営化を急ぐことによって、急速な工業化は可能である。(2) 市場の発展を批判し、経済の計画化を進めることが急速な発展を可能にする。(3) 社会主義は帝国主義に包囲され、転覆される恐れが常に存在するから、国を閉じて一国内で社会主義建設を進める。国を開く場合は、イデオロギーを同じくする社会主義国との国交を優先させる。また、進んだ社会主義国は遅れた社会主義国を援助する義務がある (木村 1995: 219)。
- 12) 以下の職田と負担田の他に、「ムオンの田 (*nã nã háy hăng mưông*)」もある。これは、チャウムオンの中心村であるチエン (*chiêng*) の田地である。II, 28条原注参照。
- 13) 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」28条原注参照。
- 14) クオンはタイ、ニョック、プアッ・パーイはモン・クメール系など他の民族である。
- 15) カム・ジョン、カム・クイン2氏によるベトナム語訳では、書名が *Quăm Tổ Mưông* となっているが、本書が採用している黒タイ語クオック・グー表記では *Quăm Tổ Mưông* となる。またカム・ジョンによると、*Mưông* は *Mưóng* の誤植である。

## II ムオン・ムオイの黒タイ慣習法

### *Hội không Tây Đăm đú Mưông Muôi*

記述者：ルオン・ヴァン・ホン (Lưông Văn Hôn)

ムオン・ムオイのモ<sup>1)</sup>, 1930年以前

### 目 次

- ムオン・ムオイ (トゥアンチャウ) 建設の歴史 (1~12条)
- 1章 ムオン・ムオイの領域と境界 (13~22条)
  - 2章 チャウムオン (*chau mưông*) レベルの行政役職規定 (23~27条)
  - 3章 アン・ニャー (*án nhā*), フィア (*phia*), 役職者たちに対するムオンや村の分割に関する法 (28~69条)
  - 4章 ムオンレベル, 村レベルの役職を得るための規定 (70~88条)
  - 5章 告訴, 処罰をめぐる仕事についての規定 (89~98条)
  - 6章 アン・ニャーや役職者たちのための水田と焼畑耕作に関する規定 (99~105条)
  - 7章 銃の誤射による致傷致死, あるいは故意でない家や村の焼失に関する規定 (106~109条)
  - 8章 アン・ニャーや他の役職者たちに献上する肉に関する規定 (110~114条)
  - 9章 クオン (*cuông*) やニョック (*nhốc*) がする仕事についての規定 (115~120条)
  - 10章 私生児を身ごもったり, 婚姻前の妊娠をめぐる罪に関する規定 (121~132条)
  - 11章 窃盗罪に関する規定 (133~135条)
  - 12章 姦通罪に関する規定 (136~137条)
  - 13章 礼部の各役職者とムオン・ムオイにおけるセン・ムオン (*xên mưông*) の規定について (138~150条)
  - 14章 ムオン内部の領土と森と礼部について (151~159条)
  - 15章 ムオン祭礼に関する規定 (160~169条)
  - 16章 祭礼をめぐる各人, 各家に関する規定 (170~172条)
  - 17章 未記入部について (173条)

## ムオン・ムオイ（トゥアンチャウ）建設の歴史

1. 昔昔、中国にいた黒タイが下ってムオン・ロ (*Muông Lơ*)<sup>2)</sup> を占めた<sup>3)</sup>。
2. ムオン・ロは人が溢ち溢ちて占める場所がなくなった。
3. ロ・カム (*Lỗ Cầm*) 姓<sup>4)</sup> のラン・チュオン公 (*Lạng Chuông* または *Lạn Chuông*) が、ロ・ガン (*Lỗ Ngõn*), ロ・ノイ (*Lỗ Nội*), ルオン (*Lưông*), カ (*Cā*), クワン (*Quảng*), トン (*Tống*), レオ (*Lèo*), ヴィ (*Vĩ*), ル (*Lũ*), ラ (*Lã*), メ (*Mê*) の各姓を加えた12姓<sup>5)</sup> の人々をまとめ、現在のターイの地にまで上った。
4. ラン・チュオン公は黒タイをつれてムオン・タイン (*Muông Thanh*)<sup>6)</sup> にまで上った。
5. ラン・チュオン公の代からロ・カム・レップ公 (*Lỗ Cầm Lệp*) すなわちロ・カム・レット公 (*Lỗ Cầm Let*)<sup>7)</sup> の代まで12代を下る。
6. グー・ハウ公 (*Ngũ Hâu*)<sup>8)</sup>, 別名ロ・レット公がムオン・ムオイを占め、ムオン・ムオイが黒タイのムオンの中心となった。
7. ムオン・ムオイは王候に服属することによって、キンの王は信用し、ラオの王は友好を示した<sup>9)</sup>。キンの王は、ムオン・ムオイをチャウ・トゥアン (*Châu Thuận*) とよび、嘉興府の直屬とした。ラオの王は、ムオン・ムオイをムオン・ファ (*Muông Pha*) すなわちチエン・ファ (*Chiêng Pha*) とよんだ。
8. チエン・ディー (*Chiêng Đì*) の地をチエン (*Chiêng*)<sup>10)</sup> とした。
9. 昔から、必ずロ・カム姓の出自集団が平民の出自集団を統率し、アン・ニャーすなわち管州 (*quan châu*) をつとめてきた。
10. ラン・チュオン公の代から現在に至るまで、34代を数える。
11. チャウムオンのアン・ニャーは、何代にもわたってキンの王により知府 (*tri phủ*), 宣尉 (*tiên úy*), 都尉 (*đô y*)<sup>11)</sup>, 司馬 (*tư mã*), 少保 (*thiếu bảo*)<sup>12)</sup> という官職に任命されてきた。どの代もこのムオンの地方官 (*quan châu*) をつとめた。
12. アン・ニャーという地方官はチエン・ディー村<sup>13)</sup> の柱を立て<sup>[原注]</sup>, 以下に述べるような慣習に従ってバーンムオンを統括した。

[原注] 「チエンの地に柱を立てる」: かつて、黒タイも白タイもそれぞれのムオンの中心に、すなわちチエンの地に柱を立てる習慣があった。その柱は「ムオンの柱 (*lắc muông*)」とよばれたが、その柱を打ち込むやり方は以下2方向に分化した。よく知られている方法は、おそらくはベトナム語で *lũa cây* と呼ぶのであろう「四鉄 (*tứ thiết*)」<sup>14)</sup> の類の

木の芯を取りだし、山刀や斧で削ってつくった柱を、ムオンの「不動の礎」として選定された山麓の開けたところに埋める。そこは「ネン（ミン）・ムオンの山」(núi nền *muông* または *núi mình muông*) とよばれる。一方、このやり方で柱を埋めないムオンもある。まず、長さ30センチくらいの木切れを4つ、手首で取って柱の形に削り、ムオンの祭礼であるセン・ムオン (*xên muông*) の時に盆に添える。祈禱が終わった後、モ・ムオン (*ông mo muông*) がチエンの四隅に密かにこれらを埋めるつとめを果たす。密かにやり遂げる必要があるのは、邪悪なものに知られて、ムオンの柱を掘り当てられて粉々にされたりすると、ムオンの主およびムオンの霊が病死したり、バーンムオン<sup>19)</sup>が荒廃するからである。この習慣は、ターイが各親族集団の協同によって新天地として拓く土地を探して長征しなければならなかった遠い昔にまで遡る。新開地では、親族集団の長である人が必ず「棒を摺み服を吊す (*tók lác xác xửa*)」と称する儀礼を催す。これは水牛を屠して神地に祈る儀礼であり、村の柱、ムオンの柱を立て、これが居民の土地所有権を画定する記号とみなされる。この習慣は、ホン河の支流であるロ川 (*sông Lô*)、チャイ川 (*sông Cháy*) に居住するタイ (Tày) の伝説でも現在まで伝えられている。より広い視野の研究に立てば、おそらくこの習慣は東南アジアにあるタイ・ターイ文化の特徴を示している。タイ王国の首都バンコクに、「ムオンの柱 (*lác muông*)」とよばれるコンクリート製できらびやかな装飾が施された柱が高くそびえていることに、我々は驚かない。ここから推するに、「ムオンに柱を立てること」は、表現こそ違え、同じ文化的モチーフとして現在までさまざまな様式で存在し続けている。(ベトナムでは) ホン河の支流ロ川、チャイ川流域に伝説として伝わる形態のものから、ターイの各ムオンの起源に関する醇朴で簡素な形態のものまでである。これがタイ王国では上記のような発展を遂げた。このようにこの習慣は東南アジアの至る所でみられる。

## 1章 ムオン・ムオイの領域と境界 (13~22条)

13. 古伝に曰く、「ムオン・ムオイはマー河側に広がり、ムオン・ラー<sup>16)</sup> (*Muông Là*) はダー河側に広がる」と。
14. ムオンや村を建設する際、ソーン (*xông*) すなわち「伍 (*ngũ*)」、ローン (*lông*)、クエン (*quèn*) に分けた。
15. 職権を持つ人は、バーンムオン<sup>17)</sup>を分割し、少しづつ水田を取り分け合った  
[原注]。

[原注] 職田 (*nả bót, nả cãm hầy nả chức*): ディエンビエンフー解放 (1954年5月7日) 以前、ターイの社会組織範囲はバーンムオンとよばれ、西北地方は依然としてムオンレ

ベルの田 (*nả hằng mưông*) に分割されていた。職田とは、下はチャー (*chá*) やクアン・バーン (*quan bản*)<sup>18)</sup> から上はアン・ニャーまでの全チャウムオン役職者の家族に対して相応の割合、分配される田のことである。当然、このように分配されるので、階層の高低による相違やバーンやムオンの田地量に応じて、全ムオンの各役職者に支給される田地には寡多が生じるが、これはムオンの労働の監督任務に対する俸給とみなすことができる。

16. ムオン・ムオイというチャウムオンは、以下の5つのムオンフィア (*mưông phĩa*)<sup>19)</sup> からなる。

- ・ムオン・ムオイ (チェン・フャ) が内ムオンであり、キンの王はこれをスアンマイ社 (*xã Xuân Mai*) とよんでいる。各外ムオンは以下のとおりである。
- ・ムオン・ラム (*Mưông Lãm*) はマー河の地域にある。キンはナムティン社 (*xã Nam Tịnh*) とよんでいる。
- ・ムオン・サイ (*Mưông Xai*) はダー側沿いにある。キンはキンコアイ社 (*xã Kinh Khoái*)<sup>[原注]</sup> とよんでいる。
- ・ムオン・ピエン (*Mưông Piêng*) を、キンはタインビン社 (*xã Thanh Bình*) とよんでいる。
- ・チェン・バック (*Chiêng Póc*) を、キンはチンバック社 (*xã Trịnh Bắc*) とよんでいる。

[原注] キンコアイとは明命帝がムオン・サイに対してつけた名称で、デルタ部と同様「社(xã)」の行政単位を以て当てた。同地は今日のソンラー省トゥアンチャウ県チエンムオン社に当たり、クインニャイ県までのダー河沿い一帯である。我々が思うに、キンコアイとは、クインニャイというキン語地による名の黒タイ訛音に由来する。これを朝廷がトゥアンチャウに属する社の名称としたのである。

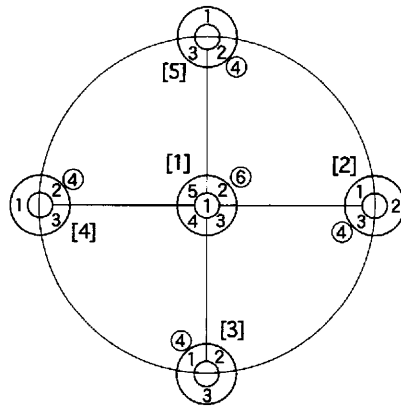
17. 各フィアムオンはたくさんの村と甲<sup>20)</sup>に分かれるが、どの甲もムオンの僻地ではローンをなし、小さいローンはクエンまたはケン (*kên*) とよばれる。
18. 各フィアムオンはたくさんのソーンに分かれるが、キンの王はソーンを「伍」とよび、ターイはしばしばソーン・グー (*xông ngu*) とよぶ。
19. ムオン・ムオイの内ムオン (*mưông cuông mưông*) には4ソーンがあり、外ムオン (*mưông nọk mưông*) にはそれぞれソーンが3つずつある。
20. 各ソーンの土地の面積は同じようなものだが、いくつの村が各ソーンに属するか、多いか少ないかは計算できない。

櫻永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

21. ムオンフィアには「礼部 (*hông tũp xên*)」の中の職権分立があり、1つのソーン  
 のようである。

22. 「ムオンの頭はくつつき、尻は寄り掛かる」<sup>21)</sup>。ムオンの頭はムオン・クアイ<sup>22)</sup>に  
 くつついている。以前からムオン・クアイはムオン・ムオイに属する1ムオンフィ  
 アであったが、現在では、王侯貴族 (*pua quan*)<sup>23)</sup> がこれを1つのムオンすなわち  
 「総 (*tổng*)」とみなし、すなわちチャウムオンとなった。マー河側はラオに接近し、  
 ダー河側はムオン・チエン<sup>24)</sup>に接する。また、下流ではムオン・ラー、ムオン・  
 ムア<sup>25)</sup>へと連なっている〔注〕。

〔注〕 この注においては、原注に訳者による注を加えている。内ムオンと外ムオン組織につ  
 いては、以下の図 [Cầm và Phan 1995: 334] が参考になる。



1954年以前のムオン・ムオイのチャウムオン

内ムオンが全チャウムオンの中心であり、内ムオンの中心がチエン・ディーである。  
 内ムオンと外ムオンは以下のような構成である。

[1] ムオン・ムオイ (*Muông Muối*)<sup>26)</sup>：ムオン・ムオイの内ムオン

以下のチエンと4ソーン、1ローンからなる。

1) チエン・ディー：チエンとは、「ムオンの霊 (*phi muông*)」が座す場所で、全ムオ  
 ンの長であるアン・ニャーすなわちチャウ・ムオンは毎年そこで儀礼を執行する義務  
 がある。チエンは城堡 (*viêng*) と関所 (*che*) で囲まれ、チャウムオンの中枢を防衛し、  
 中では市が開かれ、手工業の職人などもいた [Bùi, Cầm và Nguyễn 1975: 104-105]。

2) ソーン・パン (*Xông păn*)：その役職名は「千軍の指揮官」に由来するというオン・  
 セン (*ông xen*) が首領をつとめる。

3) ソーン・ボン (*Xông pọng*)：その役職名は「戦闘前の交渉と道路など戦闘準備の  
 任務をもった指揮官」に由来するというオン・ボン (*ông pọng*) が首領をつとめる。



4) ソーン・ホー・ルオン (*Xông ho luong*) : その名は「親衛隊の指揮官」に由来するというオン・ホー・ルオン (*ông ho luông*) が首領をつとめる。

5) ソーン・ボン・カン (*Xông pọng cang*) : オン・ボン・カン (*ông pọng cang*) が首領をつとめる。

6) ムオン・エック (*Mưông Ék*) というローン : タオ・ローン (*tao lộng*) が首領をつとめる。

[2] チェン・バック : 外ムオン

以下の3ソーンと1ローンからなる。

1, 2, 3) ソーン・パン, ソーン・ボン, ソーン・ホー・ルオンの3つのソーン。外ムオンに属するのは4ソーンではなく、3ソーンである。

4) ムオイ・ノイ (*Mười Nội*) というローン。その首領はタオ・ローンであるが、しばしばムオイ・ノイのフィア・フォーと自称している。

[3] ムオン・ビエン : 外ムオン

以下の3ソーンと1ローンからなる。

1, 2, 3) ソーン・パン, ソーン・ボン, ソーン・ホー・ルオンの3つのソーン。

4) ムオン・ピア (*Mưông Pia*) というローン。その首領はタオ・ローンである。

[4] ムオン・サイ : 外ムオン

以下の3ソーンと1ローンからなる。

1, 2, 3) ソーン・パン, ソーン・ボン, ソーン・ホー・ルオンの3つのソーン。

4) ムオン・ザーン (*Mưông Giảng*) というローン。

[5] ムオン・ラム : 外ムオン

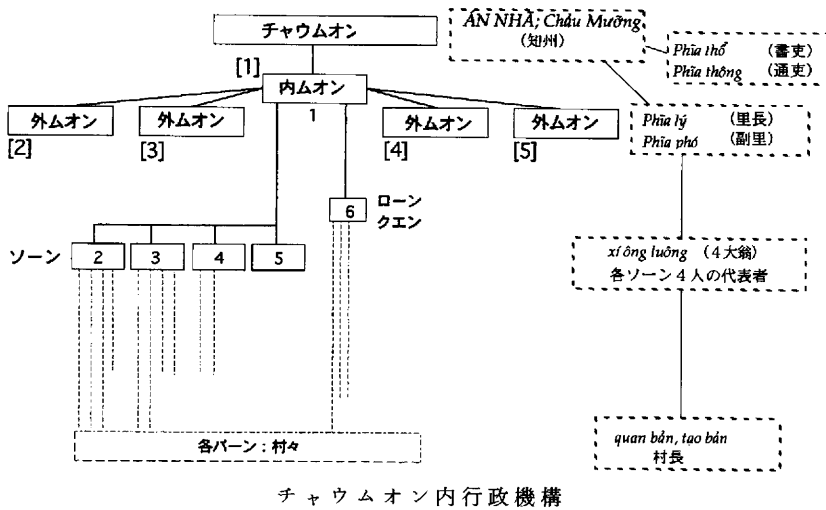
以下の3ソーンと1ローンからなる。

1, 2, 3) ソーン・パン, ソーン・ボン, ソーン・ホー・ルオンの3つのソーン。

4) バーン・バーン・ムオン・ピン (*Bản Bản Mưông Pịn*) すなわちバーン・ピン (*Bản Pịn*) というローン。

ムオン・ムオイというチャウムオン全体の首領はアン・ニャーであり、知州、チャウ・ムオン、アン・ニャー・チャウ・ムオン、管州ともよばれる。ベトナム朝廷はアン・ニャーの下に、フィア・トー (*phía thổ*) すなわち「書吏 (*thur lại*)」と、フィア・トン (*phía thông*) すなわち「通吏 (*thông lại*)」という2つのフィア職を補佐として設置していた。

内ムオンはチェン・リーとよばれるそのチェンに役所を置く。これもムオン・ムオイとよばれるばかりでなく、チャウムオン全体あるいはアン・ニャーの組織機構を兼ねる。ムオン・ムオイの内ムオンの組織図については、「ムオン・ムオイの内ムオン組織略図」を参照のこと。

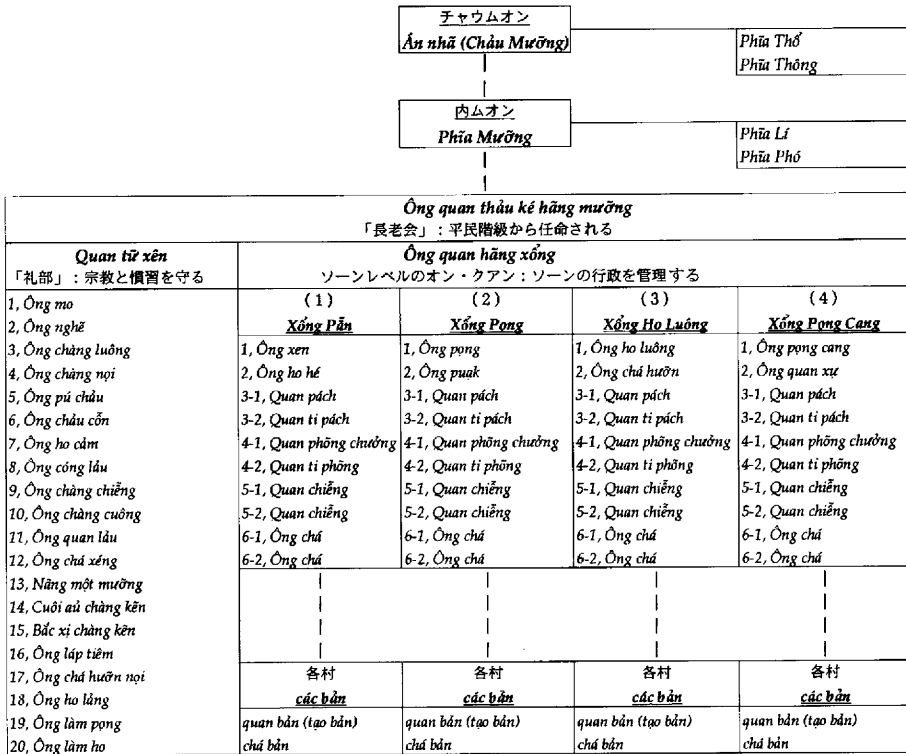


## 2章 チャウムオンレベルの行政役職規定 (23～27条)

23. アン・ニャーはバーンムオンの首領である。
24. フィア・トー, フィア・トン<sup>27)</sup>はチャウムオン業務を担当する。
25. ムオンフィアはフィア・リー (*phia lí*) を首領とする。キンの王は彼のことを里長とよんでいる。フィア・フォー (*phia phó*) のことを, キンの王は「副里 (*phó lí*)」とよんでいる。2フィアとも自分の村の平民の監察役である。
26. 各ゾーンには8つのオン (*ông*) という役職がある。キンの王は, 上はオン・セーン (*ông xen*) すなわちオン・パン (*ông păn*) から, 下はオン・チャー・フォン (*ông chá hưỡn*) までのオンを「耆目 (*kỳ mục*)」とよんでいる。
27. オン・モ (*ông mo*), オン・ゲー (*ông gễ*), オン・チャー (*ông chàng*) は慣習と祭礼を司る。

## 3章 アン・ニャー, フィア, 役職者たちに対する ムオンや村の分割に関する法 (28～69条)

28. アン・ニャーはチェン・ディーの土地から田を10マウ<sup>28)</sup>分給される。アン・ニャーはチャウレベルの平民による徭役労働代納米<sup>[原注]</sup>を得ることができる。平民は田1マウあたり1タ<sup>29)</sup>納めなくてはならない。



ムオン・ムオイの内ムオン組織略図

[原注] 徭役労働代納米 (*khâu chạn*) : チエンの地における田地は、必ず「ムオン全体の田地 (*nã nả háy hăng muông*)」と称される一区分の田である。粃はムオン全体の倉に収納され、ムオンの労働 (*viak muông*) の際に抛出される。犁入れ、マグワ掻き、田植え、収穫のように、区画内の田における生産と密接に結びついた作業については、内ムオン機構が直接指揮にあたって内ムオンの平民が担当した。外ムオンの各平民は直接労働に携わらないかわりに、チャウムオン機構が規定として定めている徭役労働に匹敵する量の粃の納入が義務づけられた。このようにして納入される粃は、各外ムオンにおける労働の代償として発生しているので、「怠ける粃 (*khâu chạn*)」とよばれる [Căm 1978: 192]。

29. アン・ニャーはターイがニョック<sup>30)</sup>として奉仕する村から9村を所領する。ポー村 (*bản Bó*)、ラーイ村 (*bản Lai*)、ギウ村 (*bản Ngiu*)、トーン村 (*bản Tong*)、ヴィエン村 (*bản Viễn*)、バイ村 (*bản Bay*)、ヌオット村 (*bản Nuốt*)、カット村 (*bản Cát*)、エツ・トーン村 (*bản Ék Tông*) である。さらにサー (*xã*)<sup>31)</sup> がクオン<sup>[原注]</sup>として奉仕する以下の7村を所領する。すなわちポーン村 (*bản Pong*)、コー村 (*bản Có*)、リ

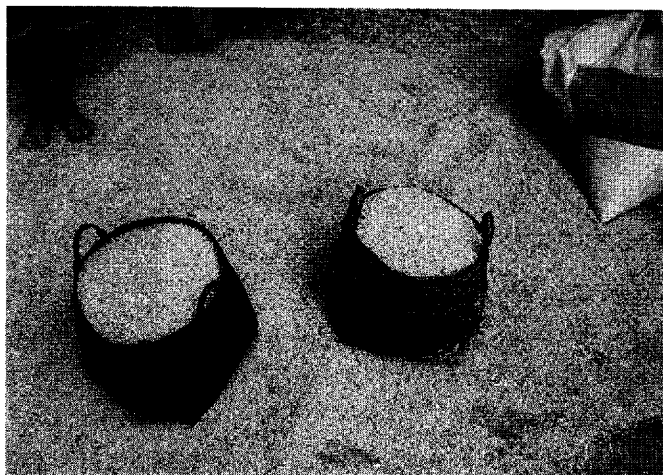


写真1 一担ぎ分の粉  
天びん棒で籠2つを一担ぎする

ウ村 (*bản Lữ*), ティム村 (*bản Tím*), ナー・タム村 (*bản Nã Tăm*), ケオ村 (*bản Kéo*), ノン・ポーン村 (*bản Nong Põng*) である。

【原注】 クオンの村 (*bản cuông*): 「クオン」とは「(家の) 中」を意味する語である。「クオンの村」とは、「主人の家の中の人 (*cổn cuông hưỡn chầu*)」と称される範疇の農民の村である。クオンは農地労働に従事する階層であり、役職者への労働奉仕の義務を負ったいわゆる雑役である。

ニョックの村 (*bản nhóc*): もともとは、いわゆる「ムオンの労働 (*viak mưỡ̃ng*)」への参加義務のある農民の村のことである。「ムオンの労働」とは、たとえばムオン全体の水田農耕や、道路工事、水路・堰・堤防などの水利土木事業などに関する労働である。しかし、昨今ではアン・チャーやフィアや他の役職者たちに対してパーンムオンから分給される共有田 (職田) の耕作に取り立てられている。

30. フィア・トーはチェン・ディーの土地から田を6マウ分給され、さらにターイがニョックとして奉仕する村を3つ所領できる。すなわちチェン・ガム (*Chiềng Ngam*), ボン・ノイ村 (*bản Bon Nội*), カー・ダン村 (*bản Ca Đẳng*) である。またサーがクオンとして奉仕する村を2つ所領する。ケム村 (*bản Khem*) とライン村 (*bản Lạnh*) である。
31. フィア・トンはチェン・ディーの土地から田を5マウ分給され、さらにターイがニョックとして奉仕する村を3つ所領できる。すなわちサット村 (*bản Xát*), モー村 (*bản Mỏ*), ター・トゥー村 (*bản Ta Tú*) である。またサーがクオンとして奉仕

- する村を3つ所領する。ホーム村 (*bản Hóm*), マウ村 (*bản Mau*), ソーン村 (*bản Xong*) である。
32. フィア・リーはチエン・ディーの土地から田を5マウ分給され、さらにターイがニョックとして奉仕する村を3つ所領できる。すなわちナー・ティ村 (*bản Nã Tí*), プー村 (*bản Pú*), ナー・ハット村 (*bản Nã Hát*) である。またサーがクオンとして奉仕する村を2つ所領する。サーイ村 (*bản Xái*), ヘオ村 (*bản Hèo*) である。
33. フィア・フォーはチエン・ディーの土地から田を3マウ分給され、さらにターイがニョックとして奉仕する村を2つ所領できる。すなわちライ村 (*bản Lay*), ナー・ノン村 (*bản Nã Nong*) である。またサーがクオンとして奉仕する村を2つ所領する。ハーン村 (*bản Hán*), フオイ・ルオン村 (*bản Huôi Luông*) である。
34. オン・センはソーン・パンの首領である。モン村 (*bản Mơn*) の田を8マウ分給され、ターイがニョックとして奉仕する村を5つ所領できる。すなわちパーイ村 (*bản Pãi*), サイン村 (*bản Xanh*), ゴーイ村 (*bản Dôi*), ナム・ラウ村 (*bản Nặm Lầu*), ナム・セー村 (*bản Nặm Xe*) である。
35. オン・ポンはソーン・ポンの首領である。トム村 (*bản Thôm*) の田を6マウ分給され、ターイがニョックとして奉仕する村を4つ所領できる。すなわちフェー村 (*bản Phê*), イット村 (*bản Ít*), タム村 (*bản Tam*), ルオイ村 (*bản Luôi*) である。
36. オン・ホー・ルオンはソーン・ホー・ルオンの首領である。ルアック村 (*bản Luak*) の田を4マウ分給され、サーがクオンとして奉仕する2村を所領する。ゼ村 (*bản Dẻ*), ボー・マ村 (*bản Bó Mạ*) である。
37. オン・ボン・カンはソーン・ボン・カンの首領である。コー村 (*bản Cọ*) の田を3マウ分給され、ターイがニョックとして奉仕する村を1つ所領できる。セン・ト村 (*bản Xen To*) である。
38. オン・クアン・スー (*ông quan sụ*) もオン・ホー・カン (*ông ho cang*) とよばれ、レー村 (*bản Lê*) の田を2マウ分給され、ソーン・ボン・カンに仕える。
39. オン・ホー・ヘー (*ông ho hê*) は、ラン・ルオン村 (*bản Lãng Luông*) の田を2マウ分給され、ソーン・パンに仕える。
40. オン・プアック (*ông puak*) は、ブン村 (*bản Púng*) の田を2マウ分給され、ソーン・ボンに仕える。
41. オン・チャー・フォンは、ライン村 (*bản Lạnh*) の田を2マウ分給され、ソーン・ホー・ルオンに仕えるのみならず、礼部の役職者としてオン・モに従う。
- ソーンを監督する役割を持つ各官の仕事は、以下の各項目である。

42. フィアが税を徴発する時は、オン・ソーン (*ông xông*)<sup>32)</sup> がクアン・バーンに税の徴収を命じる。こうしてクアン・バーンはムオン平民それぞれ<sup>33)</sup>から税を徴収するが、ムオンの平民は十分に税を納めなくてはならない。
43. フィアがどれかのソーンから労役 (*phủ phen*) を徴発する時は、オン・ソーンがそのソーン内のクアン・バーンに徴発を命じる。そこでクアン・バーンは労役当番の順を決め、各世帯まで呼びに行く。どの世帯の人に白羽の矢が立ったとしても、その人は拒んではならない。規定の日が来ると、クアン・バーンは当番の人たちを連れてオン・ソーンのもとに行き、オン・ソーンに託す。オン・ソーンが労役の当番たちをフィアのもとにつれて行くのである。
44. アン・ニャーやフィアの要請があれば、いつでもオン・ソーンは伺候しなくてはならない。
45. アン・ニャーやフィアがなにか仕事上の疑念を感じたり、どこかでなにかを思いついて、太鼓を9度叩き鳴らしたならば、昼夜、晴雨、寒暖を問わず各オン・ソーンは参内しなくてはならない。
46. アン・ニャーやフィアが監査に行く場合、行き先がどこであれ、またその目的がなんであれ、オン・ソーンは伺候しなくてはならない。
47. アン・ニャーやフィアは、クアン・パイック (*quan pách*)<sup>34)</sup>、クアン・フォン (*quan phông*) とオン・ソーン全員に召集を命じる<sup>35)</sup>。欠席者があってはならない。召集に応じられない事情がある場合、理由を十分に説明しなくてはならない。アン・ニャーやフィアの判断に従って、事情が考慮される場合がある。
48. もしソーンの人々が田畑、水、土地のことなどについて不平を言ったり、訴訟を起こした場合、オン・ソーンは子細を洗いざらい調査する<sup>36)</sup>。そのうえで、フィアに上奏する。アン・ニャーにはフィアが上奏する。アン・ニャーやフィアはオン・ソーンに事件の審理と、処罰か放免<sup>37)</sup>かの判断を委ねる。このあとアン・ニャーとフィアに報告される。事件が解決してはじめて休養できる。
49. 全てのソーンにクアン・パイックが1人いて、罪人の逮捕 (*pát xoi*)、捕縛 (*phúk mặt*)、打擲 (*tấp tí*)、取監 (*xăng lòm*)、桎梏 (*tữ cõm từ cũ*)<sup>38)</sup> を担当する。
50. ソーン・パンのクアン・パイックはガー村 (*bản Ngã*) のクアン・バーンであり、かつガー村の田を2分の1マウ分給される。
51. ソーン・ポンのクアン・パイックはチャー村 (*bản Chà*) のクアン・バーンであり、かつ田を2分の1マウ分給される。
52. ソーン・ホー・ルオンのクアン・パイックはタム村 (*bản Thâm*) のクアン・バー

- ンであり、かつ田を2分の1マウ分給される。
53. ソーン・ボン・カンのクアン・パイックはターン村 (*bản Tang*) のクアン・バーンであり、かつ田を2分の1マウ分給される。
54. ソーンにおいて各クアン・パイックは、いつでもチェンの任務にあたらなくてはならない。バーンムオンは、各クアン・パイックを補佐する役職者をクアン・パイックの下におく。それはクアン・ティ・パイック (*quan ti pách*) とよばれる。彼らはソーンのクアン・パイックにかわって、各村、各世帯の監督と、ムオンの任務遂行に尽くさなくてはならない。クアン・ティ・パイックはみな田を1マウを分給される。
55. どのソーンの中にもクアン・パイックの下に、クアン・フォン・ムオン (*quan phông mưông*) とクアン・ティ・フォン (*quan ti phông*) とよばれるクアン・フォンが2人いて、アン・ニャーやフィアの仕事を補佐する役目を負う。アン・ニャーがキン王朝の省や中央に参内したり、外ムオンなどに外遊<sup>39)</sup>する折には、クアン・フォンが財産、金銭、食物<sup>40)</sup>を運ぶ役目を負う。外遊にかかった出費については、クアン・フォンが帳簿に記載し、外遊後にムオンの民の各世帯に割り当てて、十分に拠出させる。
56. クアン・フォンは8人いる。
- ソーン・パンにはクアン・フォンが2人いる。クアン・フォン・チュオン (*quan phông chưông*) はコーン村 (*bản Cống*) のクアン・バーンをつとめ、田を1マウ分給される。クアン・ティ・フォンはビア村 (*bản Bía*) のクアン・バーンをつとめ、田を1マウ分給される。
  - ソーン・ボンにはクアン・フォンが2人いる。クアン・フォン・チュオンはナー・オー村 (*bản Nã Ổ*) のクアン・バーンをつとめ、田を1マウ分給される。クアン・ティ・フォンは、ブオック村 (*bản Phước*) のクアン・バーンをつとめ、田を1マウ分給される。
  - ソーン・ホー・ルオンにはクアン・フォンが2人いる。クアン・フォン・チュオンはペン村 (*bản Pen*) のクアン・バーンをつとめ、田を1マウ分給される。クアン・ティ・フォンは、クオン・ムオン村 (*bản Cường Mưông*) のクアン・バーンをつとめ、田を1マウ分給される。
  - ソーン・ホー・カンにはクアン・フォンが2人いる。クアン・フォン・チュオンはヴァイ村 (*bản Vai*) のクアン・バーンをつとめ、田を1マウ分給される。クアン・ティ・フォンは、ラーオ村 (*bản Lão*) のクアン・バーンをつとめ、

極永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

田を1マウ分給される。

57. どのゾーンにおいても、クアン・フォンの下にはクアン・チェンが2人いて、以下のような業務を担当している。

- 各役職者が家屋を建築する際には、村の人々を徴発して労働奉仕させる。
- オン・ゾーン宅において、徭役労働代納米<sup>41)</sup>の量検査<sup>42)</sup>と記帳を担当する。
- ゾーン内の平民を徴発して、水路、堰、堰堤、水道<sup>43)</sup>の建設を実施する。
- セン・ムオンの際、黒白2種の水牛をオン・モー、オン・ゾーンのところに牽いていき、ムオンの銀を受け取って、水牛、牛、ブタ、犬、ニワトリ、アヒル、その他必要な捧げものを買そろえる。
- 盛大な酒宴を開催する<sup>44)</sup>時、クアン・チェンは跪拜して、アン・ニャーと、アン・ニャーに見えるために参じた<sup>45)</sup>他のムオンのフィア、および自分のムオンのフィアをもてなす。
- 貴族出自の者、フィア、アン・ニャーが他のムオンから妻をめとる場合はいつでも、クアン・チェンは、慣習に従って、酒、米、水牛、ブタ、ニワトリ、その他の各種食料<sup>46)</sup>の手配、費用<sup>47)</sup>、衣装<sup>48)</sup>を担当する。
- キンやラオの王侯や他のチャウムオンのアン・ニャー来訪の折は、必ず水牛を屠って、クアン・チェンが酒、米、肉を用意して歓迎の意を尽くす。
- チャウムオンの祝賀や哀悼のためにアン・ニャーに来賓がある折は、アン・



写真2 堰堤（ライチャウ省トゥアンザオ県）  
川の浸食による土手・田地の流失を防ぐ



ニャーに伺候しなくてはならない。そして、アン・ニャーの返答に応じて、クアン・チェンは実務をこなしてアン・ニャーに仕え、パーンムオンの慣習に従って仕事を割り当てる。もしアン・ニャーが激務で不在の場合は、他の役職者に代理としてアン・ニャーの仕事を担当してもらすが、その場合クアン・チェンもその代理の者に同行する。もしアン・ニャーの代理を果たせる役職者がいなければ、クアン・チェンが代理をつとめる。クアン・チェンはアン・ニャーの代理であるので、失敗は許されず、また十分に代理役を果たさなくてはならない。

- ・各クアン・チェンはオン・モに従って、「礼部」の仕事も補佐する。

58. ソーンのクアン・チェンは、そのソーンの人が担当する。別のソーンの人が担当することはできない。各クアン・チェンは以下のような業務を担当する。

- ・ソーン・パンのクアン・パン・チェン (*quan păn chiêng*) は、ボン村 (*bản Bon*) の者がつとめ、田を1マウ分給される。「礼部」の仕事にも加わる<sup>49)</sup>。
- ・ソーン・ポンのクアン・ボン・チェン (*quan pọng chiêng*) は、トム村 (*bản Thôm*) の者がつとめ、田を1マウ分給される。「礼部」の仕事にも加わる。
- ・ソーン・ホー・ルオンのクアン・ホー・ルオン・チェン (*quan ho luông chiêng*) は、ルアッ村 (*bản Luak*) の者がつとめ、田を1マウ分給される。礼具を管理する。セン・ムオンの時には、クアン・ホー・ルオン・チェンがオン・ホー・ルオンの指示を仰いで、慣習通り執行しなくてはならない。
- ・ソーン・ボン・カンのクアン・ボン・カン・チェン (*quan pọng cang chiêng*) は、コー村 (*bản Cọ*) の者がつとめ、田を2分の1マウ分給される。「礼部」の仕事にも加わる。
- ・ソーン・ボン・カンのクアン・ホー・カン・チェン (*quan ho cang chiêng*) は、レー村 (*bản Lê*) の者がつとめ、田を2分の1マウ分給される。「礼部」の仕事にも加わる。
- ・ソーン・パンのオン・ホー・ヘー・チェン (*ông ho he chiêng*) は、ダン・ルオン村 (*bản Dăng Luông*) の者がつとめ、田を1マウ分給される。「礼部」の仕事にも加わる。
- ・ソーン・ポンのオン・プアッ・チェン (*ông puak chiêng*) は、ブン村 (*bản Púng*) の者がつとめ、田を2分の1マウ分給される。「礼部」の仕事ではないが、セン・ムオンの時には、力を貸さなくてはならない。

極永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

- ・ ソーン・ホー・ルオンのオン・チャー・フオン・チェン (*ông chá huõn chiẽng*) は、ライン村の者がつとめ、田を2分の1マウ分給される。「礼部」の仕事ではないが、セン・ムオンの時には、力を貸さなくてはならない。

59. どのソーンにもオン・チャー (*ông chá*) が2人いて、以下のような業務を担当する。

- ・ セン・ムオンの時、同じムオン・フィア内のターイ、サー、モンの各村に対して抛出の割り当てを決め、世帯単位で各ソーン役職者 (オン・ソーン) に金品を納めさせる。
- ・ 高位高官のムオン来訪時には、米、酒、アヒル、ニワトリの抛出をソーン内の平民に割り当て、ソーン役職者 (オン・ソーン) の家に集まって、客人を歓待する。
- ・ ソーン役職者 (オン・ソーン) の家に客人がある時は、各ソーンのチャー・ソーン (*chá xõng*) がもてなす。別のソーンのチャー・ソーンが行うことはできない。
- ・ これら8人のチャーのうち4人は「礼部」に属する。どの村のチャーも、自分の村から職田を分給される。
- ・ ソーン・パンのモン村にいるのが第1のオン・チャーで、ダン・ルオン村にいるのが第2のオン・チャーである。いずれも「礼部」に属するものではない。彼らは田を2分の1マウ分給される。
- ・ ソーン・ポンのトム村にいるのが第3のオン・チャーで、ブン村にいるのが第4のオン・チャーである。彼らは「礼部」に属し、田を2分の1マウ分給される。
- ・ ソーン・ホー・ルオンのナー・ルック村にいるのが第5のオン・チャーで、ライン村にいるのが第6のオン・チャーである。いずれも「礼部」に属するものではない。彼らは田を2分の1マウ分給される。
- ・ ソーン・ボン・カンのコー村にいるのが第7のオン・チャーで、レー村にいるのが第8のオン・チャーである。彼らは「礼部」に属し、田を2分の1マウ分給される。

60. ムオンにはフオン村にオン・ラム・ボンがさらにいて、田を2マウ分給されている。また、ナー・ダイン村のオン・ラム・ホーは田を1マウ分給される。この2オン (*ông*)<sup>50</sup> は、アン・ニャーやフィアの上意を各オン・ソーンにいつでも下達でき

るように待機していなくてはならない。

(キノの) 王侯貴族や他のチャムオンのアン・ニャーが来歴した際には、歓待するために、この2オンが酒、米、ブタ、ニワトリ、アヒルを各オン・ソーンの家調達しに走らなくてはならない。

ムオンが禁忌の儀礼<sup>51)</sup>を開催する時には、オン・ラム・ボンがアン・ニャー<sup>52)</sup>の代わりとして、太鼓と銅鑼をうち鳴らし<sup>53)</sup>、大声で告知知らせにまわる。つまりオン・ラム・ボンは、礼部でオン・モーに仕える位置にある。

61. 各村では、クアン・バーンかタオ・バーン (*tao bản*) が村長として執事する。タオ・バーン、クアン・バーンをチャー・バーン (*chà bản*) が補佐する。重大な問題については、ソーンやムオンに上申する前に、ソーンのクアン・パイックやクアン・フォンとともに協議を行う。クアン・バーンやタオ・バーンにはチャー・(バーン) という補佐がいて、以下のような仕事を担当する。

信頼できないことや不都合が生じた場合、クアン・バーンやタオ・バーンがつぶさに調査し、洗いざらい明らかにしたうえで<sup>54)</sup>、自ら文書をしたため、オン・ソーンに報告する。

税、金銭、米などの徴収や、徭役当番の召集の折には、当番の人とものを徴発して十分に納める必要がある。

税、人員、食物、金銭の徴発が十分でなかったり、迅速でない不従順な村があれば、オン・ソーンの裁断でクアン・バーンに対して、「足の値の銀 (*ngõn cà tin*)」すなわち銀 3.6 ビア (*bia*)<sup>55)</sup> の罰金が科せられる。

62. 内ムオンの4ソーン内の各クアン・バーンは、ムオンの法<sup>56)</sup>に従って、ソーンやムオンレベルのオンやクアンをも兼任する。彼らも役職機構に応じた職田を受給できる。他にクアン・バーンがなす仕事について、ムオンの法が定めつくしているわけではない<sup>57)</sup>。

63. 村にソーンレベルのオンやクアン (*quan*)<sup>58)</sup> をつとめる人がいなかった場合、ムオンレベルのオンやクアンがクアン・バーンを兼ねる。村にはクアン・バーンがいなくてはならない。クアン・バーンに分給される職田は、小さい村なら少なく、大きい村なら多い。しばしば規定<sup>59)</sup>に照らしてこれを見立てる。すなわち、1マウの田なら2サオをクアン・バーンに、たとえば7、8マウの田があれば3.5~4サオをクアン・バーンに取り分ける。

64. つぎに、村の田地面積に応じて、クアン・バーンやタオ・バーンが規定に従ってムオンの民に負担を割り当てる。昔から今まで伝えられている規定によると「びっ

たり釣り合っているべき (*tính lĩng chòng tò*)」である。すなわち、受給される田地が少しだけならムオンの労働も少しだけ。一方、ムオンの田をたくさん受け持つ人は、たくさんムオンの労働をする。田地を担当していない人はムオンの労働に行かなくてよい。俚諺に曰く「田を担当すれば労働も課せられる (*háp nĩ pĩ viak*)」である。

65. たくさん村が集まってムオンをなす。ムオンにおいては、大きな村ならゾーンレベルのオンやクアンをつとめる人々にクアン・バーンが任される。その中に、クアン・パイック・チュオン (*quan pách chũng*) が村の代表を兼ねている大きな村が4つある。もっと小さい村では、クアン・ティー・パイックやクアン・フォン (*quan phũng*) が村の代表を任せられ、さらに小さい村ではムオンレベルのクアンを担当していない人に、村長が委ねられることさえある。
66. ムオン内の4ゾーン以外にも、ムオン・ムオイには、ムオン・エック (*Mũng Ēk*)、ムオン・バーン (*Mũng Bám*)、バーン・バーン・ムオン・ピン (*Bản Pãn Mũng Pịn*) すなわちバーン・ピン (*Bản Pịn*)、ムオイ・ノイ (*Muôi Nôi*)、チェン・ダー (*Chiến Đa*) という5つのローンがある。各ローンにはタオ・ローンがいてローンの長をなしローン内の各仕事を監督している。ローンの中にも首長を補佐するオンやクアンがいて、村やムオンの祭りを司るモヤチャー (*chàng*) もいる。
67. 各ローンの中にもバーン・クエンがあり、クエンそれぞれにタオ・クエン (*tạo quĩn*) がいて長をつとめる。各村には、長であるクアン・バーンがいる。
68. アン・ニャーは、徭役当番、金銭、食料を取り立て、規定に従って各ムオンフィアに分配する。たとえばアン・ニャーは100を受納してはじめて各ムオンフィアに分配できる。内ムオンであるムオンムオイは30、ムオン・ラムとムオン・サイはそれぞれ20ずつ受け取り、ムオン・ピエンは17、チェン・パックは13受け取る。後者4つのムオンフィアは外ムオンである。フィア・ムオンとはムオンフィアの首領で、徴収を計画し、実行してからアン・ニャーに十分納める。不足があってはならない。
69. ムオン・ムオイ (チェン・ディー) は各ゾーンに分配する前に、30徴収する。内ムオンには4ゾーンあり、それぞれが4.5の割合なので合計18である。ローンであるムオン・エックが4の割合である。そして他の4ローンはそれぞれ2なので合計8である。

## 4章 ムオンレベル、村レベルの役職を得るための規定 (70~88条)

70. 平民に関しては、慣習をよく知りバーンムオンを作り上げている者は誰でも、バーンムオンによってクアーン (*Quảng*) やスー (*Xư*) という名<sup>〔原注〕</sup>を与えられる。

〔原注〕 クアーンやスーという名について：バーンムオンに居住する全ての男性は、家内奴隷 (*cổn huõn*) の階層を除くと、成長するとお金を出して自分の諱とは異なる名称を買い取らなくてはならない。中でも貴族に属する姓の者は、チュオン (*Chuồn*) やチエウ (*Chiêu*) という名をもらう。たとえば *Bạc Cầm Thế* 氏は *Chuồn Tãi* という名、*Bạc Cầm Cấp* 氏は *Chiêu Văn* という名を得ている。もし平民に属する姓の者なら、クアーンやスーという名である。たとえば、*Lõ Văn Bốn* 氏は *Quảng Yên* という名を得ていて、*Quảng Văn Nội* 氏は *Xư Tiêm* という名を持っている。この社会では、男は誰もがこうした名を持ってはじめてムオンや村における職責を得ることができる。おそらくは、ベトナム北部平野においてかつてキンがニエウ (*nhieu*) という名を以てよばれたのと同様である。

71. クアーンやスーという名を授かった者なら誰でも村長の職を求めることができる。

72. クアン・バーンをつとめた者は誰でもクアン・ティ・フォンの官職を求めることができる。クアン・ティ・フォンをつとめると、今度はフォン・チュオン (*phõng chuồn*) の官職を求めることができる。フォン・チュオンをつとめるとクアン・ティ・パイックの官職を求めることができる。クアン・ティ・パイックをつとめると、パイック・チュオンの職を求めることができる。パイック・チュオンをつとめるとオン・チャー・フオンの官職を求めることができる。全部で4段階の組織機構<sup>60)</sup>ができあがっている。

- ・オン・チャー・フォン
- ・クアン・パイック (*quan pách*) : クアン・ティ・パイックとパイック・チュオン
- ・クアン・フォン : クアン・ティ・フォンとフォン・チュオン
- ・クアン・バーン

73. 組織機構の上部に入り込もうと思ったり、そうせざるを得ない者は「官職志願金

極永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

(*ngõn xo chức*)」をアン・ニャーに納める必要がある。

- ・クアン・バーンやクアン・ティ・フォンの官職を志す者の官職志願金は、銀 4.4 ビアである。
- ・クアン・パイック (クアン・ティ・パイックとパイック・チュオン) の官職を志す者の官職志願金は、銀 6.6 ビアである。
- ・オン・チャー・フオンの官職を志す者の官職志願金は、銀 1.2 ポン (*pông*) である。

また、職権を得たいと思う者はお金を費やして、アン・ニャー、フィア、オン・ソーンに賄賂を贈り、平伏跪拝しなくてはならない。そうしたことをやって、金銭、酒、ブタ、ニワトリをいくらかでも差し出さなくてはならない。こうしたことをやれば、上の人が目をかけて「納め入れ、召し抱え (*ủm dết xau au dết khỏi*)」てくれ、仕官できるであろう。

74. 官職を得た暁には、長老会 (*thầu ké hăng mưông*) に上記の職権を得たことを正式に承認してもらうためにまた饗宴を催し、酒、ブタをアン・ニャーに振る舞い、モに慣習のお金を支払う。モはその人がアン・ニャー邸<sup>61)</sup>に参上して長老会に出席し、アン・ニャーと席を同じくできるよう認可を取る。

- ・チャー・フオンをつとめる者は、3 ビアの銀を出さなくてはならない。
- ・他の職権を得た者は、1.5 ビアの銀を出さなくてはならない。

75. チャー・フオンまでつとめた者で、さらに上の官職を求めるならば行き着くところはオン・パン (オン・セン) である。慣習によって、官職志願金をこれ以上支払うことはないが、アン・ニャーに合掌し伺候する時に、職を受け取るために贈り物をする。

- ・各ソーンの長の職を受けた者は、アン・ニャーにカボック綿<sup>62)</sup>の敷き布団を 1 枚贈る。
- ・各クアンの職を受けた者は、アン・ニャーに藍で黒く染めたズボンを 1 枚贈る。
- ・最後に、どの官職を受けた者も必ず、藍で黒く染めた頭巾を 1 尋、アン・ニャーに贈る。

76. アン・ニャーが贈り物を喜んで受け入れ、正式な辞令を交付すると、官職の新任者は、アン・ニャーと長老会にブタと酒を振る舞って饗応する。

77. 官職の新任者は誰でも、モにも贈り物をする。

- ・オン・ソーンの職を受けた者は、上着を1枚贈る。
- ・各クアンの職を受けた者は、ズボンを1枚贈る。
- ・最後に、どの官職を受けた者も必ず、藍で黒く染めた頭巾を1尋と、扇子を1つキンから買って贈る。

78. 官職を得た人は先にアン・ニャーに伺候して贈り物をしなくてはならない。それからモははじめて慣習を代表する者として詞を述べるができる。モに直面して職を受け取ると、次のように挨拶する。「アン・ニャーのご恩により、村において、ムオンにおいて云々」と。挨拶が終わると、モが賛辞を述べて贈り物を受納し、こうしてはじめて新しい官職に任命される。

79. もし小さく狭い村の役職経験者であるなら、大きな村における官職に変わることができる。

80. もしオン・ソーン、オン・スー (*ông sū*)、クアン・パイックと他の職権の地位に就いて、「梯子の段、座る場所を交代する (*piển khân đay cày tì nằng*)」<sup>63)</sup> 者がどうしてもみつからないなら、以下のような規約に従う。

- ・たとえば、まさに次の地位である。各長老会の役職者の子弟<sup>64)</sup>は、オン・ホー・カン<sup>65)</sup>から下はオン・チャー・フォンまでの地位の官職に就くことを許される。
- ・たとえば、まさに次の地位である。オン・スーの子弟は、オン・チャー・フォンから下はクアン・パイックまでの地位の官職に就くことを許される。
- ・たとえば、まさに次の地位である。クアン・パイックの子弟は、クアン・ティ・フォンから下はクアン・バーンまでの地位の官職に就くことを許される。
- ・たとえば、まさに次の地位である。クアン・パイック、クアン・ティ・フォン、クアン・バーンの子弟は、父や兄がつとめる地位を引き継ぐことができる。もし、交代できない場合でも、水田の狭い小さな村のクアン・バーンにはなれる。

81. 主の魂である貴族 (*lục tào*) 以外については、以下の通りである。平民 (*lục dân*) でも、もし聡明で、勇気があり、頑健で、道理をわきまえ、慣習に明るく、アン・ニャーに忠実従順で、機知に富み、水に落ちて死するも恐れず、火に焼かれて燃えるも恐れず、十分に袖の下をくぐらせる財力がある者は、オン・ソーン、オン・スー、クアン・パイックの職を求められる。

82. 長老会の役職者の子弟に生まれでて、また諸事に明るい人であれば、実兄や実父の職権の地位を嗣ぐことがある。しかし、規約の額を超えた金銭が要請される。どれくらいの額になるかは誰も計算できない。袖の下をくぐらせ、アン・ニャーのところに馳せ参ずるのは仕事でありつとめである。バーンムオンが全員一致し、完全な同意が得られると、父や兄から職位が譲り渡され、辞令を待つ。
83. もしタオ・ローンが空位であれば、内ムオンのローンでも、外ムオンのローンと同様である。たとえば、ムオン・ムオイのチェン・ディーに属するムオン・エツ、ムオン・ラムに属するバーン・バーン・ムオン・ピン、ムオン・サイに属するムオン・ザーン、チェン・バックに属するムオイ・ノイ、ムオン・ピエンに属するムオン・ピア、いずれのローンにおいても、タオ・ローンの職を得ようとする者は、まず、アン・ニャーに意向を伺い、それから金銭をアン・ニャーに差し出して、平伏跪拝し、アン・ニャーに職を乞う。
84. もし、ムオン・エツのように内ムオンに属するローンのオン・パンの役職を得ようとする者がみあたらなければ、あるいは、ムオン・サイ、チェン・バックのような外ムオンのローンにおいては、平民なら誰でも職権を求めることができ、オン・ポンを前任した者であろうとなかろうと、オン・パンの役職を求めることができる。オン・ポン以外の者がオン・パン職に就任しようとする場合、もしその人がオン・パンでなかったら、アン・ニャーに銀 1.2 ポン贈らなくてはならない。アン・ニャーがそれを取り納めてはじめてローンのオン・パンに就任できる。
85. ムオン・ムオイというチャウムオンにおいては、もしムオンフィアにフィア・リーやフィア・フォーがいなければ、アン・ニャーとバーンムオンすなわちチャウムオン行政機構全体で代わりの人を捜さなくてはならない。その場合以下の規定に従う。
- ・フィア・リーやフィア・フォーの子弟はその後継者になることができる。もし子供がなければ、弟でもいい。もし弟もいなければ、役職に就いていない貴族 (*tạo chủ ông*)<sup>66</sup>、あるいはタオ・ローン、あるいは裕福でかつアン・ニャーに貢いで平伏跪拝する者が代わることができる。
  - ・アン・ニャーは、子孫や親族について、生活状況などについてよく観察する。フィア・リーやフィア・フォーの役職を求める者は、その職にふさわしく清潔潔白であり、バーンムオンに忠誠でなければならない。
  - ・全員の合意が得られたら、アン・ニャーはそのムオン・フィアのオン・ソーン、タオ・ローンと各村長を召集して会合を開き、討論の後にはじめて承認す



る。フィア・リーやフィア・フォーとなる人を承認するのに必要な仕事も、バーナムオンの首領であるアン・ニャーが執行するという規約がある。アン・ニャーは、各人一人一人に紙1枚を発行する。クアン・バーンからムオンレベルのオンやクアンに至る各役職者は、その会合に出席して、立候補者をよく吟味し、誰か賛成できる人がいたら、アン・ニャーに渡された紙にその人の名を記入してアン・ニャーに提出する。

- ・アン・ニャーはそれを1枚ずつ開票し、最多数の合意を得ている人がいれば、その人をフィア・リーやフィア・フォーの役職に就任させる。
- ・フィア・リーやフィア・フォーの役職に就く人は、アン・ニャーに対して貢ぐ必要があり、銀3.6ポント、それに加えていくらになるかは見当つかない。もしアン・ニャーに寵愛され、信頼されて、任期期間中ずっと職権を維持したければ、多大な出費が伴う。いくら出せば十分という限界はない。

86. もしアン・ニャー、フィア・トー、フィア・トンの職が空位となった場合、まずバーナムオンの代表である長老会にとって、その子どもか弟が適任か否かを問う。その間、長老会が息子を選出しなければ、弟の審議に入る。もし弟もその地位に適任でないと長老会に判断された場合、他の貴族出自の者にまで対象が広げられる。貴族のいずれかで、見識が高く、聡明で、容姿端麗な者たちが、「バーナムオンを負ってたつ役職にふさわしい者 (*nháuw piễng bản văn piễng mư̄ơng*)」として、前任者に代わることができる。

- ・アン・ニャー、フィア・トー、フィア・トンを選任する作業は、会議に出席している長老会の各役職者に未記入の紙を渡して同意する人の名前を書くというやり方を取るのではない。規約では、まずオン・センかオン・モ、この2オンが長老会で直接推薦する。それから、ムオンレベルの長老会各役職者が討議を行う。もし2オンの合意に対して誰も異議を唱えなければそれで決定する。もし1人でも不賛成を述べる者がいれば、長老会は審議を繰り返す。完全な合意が成立して、異議を唱える者がいなくなり万事がおさまるまで行う。もしそれでもうまくまとまらない場合は、長老会が別の人を推薦する。
- ・ロ姓、カム姓の者は上記3役職に就任できるが、平民は就任できない。

87. ロ姓、カム姓の者は、タオ・ローン、タオ・クエン、フィア（フィア・リー、フィア・フォー、フィア・トー、フィア・トン）とアン・ニャーに就任できる。

権永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

- ロ姓, カム姓の者が村長をつとめる場合, クアン・バーンではなく, タオ・バーンとよばれる。
  - ロ姓, カム姓の者がソーンレベルの官職に就くことは許されていない。そうする場合は, 必ず平民の姓に改姓する必要がある<sup>67)</sup>。
  - 平民の姓の者は, クアン・バーンからムオンのオン・パン (オン・セン) までの地位に就任できる。ただし貴族の姓を受けた場合を除く。
  - 規約では, ルオン姓の者はオン・モになれる<sup>68)</sup>。
88. チャウムオンの中で裕福な平民で, アン・ニャーの寵愛を受け, アン・ニャーと長老会によく仕える者はまれにフィアに就任できるが, それ以上の役職には就けない。

## 5章 告訴, 処罰をめぐる仕事についての規定 (89~98条)

89. 規約では, アン・ニャーはバーンムオンが銀1.2ポンから12ポンまでを罰金から受納することを許す。
- アン・ニャーは, フィア・トーが銀 3.6 ビアから 6 ポンを罰金から受納することを許す。
  - アン・ニャーは, フィア・トン, フィア・リー, フィア・フォーが銀 1.2 ビアから 9 ポンを罰金から受納することを許す。
  - アン・ニャーは, オン・セン (オン・パン) が銀 1.2 ビアから 9 ビアを罰金から受納することを許す。
  - アン・ニャーは, オン・ボンが銀 1.2 ビアから 8.8 ビアを罰金から受納することを許す。
  - アン・ニャーは, オン・ホー・ルオンが銀 1.2 ビアから 7.7 ビアを罰金から受納することを許す。
  - アン・ニャーは, オン・ボン・カン以下 8 クアン・パイック, 8 クアン・フォンまでが銀 7 バック (*bắc*)<sup>69)</sup> から 6.6 ビアを罰金から受納することを許す。
  - アン・ニャーは, クアン・チエン (*quan chiêng*), クアン・チャー (*quan chá*), クアン・バーンが銀 5 バックから 4.4 ビアを罰金から受納することを許す。
90. 各役職者たちは, ふさわしい額の罰金を徴収するために, それぞれについて間違っ

ているか正しいか、事件の重大さを吟味しながら、念入りに調査を実施する。適切な審理が完了すると、まずフィア・トー、フィア・トン、フィア・リー、フィア・フォーから下はクアン・バーンまでの全ての担当官が、チャウムオン内のアン・ニャーと長老会に対してまず報告する。それからアン・ニャーは、罰金をいくらとするか彼らが決定することを許す。アン・ニャーが許可していないのに、こっそりと自分たちで判断することは何人もできない。

91. 平民が訴訟を起こす場合であれ、なにかを訴え出る場合であれ、最初にクアン・バーンに吟味検討する職権がある。規約に従えば、村レベルの訴訟を起こすには以下の3段階がある<sup>70)</sup>。

- ニワトリ1羽、酒瓶1本に銀5バック
- 酒瓶2本、アヒル1羽に銀5バック
- ブタ1頭、酒瓶4本に銀1ピア

92. もし双方がクアン・バーンではなかなか解決できないと判断すると、クアン・フォン(オン・ボン・カン)に上告できる。規約に従えば、オン・ボン・カンに訴訟を委ねるには、以下の2段階がある。

- ニワトリとアヒルと酒<sup>71)</sup>
- ブタ、酒に加えて銀1ピア。いくら納めるかについては、不足があってはならないし、多すぎてもならない。

93. これでも訴訟が終わらなければ、さらに双方は以下の3オンに上告することができる。まずオン・ホー・ルオンが審理し、それでも解決できなければ、オン・ボン・カンに委ねる。オン・ボン・カンも解決できなければ、オン・センにまで至る。

3オンとも無理なら、各フィアにまで及ぶが、この場合も下から上へという順に倣う。すなわちフィア・フォー、フィア・リー、フィア・トン、フィア・トーの順である。もしこれでも決着が付かなければ、最後に最高位のアン・ニャーが直接手を付ける。

94. 訴訟がどの役職者に当たった場合でも、審理の時には担当役職者の家を開かなくてはならない。審理が終わると、間違っていた人の方が「客間を洗う金(*ngôn lạng quán*)」<sup>72)</sup>を担当の役職者に支払う。もし訴訟がまだ終わらず、双方の正邪が未確定なら、職権者が直接自分の家を開いて審理にあたるが、勝手に訴訟人双方に「客間を洗う金」を出させてはならない。「客間を洗う金」の金額については以下のよ



写真3 伝統的な黒タイ家屋（ライチャウ省トゥアンザオ県）

うな罰金の規約がある。

- アン・ニャーなら銀 1.2 ポン
- フィアなら銀 6 ビア
- オン・セン（オン・パン）なら銀 4 ビア
- オン・ボンなら銀 2 ビア
- オン・ホー・ルオンなら銀 1.5 ビア
- オン・ボン・カン以下クアン・バーンまでは、敗訴した者も「客間を洗う金」を払う必要がない。というのは、規定ではこれら役職者の家は村やムオンレベルの公の役所ではない。彼らの家屋は完全な私財だからである。

95. 審理はすでに開かれているが、どちらが正しいかまだ判断がつかない時は以下のように分け合う。そうした場合、双方ともが出し合う金額は、以下の3段階が規約にある。

- 酒とニワトリ
- 酒とアヒル
- 酒とブタ<sup>73)</sup>

組織機構全体に払う罰金として規定の金額が支払われるべきであり、誰も勝手に上増しして払ってはならない。

96. 殺人、虚偽の申し立て、窃盗、悪魔憑きなどのような大罪としてどんな人を告訴する場合でも、もし虚偽の申し立てによって告訴し、それが真実でなかったら、虚言をなす者の一族郎党<sup>74)</sup>みなが罪人とみなされる。

97. 虚偽の申し立てを審理する役職者が捜査した結果、虚偽であるか否か判明しなかった場合もまた、より高い職権を持つ者によって、罰金を支払うよう召還される。虚偽の申し立てを行った者のアーイ・ノン、ルン・ター、ニン・サオ<sup>[原注]</sup>という範疇の一連の親族に相応の罰金が科せられる。

この場合、罰金を科される者は十分支払わねばならず、不足があってはならないし、不平や異議を唱えてもならない。罰金のレベルは以下のごとくである。

- アン・ニャー、フィア、4大翁<sup>75)</sup>とクアーンの名前を持つ平民には、銀 3.6 ポンを納めなくてはならない。
- クアン・バーンには、銀 3.6 ビアを納めなくてはならない。
- 自由農民<sup>76)</sup>には、銀 1.5 ビアを納めなくてはならない。
- もし申し立てが虚偽であった場合、その人は誰かの息子であり、行政機構はその人の父親にも罰金を科す。

<sup>[原注]</sup> 執筆者(カム・チュン)は、アーイ・ノン、ルン・ター、ニン・サオという、ターイの親族システムの術語で表現される3つのホ(hq)の観念を解説する研究をすでに多く発表している。アーイ・ノン(*ai nong*)とは、祖祖祖父(ky)1人から生まれでた兄弟たち(自分、父、祖父、祖祖父、祖祖祖父の代)である。こうしてエゴの代において形成される直系の兄弟からなる集合、および遠いも近いも合わせた者をアーイ・ノンという。特に、自分の姉妹でも未婚ならばアーイ・ノンに含まれる。ルン・ター(*lung ta*)とはヨメ、妻、母、父方祖母、祖父方祖祖母の側の親族である。中でも母の兄弟の役割がとりわけ大きい。ニン・サオ(*nhinh xao*)は自分の姉妹の夫の親族集団である。自分の姉妹が結婚すると、自分のアーイ・ノン集団を抜けてニン・サオという集団に加入する。別のいい方をすれば、ニン・サオとは、自分のアーイ・ノンヘムコにきている人の親族集団である。

98. バーンムオンに喜ばしいことがあった場合、アン・ニャーやフィアまで招く。あるいはアン・ニャーやフィアもまた上から下までのバーンムオンの労働を執行しなくてはならない。アン・ニャーやフィアの行く先ではどこでも、宴会を催して、窓に貴族の祖先をまつる祭壇を設けなくてはならない<sup>[原注]</sup>。

アン・ニャーやフィアが遠くの村まで行く場合もそうである。そこに、米、酒、肉を準備しなくてはならず、不足があってはならない。

櫻永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

〔原注〕 「*cổng xở bón pák táng hâu lạn hâu cãm* (窓に祭壇をもうける)」: 靈魂の通り道の觀念に従って、かつてはアン・ニャーやフィアやロ、カム家の貴族の中で成人して名前を受けた者がどこに行く場合でも、バーンムオンの魂を伴っていた。だから以下のような諺がある。「蛇が家に上がり、タオは窓に至る (*ngũ khỉn dảo, tạo khỉn huôn*)」蛇は母方の魂の象徴で、バーンムオンとは母が生んだ人たち全てである。だから、貴族 (*tạo*) がどの家にかかる場合でも、ブタを屠殺してごちそうを振る舞わなくてはならない。窓の前が祈禱する場所になるのは、バーンムオンの神聖な魂は、家長の靈魂や祖先とは別に虚空に在すという觀念があるからである。

## 6章 アン・ニャーや役職者たちのための水田と 焼畑耕作に関する規定 (99~105条)

99. チャウムオンレベルの平民が、アン・ニャー、フィア・トー、フィア・トンの家を建築する。ムオンレベルの平民が、フィア・リー、フィア・フォーの家を建築する。
100. 村レベルの平民が、ソーンレベルの各役職者と礼部の各役職者の家を建てる。チェンにある各役職者の家は、ソーンレベルの平民が建てるクアン・バーンの家は、バーンレベルの平民が建てる。
101. チェンに属する4ソーンの平民には、負担田<sup>77)</sup>が割り当てられ、水牛を曳いて、サ (*Xạ*) の田、ラン (*Lạn*) の田とよばれるムオンレベルの田の耕起 (犁入れとマグワ曳き) を行う。
- ・各自由農民<sup>78)</sup> は、一定時間<sup>79)</sup> 担当する。
  - ・自由農民が耕起し終えると、クオン、ニョックが後を引き継ぐ。
102. 村人は誰でも負担田を担当し、各役職者、タオ<sup>80)</sup>、フィア、アン・ニャーのために水稲耕作する義務がある。水田面積の広い村は多く、小さい村は少ない。たとえば、10マウの村なら各役職者、タオ、フィア、アン・ニャーのために1マウである。もし、3、4マウの村なら各役職者、タオ、フィア、アン・ニャーに3、4サオである。
- ・自由農民なら犁入れとマグワ曳きの仕事を行う。
  - ・クオン、ニョックは他の労働を引き継ぐ。
  - ・こうして各農民たち<sup>81)</sup> は、シャベルを入れて土を起こす仕事から収穫に至る

まで、各役職者のために働き、日中はおっぱらバーンムオンの労働がある。

103. クオン、ニョックもまた各役職者、タオ、フィア、アン・ニャーのために綿花畑を耕作する。たとえば、アン・ニャーの綿花畑が3サオから5サオくらいである。また野菜や香菜の菜園作りも行う。たとえば、アン・ニャーの菜園は2、3サオくらいである。
104. オン、クアン、フィア、タオ・ローン、タオ・クエン、クアン・バーンのために行う菜園作りは、客の訪問があったり、バーンムオンの労働やセン・バーン (*xên bản*)<sup>82)</sup> など、人の出入りが激しい時に備えてのものである。もし村人が菜園作りに徴発されているなら、クアン・バーンは客のもてなしのために米や肉などをさらに村人に抛出させるよう強要してはならない。また、村人はおっぱらムオンレベルの米倉に抛出する米を徴収されるにすぎない。ムオンレベルの米倉<sup>83)</sup> もまた、客をもてなしたり、あるいはバーンムオンの労働に来る平民が、ムオンやチエンにやってきた時に食を供給するのに使われる。
105. 平民にはクアン・バーンへの奉仕労働がある。クアン・バーンはムオンレベルの田を平民に分割して担当させる。オン、クアン、各タオ、フィアにすでに分給されている田を除き、村の田も同じくいくらかずつ分割される。

- 一面では、平民はオン、クアン、各タオ、フィア、アン・ニャーの仕事一つ一つを見守っていて、奉仕し命令に服す。オン、クアン、タオ、フィア、アン・ニャーが誤っていれば、間違いを解くよう働きかけ、正しければさらに奉仕する。平民は「食べるためには待ち、動物を屠するには聞く」<sup>[原注]</sup> 必要がある。
- どこかに行こうとする場合、役職者の許可があってはじめて可能となる。なにかしようとする場合も、役職者の許可があってはじめて可能となる。平民は必ず、上記のような規定と慣習に従わなくてはならない。

〔原注〕 俗諺「食べるためには待ち、動物<sup>84)</sup>を屠するには聞く (*é kin dầy thá, é khả dầy tham*)」とは、一般的な関係のあり方を具体的なイメージで表現していることばである。ここで言っている意味は、平民は、オン、クアン、タオ、フィア、アン・ニャーに絶対服従で奉仕し、背いてはならないということである。

## 7章 銃の誤射による致傷致死、 あるいは故意でない家や村の焼失に関する規定（106～109条）

106. 狩猟<sup>85)</sup>の場で人を撃って殺した場合は、アン・ニャー、フィアに早急に報告しなくてはならない。こうしたゆゆしき事態を関知したアン・ニャーとフィアが現場検証を行って詳しく調査し、どのようにして加害者が人をあやめたのか、あるいは誤射が命中してしまったのか、互いに怨恨関係になかったかまで詳しく検証する。
107. お互いに怨恨関係がなく、過失で命中して死に至らしめた場合、誤射した人が亡くなった人のために葬式を出し、以下のような賠償を行う義務を規定は定めている。

- ・リウ (*liù*) が20個ついたコー・ヘオ (*co hèo*) を立てること<sup>[原注1]</sup>。
- ・葬式のために水牛1頭を供犠すること。
- ・「水に降り、火に降りる」<sup>[原注2]</sup> ための賠償として、銀3ピア。
- ・「涙を止める」<sup>[原注3]</sup> ための賠償として、服喪の人<sup>86)</sup> に銀1.2ポソ。

[原注1] 黒タイの葬式では多くの場合、白い粗地の布と、赤やさまざまな色彩の文様の織りが入ったキット (*khít*) やペー (*pe*) とよばれる織布を結びあわせ、幟の上から吊す。この幟は2種類に分かれる。その一つが、コ・ヘオとよばれ、根幹をなす支柱に小さ

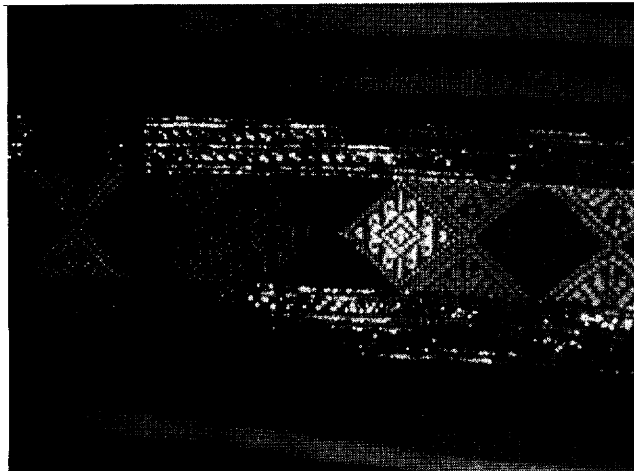


写真4 ペー縫取織  
ペーは絵緯が文様部分のみで織り返される縫取織である



な幟をたくさん挿し込んだものである。もう一つは、故人が男性ならチャオ・ファ (*chào phạ*) とよばれる木で、故人が女性ならバナナの花である。チャオ・ファの木は先が長く上がった竹の幟で、その中では白布と染織布が結びあわせられ、まるで1枚の葉に沿って膨らんでいる大きなバナナのようなものである。

〔原注2〕「水に降り、火に降りる (*ngõn lǒng nặm lǒng phây*)」: このことばは、黒タイの火葬にかかる費用を示している。

〔原注3〕「涙を止めるための賠償 (*ngõn pán nặm hu nặm ta*)」: このことばは、自分の親しい人に先立たれて痛ましい境遇にある人に対する慰謝料を示す。

108. 調査の結果両者の間に実際に怨恨関係があったことが明らかになると、故意に恨みのある相手をあやめた者は、規定に従って、以下のようにして葬式を組織しなくてはならない。

- ・リウ (*liú*) が20個ついたコー・ヘオ (*co hèo*) を立てること。
- ・葬式のために水牛1頭を供犠すること。
- ・「水に降り、火に降りる」ための賠償と「涙を止める」ための慰謝料も上記の規定通り支払う。
- ・さらにまた、悼んでいる人に対して故人の価値にあたる銀1.2ポンを支払わなくてはならない。

109. もし火事を起こし、自分の家を焼け落とすだけでなく、他の家まで燃え広がらせた者がいたら、アン・ニャー、フィア、バーンムオンに罰として銀3ピアと水牛2頭を納めなくてはならない。その1頭は土地の主<sup>87)</sup> に対しての儀礼を行うためのものであり、もう1頭は火難の兆候<sup>88)</sup> を送り出すためである。

火事を起こした者は、さらにアン・ニャー、フィアに銀1.2ポーン、バーンムオンにも銀1.2ポーンを納め、火事によって被害を受けた家々に分与する賠償金として銀1.2ポーンが科せられる。それが済むと、火事による被害を受けた各家に対して、米を浸す甕や鍋を返すか、同額のもので償わなくてはならない。

水牛は、慣習に従って儀礼のために屠殺され、それが済むと皆集まって宴会を催し、規定に従って、肉を切り米を分け合って客人たちに贈らなくてはならない。

## 8章 アン・ニャーや他の役職者たちに献上する 肉に関する規定（110～114条）

110. 次のような俚諺がある。「貴族の女性にはスズメバチ<sup>89)</sup>を食べさせてはいけない。貴族にはシカを食べさせてはならない<sup>90)</sup>。」屠殺した水牛や米はきっちりと分け合うのだが、それは以下のような規定に従ってなされる。

- ・アン・ニャーはソーン・パン（ソーン・セン）とソーン・ポンの土地の獣の肉を食べることができる。
- ・フィア・トー、フィア・トンはソーン・ホー・ルオンの土地の獣の肉を食べることができる。
- ・フィア・リーとフィア・フォーはソーン・ボン・カンの土地の獣の肉を食べることができる。

平民なら誰でもそうだが、大勢の追い込み猟でも、忍び寄って撃ち取る場合でも、罾猟の場合でも、規定に従って、新鮮な肉、熟した野菜<sup>91)</sup>をアン・ニャーや内ムオンの各フィアに贈らなくてはならない。

- ・シカ、イノシシ、クマ、野牛の場合は、後ろ脚の1本とヒレ肉の一方 (*lâm xân luông*)、ヒレの背骨に近い部分の一方 (*xân cuông*)、ヒレの背骨についた部分 (*xân chấp*) 両方とヒレの外側 (*xân nọk*) を贈らなくてはならない。もしヒレ肉の一方が無理なら、後ろ脚1本と肉1切れに換えることもできる。もしシカが得られたら、尻尾の肉と内臓を贈らなくてはならない。もしクマが得られたら、四肢の踝より下と胆汁も贈らなくてはならない。

111. 獲物の上質な肉を贈る場合、オン・ラム・ポンの家にまずもって行く。オン・ラム・ボン自らが分配するからである。

- ・後ろ脚は、アン・ニャーかフィアにさしあげなくてはならない。（どのソーンでも肉を享受できる人はそういった人にさしあげなくてはならない。）
- ・ヒレ肉はオン・センに贈る。
- ・ヒレの背骨に近い部分はオン・ボン・カンに贈る。
- ・ヒレの背骨についた部分 (*xân chấp xân nók, xân teo*) の一方は、オン・ホー・ルオンに贈る。

- ・肉1切れをオン・ボン・カンに贈る。
- ・残ったヒレの背骨についた部分の一方は、肉の分配を行ったオン・ラム・ボンに贈る。

もしさらに他の役職者にも贈るなら、アン・ニャーと各フィアが後ろ脚を受けることができ、それから肉を切って分配する。

112. かつてフィア・リーにヒレ肉の一方を贈る規定があったが、今では、アン・ニャーがフィア・リーをつとめる人にソン・ボンにおける肉を分け与えるようになった。こうして、残ったもう一方のヒレ肉が、射止めた人や家畜を屠殺した飼い主や罾でしとめた人に分配される。

シカの角、クマの胆、トラの骨と皮はアン・ニャーと各フィアに贈らなくてはならない。贈り物を授かった者は、こうしてはじめて屠殺した獣の頭を銀に換える。これが銀いくらかになるかわかれば、それを10分する。獣をしとめた本人がそのうちの2受けることができる。たとえば、しとめた獣の頭が銀1ボンなら、しとめた人<sup>92)</sup>が2ピア受けることができる。この2の取り分は自分のものとすることができ、それが少なくても多くても、必ずしも他の人に分配する必要はない。

113. 正確にいえば、ニョックやクオンの人が鬱蒼とした森で獣をしとめた場合、以下のような規定に従う。

- ・ヒレの一方はアン・ニャーに贈る。(必ずしもオン・ラム・ボンを通す必要はない。)
- ・地面に横たえた方の後ろ脚<sup>93)</sup>をクオンやニョックの主人に贈る。
- ・正確にいえば、シカの角、クマの胆、トラの骨と皮もまた、獲物の頭を銀に換算してから10分する規定に従う。獣をしとめた本人の取り分が1、たとえばしとめた獣の頭が銀1ボンなら、しとめた人が1ピア受けることができる。ちょうど残り9が主人に贈られ、その9のうち1がクオンやニョックの間で分配され、8が主人のものとなる。多少に関わらず規定に従ってそのように分配される。

114. もし水牛を屠殺した場合は、以下のような規定に従う。

- ・平民やクアン・バーンのうちの誰であれ、水牛を屠殺する場合、まずアン・ニャーと各フィアに申し伝える。許可があってはじめて屠殺できる。許可なく

極永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

屠殺してはならない。もしこれに従わなければ処罰される。水牛1頭につき銀1ポンの罰金である。

- ・屠殺した水牛はアン・ニャーと各フィアに贈られる。どのゾーンでも肉を食べる者は、これらの人に贈らなくてはならない。ヒレの一方と、ヒレの背骨に近い部分は一方を自分のオン・ゾーンに贈らなくてはならない。正確にいえば、トラにかまれて死んだ水牛の場合、アン・ニャーや各フィアにヒレを贈る。ヒレの背骨に近い部分の一方は、オン・ゾーンとクアン・バーンに贈る。

## 9章 クオンやニョックがする仕事についての規定 (115～120条)

115. ムオンの中のニョックの各村とクオンの各村は、規定に従ってアン・ニャーと各役職者に完全にきっちりと分配されている。現在でも、ムオン内には幽境の僻地にも村があり、そういう村の平民はムオンの自由農民 (*dên hăng mưông*) には値しない。そこで、彼らはどのゾーンであれ、そのオン・ゾーンのためにクオンやニョックとして仕えなくてはならない。
116. アン・ニャーは、クオンの各村とニョックの各村を各役職者に分配し、彼らに田畑の開墾<sup>94)</sup>、灌漑の整備<sup>95)</sup>を命じ、そこを整地して村<sup>96)</sup>を築かせる。  
サー・カオ<sup>97)</sup>の村はどこにあっても、クオンやニョックの村として各役職者に分配される。
117. サー・カウ<sup>98)</sup>の村はどれも幽境の僻地にあつて、参上させるのに難がある。そこで、もし彼らがクオンやニョックとして仕えたければ、役職者かのいずれかが受け入れるが、パーンムオンの労働はクオンの各村とニョックの各村にも割り当てられていて、これを怠ってはならない。
118. ターイの後にメオ<sup>99)</sup>がやってきて300年しか経ていない。メオは高地で焼畑耕作を営んでいる。彼らがクオンやニョックとして各役職者に奉仕することを定める規定はない。しかし、彼らもアン・ニャーに供物と税を納めなくてはならない。祭礼のようなムオンの行事の際には、彼らもブタやニワトリを捧げなくてはならない。またアン・ニャーやフィア・トー、フィア・トンが家を建てる際には、扉や家の内壁や窓を作る板を抛出しなくてはならない。他のパーンムオンの労働について、特に彼らが徭役労働に赴く必要はない。
119. 10日に1度、クオンやニョックの村の人は、ノップ・ラム (*nốp làm*) のために

参上しなくてはならない。ノップ・ラムとは、オン・ラム・ポンの家に参上することである。ノップ・ラムとして、クオンやニョックは薪を納め、各種の葉や花<sup>100</sup>、酸っぱい果実や甘い果実、各種山菜<sup>101</sup>、各種タケノコ<sup>102</sup>を主人に届ける。

- ・クオンやニョックは年に1度、掘り棒の柄 (*thák lũa*)、犁の犁先部以外 (*ngon thay*)、歯部を除くマグワ (*mè ban*)、脱穀時に敷く大筵 (*põn*)、肩提げ籠 (*kédép*)、野菜籠 (*xq*)、もち米水切り用三角籠 (*huốí*)、もち米水切り用三角籠を据える台 (*cãng khâu*) を自分たちの主人の家に参上して献じなくてはならない。
- ・クオンやニョックは毎年、家の修繕、台所側のペランダの修理に参上しなくてはならない。主人が家を建てる際にも、主人の指示に従う必要がある。穀倉を建てたり、綿花畑やトウモロコシ畑での労働をしたり、田畑の耕作を手伝ったり、菜園栽培を主人のために行ったりもする。クオンやニョックの主人が遠出する際には、クオンやニョックが荷担ぎ人足として付き添う。

120. クオンやニョックは上記のような仕事を行う。このようにクオンやニョックは、組織機構の職権者たちのためにバーンムオンの労働を心して行う。クオン、ニョック、自由農民<sup>103</sup>はみな平民<sup>104</sup>であり、たとえクオンやニョックが自由農民のようにムオンの労働に行かなくても、バーンムオンが銀やその他の財産を納めるよう命じた時には、クオンやニョックあるいは自由農民の誰もが等しくそれに応じなくてはならない。

## 10章 私生児を身ごもったり、婚姻前の妊娠をめぐる 罪に関する規定 (121~132条)

121. アンニャー、フィア・トー、フィア・トン、フィア・リー、フィア・フォーが女性に私生児を身ごもらせた場合、長老会<sup>105</sup>に銀12ポンの罰金を支払わなくてはならない。「熟れ始める前に突って (*xúc còn hám*)<sup>106</sup>」も出産前に墮胎させたら、長老会は罰金の額を半分に減じ、銀6ポンの罰金の支払いとなる。
122. 貴族の子弟でも、バーンムオンの役職者の子弟でも、チェンやチェウの名を持つ貴族<sup>107</sup>でも変わりはない。女性に私生児を身ごもらせた場合、あるいは貴族の女性が愛人との間の私生児を身ごもった場合、男女双方が貴族の出自であっても、長老会は銀6ポンの罰金の支払いを命じる。「熟れ始める前に突って」も出産前に墮胎させたら、長老会は罰金の額を半分に減じ、銀3.5ポンの支払いとなる。

極永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

123. アン・ニャー, 各フィア, 各タオの子女子弟, チエンやチエウの名を持つ貴族から職務として受納した罰金は, 長老会<sup>108)</sup>のものとなる。
124. アン・ニャー, タオ, フィアの後家が私生児を身ごもった場合, 長老会は銀12ポンの罰金の支払いを命じる。「熟れ始める前に実って」も出産前に墮胎させたら, 長老会は罰金の額を半分に減じ, 銀6ポンの支払いとなる。
125. 後家と関係を持っている未婚男性, 男やもめと関係を持っている未婚女性など, 密通している男女に私生児ができた場合, 長老会は銀1.2ポンの罰金の支払いを命じる。「熟れ始める前に実って」も出産前に墮胎させたら, 長老会は罰金の額を半分に減じ, 銀6ピアの支払いとなる。
126. 夫婦ともに他に愛人を作っている場合, 未婚男性が夫を持つ女性と愛人関係にある場合, 未婚女性が妻を持つ男性と愛人関係にある場合, これらは全て不倫<sup>109)</sup>とみなされる。もし「女性が仰向け, 男性がうつ伏せ」<sup>110)</sup>になっていることが長老会に知られたら, 銀12ポンの罰金の支払いが命じられる。もし不倫で私生児を身ごもった場合は, 不倫していた人にさらに銀6ポンの罰金が科せられ, 合計で18ポンの罰金となる。この場合, 「熟れ始める前に実って」も出産前に墮胎させても, 罰金の額が半分に減じられるという規定はない。

後家が未婚男性と関係を持っていて私生児を身ごもったら, 長老会は銀1.2ポンの罰金の支払いを命じる。「熟れ始める前に実って」も出産前に墮胎させたら, 長老会は罰金の額を半分に減じ, 銀6ピアの支払いとなる。

127. ソーン, タオ・ローン, タオ・クエンの各役職者<sup>111)</sup>, タオ・バーン (貴族出自の村長) の地位にある人や平民<sup>112)</sup>の全てが納めた罰金については, アン・ニャーや各フィアが使用できる<sup>113)</sup>。
128. クオンやニョックが納めた罰金については, 彼らの主人が使用できる。
129. 男やもめが, 自分の子を身ごもった女性を妻としてめとる場合, 罰金を支払えばすぐにその女性を妻として自分の家に迎え入れることができ, 花婿奉仕<sup>114)</sup>をする必要はない。

妻の側の両親たち<sup>115)</sup>が罰金の半分を払い終えた場合, もし平民の妻を得るなら花婿奉仕期間は半分の4年であるが, もし貴族の妻を得るなら花婿奉仕期間は半分の6年である。妻の側の両親たちが罰金を全て受け持った場合, もし平民の妻を得るなら規定通り8年間きちんと花婿奉仕しなくてはならず, 貴族の妻を得るにも規定通り12年間きちんと花婿奉仕をつとめなくてはならない。このようにターイの規定は定めている。

130. 姦通で身ごもった女性を妻としてめとらない場合は、男性の側の両親たちが罰金を全て受け持つ。また、女性の方が相手の男性の妻になることを拒絶した場合、男性の側の両親たちが罰金を全額負担しなくてはならない。
131. 男性の側の両親たちが姦通による妊娠の罰金を全て支払った場合、妻を得、夫を得るのに慣習が定めている支払いについて、妻の側への支払いの必要はない。しかし、他の慣習もそうであるが、婚姻にかかる費用<sup>116)</sup>は、これまでと同様、夫の側がきっちりと受け持たなくてはならない。
132. オン・セーン、オン・ボン、オン・ホー・ルオンの3オン<sup>[原註]</sup>、オン・モおよびオン・プー・チャウ・カム・タン (*ông pú cháu cãm tang*)<sup>117)</sup>が、私生児を身ごもらせた各で罰金を科せられた場合、規定に従い、アン・ニャーによって罰金が半分に減じられる。

[原註] ムオンの上級の役職者たちは、オン (*ông*) という役職でよばれる。オン・セーン、オン・ボン、オン・ホー・ルオンの3オン (*quan xam ông*) はアン・ニャーやフィアの側近である。オン・モは礼法、風俗習慣、例律 (*lệ luật*) を維持する。例律は平民を律し、平民の親族集団に属する人々に職位を与えるものであるのみならず、貴族の親族集団に属する人々をも律し、彼らに職位を与えるものである。最高位にたつアン・ニャーについてもその例外ではない。オン・プー・チャウ・カム・タンは社会的な地位でいうと高くないが、宗教信仰役職としての地位は高い。この官職は、チャムオンを統治している貴族の家譜の維持を担当し、貴族の家霊 (*phi huơm*) を守護する。というわけで、上記の役職者たちがバーナムオンの例律に違反した際でも、罰金は半分に減じられるのである。

## 11章 窃盗罪に関する規定 (133~135条)

133. 菜園に忍び込んで野菜などを盗んだ者は、もし1盗んだとすると3倍支払わなくてはならない。たとえば1イエン<sup>118)</sup>盗んだら、3イエン支払わなくてはならない。また、バーナムオンには銀1.2ポンの罰金を支払わなくてはならない。
134. 穀倉や田の米を盗んで捕まったら、もし1盗んだとすると3倍支払わなくてはならない。たとえば1イエン盗んだら、3イエン支払わなくてはならない。また、バーナムオンには銀1.2ポンの罰金を支払わなくてはならない。
135. もし水牛を盗んで捕まったら、バーナムオンに引き出され、アン・ニャー、フィア・トー、フィア・トン、フィア・リー、フィア・フォーなど、権勢のある家に服

樞永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

役奉仕しなくてはならない<sup>119)</sup>。

もし服役奉仕するのがいやなら、3倍払わなくてはならない。たとえば水牛1頭盗めば3頭払わなくてはならない。1頭は被害宅に対してであり、2頭はバーンムオンに納める。

## 12章 姦通罪に関する規定（136～137条）

136. 妻が浮気してるのが夫にばれた場合、夫には妻を殴り殺す権利がある。妻の浮気相手も同様である。夫がこの通りのことをしたとしても、バーンムオンは罪として問わない<sup>120)</sup>。夫がその罪人を殴り殺さなかった場合、浮気相手の側は銀12ポンの罰金を支払わなくてはならない。
137. 男性が浮気しているのが妻にばれた場合、その愛人の夫がその男性を殴り殺しても罪にならない。罰金で解決する場合、浮気していた男性の側は銀12ポンの罰金を支払わなくてはならない。

## 13章 礼部の各役職者とムオン・ムオイにおける セン・ムオンの規定について（138～150条）

138. 礼部内部の官職位階は以下の通りである。
1. バーン村 (*bản Pán*) にいるオン・モは田を3マウ分給され、モー村 (*bản Mỏ*)、クー村 (*bản Củ*) のターイをニョックとして得る。
  2. パーン村にいるオン・ゲーは田を1マウ分給され、カン村 (*bản Cang*)、クー村 (*bản Củ*) のターイをニョックとして得る。
  3. ラーイ村 (*bản Lái*) にいるオン・チャー・ルオン (*ông chàng lương*) は田を1マウ分給され、ナー・チャー村 (*bản Nã Chạng*) のサーをクオンとして得る。
  4. ホム村 (*bản Hóm*) にいるオン・チャー・ノイ (*ông chàng Nội*) は田を1マウ分給される。
  5. クン村 (*bản Cũn*) にいるオン・プー・チャウ (カム・タン) は田を1マウ分給される。
  6. ナー・カイ村 (*bản Nã Cãi*) にいるオン・チャウ・コン (*ông cháu côn*) は田



- を1マウ分給される。
7. どの村にいるオン・ホー・カム (*ông ho cảm*) も、その村の田を5サオ分給される。
  8. コーン村 (*bản Cống*) にいるオン・コーン・ラウ (*ông công lâu*) は田を1マウ分給され、コーン村の人をクオンとして得る。
  9. パーン村にいるオン・チャー・チェン (*ông chàng chiêng*) は田を5サオ分給される。
  10. パーン村にいるオン・チャー・クオン (*ông chàng cuông*) は田を5サオ分給される。
  11. どの村にいるオン・クアン・ラウ (*ông quan lâu*) も、その村の田を5サオ分給される。
  12. どの村にいるオン・チャー・セン (*ông chá xéng*) も、その村の田を5サオ分給される。
  13. どの村にいるナーン・モッ・ムオン (*năng một muông*) も、その村の田を5サオ分給される。アン・ニャーやフィアが誰であっても、ナーン・モッ・ムオンはムオンの上手側<sup>121)</sup>の村の女性から選ばれる。ムオンの下手側の村の女性を選ばれることはない。
  14. どの村にいるオン・クオイ・スー・チャー・ケン (*ông cuôi xử chàng kên*) も、その村の田を5サオ分給される。
  15. どの村にいるオン・パック・シー・チャー・ケン (*ông pác xí chàng kên*) も、その村の田を5サオ分給される。
  16. どの村にいるオン・ダップ・ティエム (*ông đáp tiêm*) も、その村の田を5サオ分給される。アン・ニャーやフィアが誰であっても、ナーン・モッ・ムオンの場合と同様に、ムオンの上手側の村の人から選ばれる。ムオンの下手側の村人を選ぶのは慣習に反する。
  17. どの村にいるオン・チャー・フオン・ノイ (*ông chá huôn nôi*) も、その村の田を5サオ分給される。
  18. どの村にいるオン・ホー・ラーン (*ông ho lảng*) も、その村の田を5サオ分給される。
139. 礼部にはまだ各ゾーンにクアン・チェンとクアン・チャーという役職がある。彼らは、どの村の者でもその村の田を5サオ分給される。

櫻永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

140. ムオンの祭礼の際には、オン・モは誰にどの位置のどの仕事を割り当てるかを決め、どのような役割であるか、呪物をどのように用いるかを正しく伝える。誰もがそれを覚え込んで、間違いや不足を犯してはならない。
141. アン・ニャー、各フィア、チュオンの名を持つ貴族がどこかに行ったり、訪問したり、あるいは他のムオンの誰かとの友好のために外遊する場合、彼らの妻の場合もそうであるが、オン・モ、オン・ゲー、オン・チャーンの誰かが付き従う。この時、オン・モが行列に従う礼部の各役職者の指揮をとって命令を下し、自分のムオンの高官<sup>122)</sup>に伺候し、その代弁を行う。バーンムオンを祝賀する宴の際には、客人たちを賛美し唱歌する。
142. 告訴する場合、礼部内のオンの職権下にある村の平民は、審理のために3オン<sup>123)</sup>のところへ参上する必要はない。この場合、すぐにオン・モが審理に着手することになる。オン・モが審理し終えなければ、すぐにフィアやアン・ニャーによる審理となる。他の役職者の手を経る必要はない。
143. オン・モは銀 1.2 ビアから銀 8.8 ビアまでの罰金を受納する。
- ・オン・ゲーは銀 1.2 ビアから銀 7.7 ビアまでの罰金を受納する。
  - ・オン・チャーン・ルオン、プー・チャウ、チャーン・ノイ、チャウ・コン、ホー・カン、チャーン・チエンは銀 5 バックから銀 6.6 バックまでの罰金を受納する。
  - ・礼部内の他の役職者たちは銀 5 バックから銀 4.4 バックまでの罰金を受納する。
144. オン・モへの「客間を洗う金」<sup>124)</sup>は全部で銀 2 ビアである。
145. もし礼部に属する村の住民が、イノシシ、シカ、野牛、クマ、トラなどの獣を集団追い込み猟で捕らえたら、オン・モにヒレを贈り、オン・ラム・ポンには肉 1 切れを贈らなくてはならない。
146. バーンムオンの公務や饗宴の時の席次<sup>125)</sup>については、規定が以下のように全て定めている。
- ・オン・モは、オン・ボンと権力を同じくし、席次も同じである。そこでこの 2 職に就いている者は、先に来た者が上座、遅れて着いた者が下座となつてかまわない。
  - ・オン・センは、内ムオンのフィア・リーの下座に座す。
  - ・外ムオンの各フィアは、オン・センの下座に座す。
  - ・各ローン・タオは、4 大翁とオン・モの下座に座す。

147. セン・チャーという祭礼 (*xên chà*)<sup>126)</sup> の時、アン・ニャーは礼部の各役職者に刀、槍 (*lãm hók*), 裾にカム・ケブ<sup>127)</sup>の柄がついた赤い長衣, 頭に被る笠を, 古くから伝わる規定に従って分ける。
148. セン・チャーの時, アン・ニャーは慣習に従いサー・カオの人たちに長い大太鼓 (*cong*) を作る道具を与える。これは「大太鼓を持ってムオンに入る (*au cong khâu mưông*)」儀礼に用いられる。
149. ティム村 (*bản Tịm*) では, クン・コン (*khun cong*) が村長をつとめ, これがターイの村でいうクアン・バーンにあたる。リウ村 (*bản Liú*) では, クン・シップ (*khun xíp*) が村長をつとめ, これがターイの村でいうクアン・バーンにあたる。セン・チャーの祭礼時には, この2人のクンがサー・カオの人たちを指揮して, 慣習に従って大太鼓1つを作る。大太鼓ができあがると, まずクンの家に担いで上がって安置し, 「大太鼓を持ってムオンに入る」儀礼の規定の仕事を待つ。
150. ティム村にいるクン・コンは田5サオの支給を受け, リウ村にいるクン・シップは田3サオの支給を受ける。

この2人のクンに対して, アン・ニャーは村長の役割と, 祭礼の指揮の役割を任せる。アン・ニャーは, 被り笠, 刀, 槍の刃 (*mạk hók*), 錦の鉢巻 (*muốk dĩa*)<sup>128)</sup>, 裾にカム・ケブの柄がついた赤い薄絹の長衣, 銅鑼1対<sup>129)</sup>, シンバル1対, 銅の盆, 酒杯<sup>130)</sup> その他「大太鼓を持ってムオンに入る」儀礼遂行に必要なものを彼らに与える。アン・ニャーは必要なものを彼らに十分与え, 不足があってはならない。<sup>[原註]</sup>。

[原註] 「大太鼓を持ってムオンに入る」: 大太鼓 (*cong*) とは, 長さ2メートル, 直径60センチくらいの太鼓である。現在の行政区分でソンラー省トゥアンチャウ県チエン・ボン社 (*xã Chiềng Bôm*) に属するティム村とリウ村のカーンがこの大太鼓を作ってアン・ニャーに捧げたが, それは「大太鼓を持ってムオンに入る」とよばれる儀礼の際に, かつてのバーンムオンの神霊が現れるからである。また, この儀礼では, ムオン・ムオイのアン・ニャーがかつてターイが西北地方に入ってきた時の戦勝の様子が再現的に演出される。「大太鼓を持ってムオンに入る」儀礼の後, ようやくセン・チャーの大祭礼が進行するが, そのときオン・モ・ムオンは雄々しく威厳を称えた調子で「父祖の征戦物語 (*Táy Pú Xóe*)」を唱歌する。この儀礼が終わると, グー・ハウすなわちロー・レット公 (13世紀) がまつてある祠廟に大太鼓を吊す。日常的習慣としては, この大太鼓は神物なので, アン・ニャーから人々に至るまで誰も打つことはない。この大太鼓を打つのは, バーンムオンに次のようなことが起こった場合である。敵が攻めてきて, すぐに若者たちを指揮して武装勢力を組織して敵に対抗する必要がある

梶永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

場合。大火が出て、ムオン全体を指揮する必要がある場合。アン・ニャーの逝去を大太鼓の音でパーンムオンの神霊に報じて、突然の服喪に入ったり、パーンムオンが大祭を開催するときに、大太鼓で祝賀を知らせたりする。こうしたことのために、この大太鼓はコン・ムオン (*cong muông*) とよばれ、この大太鼓を打つことを「コン・ムオンを起こす (*tún cong muông*)」という。

## 14章 ムオン内部の領土と森と礼部について (151~159条)

151. 内ムオンすなわちムオン・ムオイのチエン・リーとムオン・ムオイの各外ムオンにはどこにでもムオンを下から支えている精霊 (*phi*) がいて<sup>131)</sup>、どのムオンにもミン・バーン・ネン・ムオン (*minh bản năn muông*)<sup>132)</sup> があり、各種の魚を蓄えた泉<sup>133)</sup> と、鬱蒼たるパーンムオンの森<sup>134)</sup> をなす。

152. 水域 (*dãn nãm*)<sup>135)</sup> には、「ムオンの淵 (*vãng muông*)」あるいは「ムオンの大池 (*nong vãng muông*)」がある。たとえば、ムオン・ムオイには大池 (*nong luông*) があり、シップホックチャウタイ<sup>136)</sup> 全域を治めたタ・ガン (*Ta Ngôn*) 公の時代に開墾されたものである。ここには、主となり君臨した<sup>137)</sup> カム・ロ・レット公をパーンムオンの霊 (*phi bản phi muông*) としてまつている。またその池の縁をドン・カン (*don cang*) としてそこに祠廟を建て、コン・ムオン<sup>138)</sup> を奉納して吊す。パーンムオンにはっとするようなことや慶ばしいことが起こった場合、空いっぱい響



写真5 ムオン・ムオイの「ムオンの大池」(ソンラー省トゥアンチャウ県)



写真6 ムオン・ムオイの「ボム・ネン・ムオン」(ソンラー省トゥアンチャウ県)

きわたるように「コン・ムオンを起こす」。

153. ムオン・ムオイのチェン・リーには、ボム・ネン・ムオン (*pom nēn mưōng mìnħ mưōng*)<sup>139)</sup> という名の山がある。慣習に従って、この山の麓には「エン・テン・カムという柱」<sup>140)</sup>すなわち「ムオンの柱」<sup>141)</sup>を立てる。まず、ボム・ダン・ルオン (*pom đản luông*) もあり、ここにはタオの霊を持つ人、貴族の親族の遺骨の灰の入った甕 (*om ngỗn om cãm*)<sup>142)</sup> を安置する。

154. ムオン・ムオイにもまたボム・カウ・トゥー (*pom khâu tũ*) があり、ここにはバーンムオンの貴族のルン・ター<sup>143)</sup> となったアム・ポイ (*Am Pòi*)<sup>〔原註〕</sup> がまつられている。

〔原註〕 アム・ポイは、11世紀のラー・ハーの首領で、ラン・チュオン公が首領として指揮するタイの軍隊に抵抗した。ラン・チュオン公はアム・ポイを討つことあたわず、自ら入り婿したいと申し出た。アム・ポイはそれを受け、酒宴の席を設けたときに、ラン・チュオン公は妻の父となったアム・ポイを討ち取った。この歴史事件を伝えるために、ムオンの祭礼のたびに、トゥアンチャウの中心の北にあるボム・カウ・トゥーで、アム・ポイをまつる祭礼を行う。

155. ムオンの上手には、トゥー・セン (*tu xēn*) とよばれる<sup>144)</sup> ドン・スア・チェンの森 (*đông xủa chiễng*) があり、広大な禁忌の森 (*đông cãm*)<sup>145)</sup> をなし、草木が茂って鬱蒼としている<sup>146)</sup>。

156. ムオンの下手には、トゥー・ポン (*tu pông*) とよばれるドン・スア・チェンの

森があり、これも広大な禁忌の森をなし、草木が茂って鬱蒼としている。

157. ムオンの脇にあたる場所にも<sup>147)</sup>ドン・チェン・ケオの森 (*đông chiềng kẻo*)がある。この森はムオンの墓地 (*hào mộ*)<sup>148)</sup>にあたり、これも禁忌の森をなし、この森の木を伐ってはならない。

158. ボム川の合流点とムオイ川の合流点は、禁忌の水域である。ここでは、ムオンの川の主、すなわち主である竜<sup>149)</sup>に黒水牛を供犠する儀礼を行うからである。この水辺にも禁忌の森がある。

159. 土の区域 (*dân đin*)<sup>150)</sup>にも狩場の丘<sup>151)</sup>があり、そこは人々が日頃の糧を得るために天が授けた土地で、泉が木々を潤し、諸霊<sup>152)</sup>が住んでいる。

## 15章 ムオンの祭礼に関する規定 (160～169条)

160.

### 1) セン・チャー

セン・チャーはチャウムオンの中で開催されるもっとも大きな祭礼である。この祭礼は、アン・ニャーの<sup>153)</sup>家霊をまつる儀礼 (*xên huôn*) を兼ねて開催される。アン・ニャーはチャウムオン内のタイの人々に、各家で儀礼を行うことで福が授かることを知らせる。セン・チャーを開催するには、タイの土地で手に入るものだけでは足りない。そこでアン・ニャーは、礼部の役職者であるモ、ゲー、チャーをハノイまで遣わし、セン・チャーに必要なものを買求めさせて、ようやく足りる。セン・チャーに必要なものはこれで足りるが、オン・モは書物に昔から伝えられてきたことをしたためる。その中に、モの呪文、各主占卜<sup>154)</sup>の呪文、服占<sup>155)</sup>の呪文など、全てを記述する。

また、新鮮な肉、熟した実をアン・ニャーが抛出して、自分のムオンの中にいるタイの平民、サー、メオ、漢、キンに分配しつくす。たとえば、水牛、牛、ブタ、ニワトリ、アヒル、犬<sup>156)</sup>、果実、酒、野菜、魚卵<sup>157)</sup>、その他各種である。全部で何十頭、何百頭になっても構わない。天秤棒で何回分、何キロ分であろうと、分配を受けた者はそれを受け、拒んではならない。

準備万端に整うと、アン・ニャーは各クアン・チェンを遣わして、王<sup>158)</sup>、各官吏、他のチャウムオンのアン・ニャーやフィアをムオン・ムオイの大祭礼の慶事に招待する。

ムオン・ムオイの吉時<sup>159)</sup>にのみ「大太鼓を持ってムオンに入る」儀礼は開催でき

る。その15日から21日後の吉時に、セン・チャーを開催できる。オン・モがセン・チャーの間はムオンの中心的人物となり、ムオンの誰もがオン・モをモ大老 (*pú mo luông*) とよばなくてはならない。モ大老は祭礼の各手順をそれぞれが行われる前後に書き記さなくてはならない<sup>160</sup>。そのあと、アン・ニャーから下はターイ、サー、メオなどの平民に至るまでの人たちに、この大祭に関わる役割を振り分ける。しきたりに従ってこの大祭は進行し、3日3晩にしてようやく終わる。

2) ムオンの祭礼 (セン・ムオン)

ムオンの祭礼の際には以下の禽獣を屠殺する。水牛1頭<sup>161</sup>、馬1頭、ブタ1頭、犬1匹、アヒル1羽、ニワトリ32羽、野菜や果実、魚卵、ビンロウとキンマ、籐の網イス、筵、竹筒の水筒、ひょうたんの水筒、酒、米、さらに他の各種のものである。

この祭礼はアン・ニャーの家の「家霊の間」<sup>162</sup>で行われる。

3) セン・ケー・コッ・ムオン (*xên kê kók muông*)

この祭礼の際には、水牛1頭<sup>163</sup>、ブタ3頭、ニワトリ10羽、犬1匹を屠殺する。

この祭礼は、トゥー・センのかたわらにあるトゥー・スア・チエン (*tu xĩa chiêng*)<sup>164</sup>で行われる。トゥー・センはムオン上手側の下寄りにある。

4) セン・スア・チエン (*xên xĩa chiêng*)

この祭礼の際には、黒水牛1頭、牛1頭、ブタ3頭、ニワトリ15羽、犬1匹を屠殺し、さらに野菜や果実、魚卵、ビンロウとキンマ、籐の網イス、筵、竹筒の水筒、ひょうたんの水筒、酒、米、その他各種のものを供える。

この祭礼は、ムオンの下手側の下寄りにあるトゥー・ポン側<sup>165</sup>で行われる。

5) セン・ソーン・コーイ・フィー・フォン (*xên xống kỏi phi huôn*)<sup>166</sup>

この祭礼の際には、黒水牛1頭、ブタ2頭、ニワトリ15羽、犬1匹、アヒル1羽を屠殺し、セン・スア・チエンの場合と同様、他のものも十分に供える。

アン・ニャーの家のベランダ (*chăn*)<sup>167</sup>側の端に小屋を建てて、この祭礼を執り行う。

6) セン・フン・ハー・ラン・ディー (*xên phún ha lãng đĩ*)<sup>168</sup>

この祭礼の際には、水牛1頭、ブタ2頭、ニワトリ22羽、犬1匹、アヒル1羽を屠殺し、上記の各祭礼と同様、他のものも十分に供える。

アン・ニャーの家の客間<sup>169</sup>側の端にホーン (*hóng*) とよばれる小屋を建てて、この祭礼を執り行う。

7) テー・ダム・ドン (*tế đăm đôn*)<sup>170</sup>

この儀礼では、水牛2頭 (黒水牛と白水牛) を供儀する。黒水牛の儀礼的屠殺は、

樫永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

ポム川の合流地点で行い<sup>171)</sup>、白水牛の儀礼的屠殺は、ポム・ダン・ルオン (*pom đán luông*)<sup>172)</sup>、ポム・ミン・ムオン<sup>173)</sup>、貴族のルン・ターにあたるアム・ポイのポム・カウ・トゥー (*pom khâu tũ*) の山<sup>174)</sup> に対して行う。

8) テー・パッ・ムオイ (*tế pák muôi*)

ドン・ムオイの森 (*pá đón muôi*) に位置するパッ・ムオイ<sup>175)</sup> はムオン・サイに属する。ここは、グー・ハウ・カム・ロ・レット公が自分の祖霊をまつている家建てたところで、黒タイの祖先の在すところである。この儀礼の時には、黒水牛を供養する。白水牛であってはならない。

161. セン・ケー・コッ・ムオンからテー・パッ・ムオイまでの儀礼や祭礼の供物の全ては、ムオン・ムオイの4ゾーンとチェン・ディーの平民(サーとメオも含む)が十分に抛出しなくてはならない。抛出されるものとは、水牛、牛、ニワトリ、アヒル、犬、野菜、魚卵に加え、莫莖、筵、籐の網イス、竹筒の水筒、ひょうたんの水筒、机、その他各種のものである。

162. 儀礼祭礼に関する慣習に従い、アン・ニャーの側は米と酒を抛出する。

163. 各外ムオンと各ローンの平民は、チェンで執り行われる儀礼祭礼の際に、アン・ニャーになにか抛出する必要はない。なぜなら、彼らは自分たちのムオンで開催される儀礼祭礼の際に、抛出しなくてはならないからである。

164. 毎年、オン・モは書物のページを繰って、どの祭礼や儀礼を行うべきかを占って探す。しかる後によりやく計画され告知される。

祭礼や儀礼の際には、4ゾーンのターイの平民、およびサー、メオの各家長が、慣習に従っていくら抛出すべきか、明瞭かつ平等に割り当てられる。不足があってはならない。また、各役職者もムオンの平民から私利を貪ってはならない。

165. 十分に納められた銀は、各オン・チャーがオン・ホー・ルオンに上納する。オン・ホー・ルオンがクアン・チェンに上納してから、規定が示すとおり、水牛や馬やその他の必要なものを十分に買い求める。

166. オン・モが吉日吉時を選んでではじめて儀礼や祭礼が執り行われる。

167. 祭礼や儀礼への供物は、終了後、ナーン・モッ・ムオン、オン・モ、オン・ゲー、オン・チャー、チャー・フォン・ルオン夫人、チャー・フォン・ノイ夫人が来て、自分たちのものにすることができる。

168. 各役職者はどの人も、規定に従って牛肉と水牛の肉を抛出しなくてはならない。儀礼祭礼の中心人物であるオン・モは書物を繰って、それに従って献上された品々



を分配する。また、肉のいくらかをアン・ニャーの家での酒宴に用い、人々に振る舞って祭礼を迎えたことを祝賀する。

169. まだ他にも執行すべき祭礼はある。しかし、たとえば、天の精霊 (*phi phạ*)、地の精霊 (*phi đin*)、貴族の祖霊 (*làn cãm*)<sup>176)</sup> をまつる祭礼<sup>177)</sup> については、ここには記述しない。なぜならモの家に保管している書物にすでに記されているからである<sup>178)</sup>。もし忘れた箇所があれば、参照すればよい。

## 16章 祭礼をめぐる各人、各家に関する規定 (170~172条)

170. 各人も各家と同様であり、各家にもさまざまな祭礼や儀礼の実施が必要となる。しかし、モであるこの私は、慣習の書物である本書中では、それらについては述べない。したがって、私は、主要だと思われるものについていくつか書き出すに留めたい。パイン・コアン (*panh khoãn*)、タム・コアン (*tãm khoãn*)<sup>179)</sup>、セン・コアン (*xên khoãn*)、ファイ・スーア (*phày xũa*)<sup>180)</sup>、水牛のソーン・コーイ<sup>181)</sup>、ブタのソーン・コーイ、山羊のソーン・コーイ (*xống khỏi pang quãi, pang mu, pang bẻ*)<sup>182)</sup>、レン・フオン (*lèn phwon*)<sup>183)</sup>、嫉妬のソーン・コーイ (*xống khỏi pang hơng*)<sup>184)</sup>、ファイ・コー (*phày khớ*)<sup>185)</sup>、ケー・コッ (*kẻ khót*)<sup>186)</sup>、身体のケー・コッ (*kẻ khót kìn*)<sup>187)</sup>、家のケー・コッ (*kẻ khót hữn*)<sup>188)</sup>、前のケー・コッ (*kẻ khót nđ*)<sup>189)</sup>、ネン・ミンの結び (*xúp nển tẽn mình*)<sup>190)</sup>、福の祭礼 (*xên bun*)<sup>191)</sup>、ケー・



写真7 パイン・コアンを行っているところ (ライチャウ省トゥアンザオ県)



写真8 モッ・ニン (ライチャウ省トゥアンザオ県)

コッ・イー・キー (*kê khót i khî*)<sup>192</sup>, セン・ソイ (*xên xôî*)<sup>193</sup>, フン (*phún*)<sup>194</sup>, タム (*tâm*), ニワトリのポイ, アヒルのポイ, イヌのポイ (*póí cáy, pêt, ma*)<sup>195</sup> や, 頭に宿っているコアン (*khoăn*) が離れないようにする儀礼, ミンを敷きネンを立てる儀礼 (*minh đả nễn tâng*), ネンを吊っている上部をしっかりとさせる儀礼 (*kho nễn mản*)<sup>196</sup>, 鉢が割れないようにする儀礼 (*thuôi bảu bảu bá*) など<sup>197</sup> である。こうした儀礼は, 毎年, あるいは2, 3年に1度執り行われる。タムやポイ, あるいは占卜の類 (*dwong mō*)<sup>198</sup> は何度行っても構わない。どのように進行し, いくつの占卜が行われるかは儀礼次第である。こうした占卜を行ってこそ, 幸福, 長寿長生, 無窮の喜びがもたらされるのである。

171. 儀礼もまたさまざまである。曰く, ブタ儀礼 (*tế mu*), 水牛儀礼 (*tế quẩi*), 犬儀礼 (*tế ma*), ニワトリ儀礼 (*tế cáy*), アヒル儀礼 (*tế pết*) などの他, 薬で退散させる (*chót đả*) ものものもある。これらの祭祀祭礼全てに黒タイの誰もが従わなくてはならない。

172. 病気の際には, 平民, 貴族, 役職者を問わず, 誰もが占卜者<sup>199</sup>を頼りとするこ



写真9 ズオン・スーアを行っているところ（ライチャウ省トゥアンザオ県）

とができる。占卜によってどの精霊のなせるわざなのか明らかにしてはじめて、モッ・ラーオ (*một lão*) やモッ・ニン (*một nhìn*) に頼む。それで無理なら、モに祈禱やタムのために来てもらう。タムやポイの際には、水牛、ブタ、犬、山羊、アヒル、ニワトリやその他たくさんものを抛出しなくてはならない。こうした祈禱に費やされる額について、規定は定めていない。主たる魂魄 (*chầu xửa*) を多少なりとも占ってもらった後に、喜ばしく満足できる祈禱を祈禱師<sup>200</sup>から授かることができる。モッやモの側は祈禱の際に、いくら抛出すべきか命令はしない。さもなければ、呪文には終わりがなく、病床にある人に対して霊験がない<sup>[原注]</sup>。

<sup>[原注]</sup> この文書から引き出される問題について、まだ研究がパーンやムオンの儀礼や祭礼にまで及んでいるとはいえない。ターイの信仰や宗教に関わる他の儀礼についても同様である。これらを今後の課題としたまま、ここでこの研究の筆を置くことに寛恕を乞いたい。

## 17章 未記入部分について（173条）

173. モ・ムオンである私は、ここに多くの慣習を記した。しかしこの書物の中はまだ記述していないこともたくさんある。たとえば、アン・ニャー、貴族、役職者の婚姻についても、平民の婚姻と同じく、記していない。また、葬式の儀礼に関する慣習についてもまだ十分記していない。

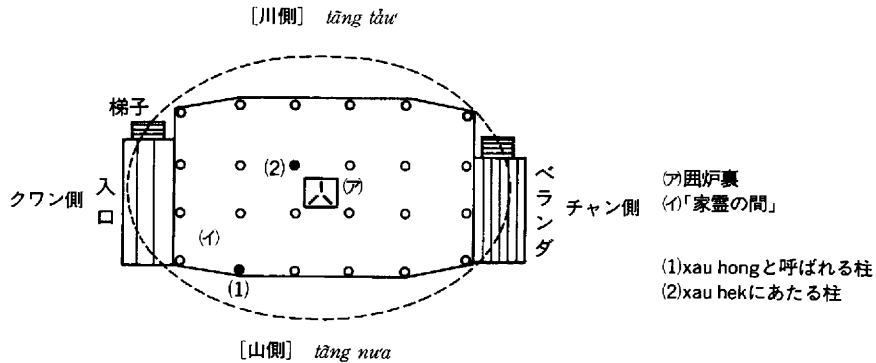
## 注

- 1) モ・ムオンを含む宗教的職能者の分類については、172条訳注参照。
- 2) ムオン・ロは現ギアロをさす。
- 3) *kin* を「占める」と訳した。しばしば「食べる」という意味以外に、「占領する、征服する」という意味でも用いる。ここでは、開拓して自分の土地にするという意味に近い。
- 4) *xinh* を「姓」と訳した。シーン (*xinh*) は中国語の「姓」に由来する。姓を同じくする同一の父系出自集団のことである。
- 5) ここでは *dâm* を「姓」と訳した。一般には、ダム (*dâm*) はシーンすなわち「姓」と同義で用いられる。しかし、厳密には異なる。ダムについて説明するには、ヴァー (*vã*) という概念についての説明が必要である。  
ヴァーとは、エゴの4代前の祖 (*pón*) を起点として、3代前 (*pâu*) すなわち祖祖父、2代前 (*pú*) すなわち祖父、1代前 (*pò*) すなわち父とエゴの代の同リネージの男たち全て、およびエゴの4代下の子孫 (*lón*) に至る同リネージの男たち全てをさす。  
ダムとは、ヴァーの中で祖祖父を起点として、祖父の代から自分の代までの男性全てのことである。
- 6) ムオン・タインとは現ディエンビエンである。
- 7) ロー・カム・レップもしくはロー・カム・レットのどちらでもいいが、レップ (*Lep*) には「なすりつける」という意味があり、あまりきれいなことばではないので、ロー・カム・レットの呼称がしばしば好まれる。
- 8) グー・ハウは、黒タイ語で「コブラ」のことである。ここでは特に、水の精である大蛇をさす。
- 9) *Pua Keo ha, pua Lão hặc* の訳語。ここには、キノの王を上にあげ、ラオの王とは同等であるというニュアンスが伺える。
- 10) チェンとは、アン・ニャー、すなわちチャウムオンの首領が住むチャウムオンの政治経済的中心の村のことである。チェンは城壁を持ち、その城壁のことをヴィエン (*viêng*) とよぶ。
- 11) 正しくは「宣尉 (*tuyên úy*)」であろうと思われる。キン語音 *uyên* を黒タイ文字で *iên* と表記したのが、ベトナム語訳にも反映してしまっていると筆者は考えている。*ý* についても正しくは *úy* であるが、同様の理由に基づくとと思われる。「都尉」についてもクオック・グー表記では *đô úy* と表記するべきである。
- 12) ベトナム語訳と一致していない。ベトナム語訳は「太子少保 (*thái tử thiểu bảo*)」となっている。
- 13) 「村」は *bản* の訳語として用いている。
- 14) *đinh, lim, sến, táu* の4種の木をさす。良質な硬木で、築材として好まれる。
- 15) バーンムオンについては15条を参照。
- 16) ムオン・ラーは現ソンラー (*Sơn La*) にあたる。
- 17) バーンムオン (*bản mường*) には以下の2つの意味がある。(1) バーンすなわち「村」やムオンすなわち「クニ」を形成するターイの政治社会組織。(2) ターイがバーンやムオンを形成していた国民国家以前の時代。ベトナム西北地方では1954年以前をさす。
- 18) クアン・バーンについては67条参照。
- 19) チャウムオン (*chau mường*) は、内ムオン (*mường trong mường*) と外ムオン (*mường ngoài mường*) とよばれるムオンフィア (*mường phía*) から形成される。チャウムオンの首領が、アンニャーまたはチャウ・ムオン (*châu mường*) とよばれ、ムオンフィアの首領がフィア・ムオン (*phía mường*) とよばれる。なお、各チャウムオンを統括するチャウムオンが大ムオン (*mường lớn*) とよばれ、大ムオンの首領がプーチャウ (*pú châu*) とよばれる。
- 20) 甲 (*giáp*) は、キノの村落内にある単位であるが、ここでは村 (*bản*) と同義で用いられている。
- 21) *Hua mường cái, tại mường inh* の訳。ムオン・ムオイというチャウムオンの地理的特徴を示す諺である。
- 22) ムオン・クアイは現トゥアンザオ。
- 23) すなわちベトナム朝廷のこと。
- 24) ムオン・チェンは現クインニャイである。
- 25) ムオン・ラーは現ソンラー、ムオン・ムアッは現マイソン。

- 26) トゥアンチャウの場合、チャウムオン全体をムオン・ムオイとよぶ他、チャウムオン内の内ムオンもムオン・ムオイとよぶ。
- 27) キンはフィア・トーを「書吏 (thủ lại)」, フィア・トンを「通吏 (thông lại)」とよぶ。
- 28) 10サオ (sào) = 1 マウ (mẫu) であるが、キンの1マウ (畝) が、約 300 m<sup>2</sup> の土地の面積にあたるのに対して、ターイの1マウは300担ぎの籾 (háp khẩu) である。1担ぎの籾 (1 háp khẩu すなわち 1 háp đin nã) とは、天秤棒の両端にかけて運ぶ籠 (bung) 2つ分の籾の量で、およそ 30 kg すなわち3イエン (yến) にあたる。これはターイの単位では5イエン (yến) にあたる。
- 29) ターイの単位では、1トン (tón) = 10タ (tạ) = 100イエン (yến) = 1,000コン (con) = 10,000ピア (bia) である。各重量単位の名称はキンとターイで同じであるが、絶対重量は異なる。キンにおいては1コン (cân) = 1 kg であるが、ターイにおいては6ピアが1kgにあたるので、ターイの1ピア = 0.167 kg, 1コン = 1.67 kg である。同様にターイの1タは167 kg である。
- 30) ターイ社会の出自と社会階層  
 (1) 「貴族 (tạo)」出自の人々: アン・ニャー, フィア, タオ・ローンなどの役職に就けるロ・カム姓の人々。  
 (2) 「平民 (pày)」出自の人々: ロ・カム姓以外の出自集団に属する人々。以下の3つに分類できる。  
     ・自由農民 (pò háy mè nã)  
     ・半隷属民: ニョック, クオン  
     ・奴隷 (cổn huôn): 貴族などの家で家内奉仕し、売買の対象となる。  
     貴族出自の者たちと、平民出自の者たちによって構成される長老会役職者たちをターイ社会における支配階層と考えることができる。
- 31) モン・クメール系, チベット・ビルマ系など言語集団に属するターイからみた異民族に対する呼称。
- 32) 各ゾーンの役職者のことである。
- 33) ここでは *dên muông* という語が用いられている。字義通り訳せば「ムオンの民」であるが、正確には、田の分配を受け、かつ徴税を担う男性をさす範疇であり、女性と子供は含まない。
- 34) クアン・バイックについては49条参照。
- 35) *tục nã pọng ta* は「全員が揃う」という意味の慣用句。*tục* は「十分な」, *nã* は「顔」, *pọng* は「揃っていること」, *ta* は「目」である。
- 36) *tìn tũ mừ chi* は「詳しく調査する」という意味の成句である。*tìn* は「足」, *tũ* は「被る」, *mừ* は「手」, *chi* は「指さす」であり、原義は「手足の隅々まで探すこと」である。*họt bốn họt ù* は「至る所」を意味する成句である。*họt* は「まで」, *bốn* と *ù* はともに「場所」の意味である。
- 37) *lựp lăi* を「放免する」と訳した。*lựp lăi* の原義は「過ぎ去る」という意味である。たとえば、*nặm lăi lăi lựp* は「水が流れ去る」という意味である。また、*lựp lăi cai lựp* は「忘れて去ってしまうこと」である。*lựp lăi* に似た単語に *lựp lăi* があるが、こちらは「こする、なでる、こすって消す」という意味である。
- 38) *tũ cồm* は「足枷」, *tũ cã* は「首枷」のことである。
- 39) *bản tẩu muông nưa* は「村やムオンの至る所」の意味の熟語である。*bản* は「村」, *tẩu* は「下」, *muông* は「ムオン」, *nưa* は「上」の意味である。
- 40) *chủòng khong* は「財産」の意味の熟語である。*phải ngổn* は「金銭」の意味の熟語である。*khẩu nặm cầm kin* は、*khẩu* が「米」, *nặm* が「水」, *cầm* が「つまむ」, *kin* が「食べる」という意味であり、全体で「食物」を意味する熟語である。
- 41) 28条参照。*khẩu kho* は「倉の米」, *khẩu chạn* と同義である。
- 42) *ta liếng* とは「秤の目」のことで、*chòng piếng* とは「びったりと釣り合っていること」である。
- 43) *muông, phai, lái, lĩn* とは、黒タイの灌漑水利施設の総称である。*muông* は「用水路」, *phai* は「ダム、堰」, *lái* は「水車などを築くための小さい堰」, *lĩn* は「竹製の水道管類」である。
- 44) *lầu mu pu phuk*: *lầu* は「酒」, *mu* は「豚」, *pu phuk* は「ござ、筵」のことであり、「酒宴を開催する」義の熟語である。

- 45) *mā xú mā ha* は「何か用があってやってくる」という意味の熟語である。
- 46) *khâu nặm cãm kin* は「あらゆる食べ物」という意味の熟語である。
- 47) *xiên kin lữ mảk*: *xiên kin* は「各種食料」, *lữ mảk* は「各種のもの」のことであり、「経済」の意味の熟語である。
- 48) *nùng chẵn kin đi*: *nùng* は「(服を) 着る」, *chẵn* は「美しい」, *kin đi* は「おいしく食べる」という意味であり、全体としては「すばらしい衣食」の義の熟語である。ここでは、先に食料のことが挙げてあるので、衣装とのみ訳した。
- 49) 「礼部の仕事にも加わる」と訳したが、原文では、*khâu công hồng tử xên* と記されている箇所と、*khâu xử hồng tử xên* と記されている箇所がある。ほぼ同義であるので訳文では区別しなかった。
- 50) 2者ともオンで始まる役職名なので、こうよぶ。
- 51) ここでは、*hội* が「儀礼」という意味である。
- 52) ここでは *tạo bầu châu khoán* という成句が用いられている。「首長の魂の鋳型にはまっている貴族」の意味であり、すなわちアン・ニャーをさす。
- 53) *hàng cống hàng cống*: *cống* は「太鼓」, *cống* は「銅鑼」, *hàng* は「担ぐ」という意味である。
- 54) ここでは *cắm phòng mở cửa ra binh* というベトナム語のことわざが黒タイ文字で表記されている。
- 55) 1,000 フォン (*phôn*)=100 バック (*bắc*)=10 ビア (*bia*)=1 ポン (*pông*) であり、6 ビア=1 kg に相当する。つまり、1 ビア=0.167 kg, 1 ポン=1.67 kg である。
- 56) ここでは、*không* を「法」と訳した。
- 57) *không muông bầu chợ tính chợ ta*...部分の訳。*tính ta* は、「計算する」という意味である。
- 58) オンやクアンが役職名につく諸役職のこと。
- 59) ここでは、*hội* が「規定」の意味である。
- 60) *thần bậc chức quyền* の訳語。*thần bậc* は「階梯」, *chức quyền* は「職権、役職」の意味である。
- 61) *hườn lương* とは「貴族の家」を意味するが、ここでは主にアン・ニャーの家のことである。
- 62) *co ngju* の木の花が5月に咲き、7、8月に綿を摘む。南ベトナムには多数生える。
- 63) 官職の交代を意味する成句である。
- 64) 慣例として以下のようによぶ。  
*lục án lan nhã* (アン・ニャーの子弟)  
*lục tạo lan phiã* (貴族の子弟)  
*lục nòng pọng ông* (長老会の役職者の子弟)  
*lục dân nêo pây* (平民の子弟)
- 65) オン・ホー・カンとオン・クアン・スーは同じである (38条参照)。
- 66) チュオン (*chưông*) については、70条原注参照。
- 67) 婚姻などによって平民から貴族の姓へと変わることを、男性の場合は「姓を被る (*tu dẫm*)」, 女性の場合は「姓に入る (*khâu dẫm*)」という。また「姓を被った」場合、その父親が亡くなった後「家霊の間」を壊し、それまでの出自を断ち切る。それを「(家霊の) 間を斬って姓を被る (*tu dẫm phân hồng* あるいは *tu dẫm hãm hồng*)」という。  
 ちなみにデオ・ヴァン・チ (*Đèo Văn Chí*) [1830-1908] の祖父は広東の漢族 (姓は陳 [Xin], ベトナム式には Trần) から、ターイの貴族になった者であるとされる。
- 68) トゥアンチャウの俚諺では、「ルオン姓はモになり、ロ姓はタオになる (*xinh Luông dết mo, xinh Lữ dết tạo*)」という。
- 69) バックについては、61条の訳注参照。
- 70) つまり、事件の大きさによって、訴訟を始めるのに必要な金額が異なるのである。
- 71) つまり、91条の前2者のレベルに必要なもの全てである。すなわち、ニフトリ1羽に酒瓶2本にアヒル1羽に銀5バックである。
- 72) 黒タイの家屋の構造は、以下のように図式化できる。以下の図は、1970年頃に建築されたトゥアンザオ県における家屋の一例であるが、20世紀初頭の家屋とまったく同じ構造ではない。また、貴族の家屋と平民の家屋という違いもある。しかし、家屋内の基本的な空間認識のあり方は共通している。  
 水田が開けた盆地縁の山麓に沿って建てられる黒タイの家の内部が、中央を境界にして川

側 (*tāng tǎu*) と山側 (*tāng nua*), 「家霊の間」側 (クワン: *quán*) と炊事洗濯のベランダ側 (チャン: *chan*) という2方向から区分される。これらの対立が意味を持つのは, 社会生活の中で, 川側と山側の対立が「夜の領域」と「昼間の領域」という空間認識, 「家霊の間」側と炊事洗濯のベランダ側の対立が「公的領域」と「私的領域」, あるいは「男性の領域」と「女性の領域」という空間認識と結びついているからである [桎永 2000a: 20-21]。  
クワンとは家屋の中で「家霊の間」がある側半分で, 客をもてなす側の空間である。



- 73) 91条参照。
- 74) 3ホ (*hə*) とは, アーイ・ノン (*āi nong*), ルン・ター (*lūng ta*), ニン・サオ (*ninh xao*) に当たる親族全てである。97条原注参照。
- 75) 各ゾーンの4首領のこと。すなわち, オン・パン, オン・ボン, オン・ホー・ルオン, オン・ボン・カンをさす。
- 76) *pò kéo mè hāo* の訳語。 *cuông nhốc* といわれる半隷属民を除く農民をさす。
- 77) *nữ háp bék* は「負担田」と訳した。平民が耕作し, そこから一定産量の米を貴族に納入することが義務づけられている。
- 78) *pò háp mè bék* の訳語。クオンやニョックといわれる半隷属民を除く自由農民をさす。
- 79) *chəu* を「一定時間」と訳した。この語の意味は, キン語の *buôi* に相当し, 午前中, 午後などといったレベルの時間単位である。なおカム・ジョンのキン語訳には「午前中」とあるが, 意識である。
- 80) タオには, タオ・ローン, タオ・クエンなど, 役職名に「タオ」がつく役職者をさす語法と, 貴族姓の者を包括的に示す語法がある。本稿では前者の意味の語法の場合「タオ」と訳し, 後者の意味の場合は「貴族」と訳している。
- 81) *pò háy mè nā* の訳語。クオンやニョックといわれる半隷属民も含む農民の総称。
- 82) すなわち村祭りである。
- 83) 「米倉 (*đĩa*)」には「アン・ニャーの米倉 (*đĩa khẩu án nhā*)」「ムオンレベルの米倉 (*đĩa khẩu hăng mưông*)」「村の米倉 (*đĩa khẩu hăng bản*)」がある。平民のムオンの労働に関する支払いなどは「ムオンレベルの米倉」からなされるのである。ちなみに「ゾーンレベルの米倉 (*đĩa khẩu hăng xông*)」というのは存在しない。
- 84) かつては馬を食することは禁忌であったので, 馬は除く。
- 85) ここで *hóm húa* という語を狩猟と訳したが, この語は, 森の広い範囲を柵で囲んで獲物を追い込む形態の集団猟をさしている。
- 86) *chẩu tộc* の訳語。主に故人の妻をさすが, 加えて子供や兄弟も含まれる。
- 87) *chẩu nặm châu đin*: 「土地の精霊」の意味である。北部白タイ語では, *tò tí* という。
- 88) *khên phây*: *khên* は「運, 兆候」のことである。諺に, 「日中シカが村にやってくるのは火難の相あり (*Tô phăn khẩu bản cang vễn pên khên phây*)」という。
- 89) *tô tô* を「スズメバチ」と訳したが, *tô tô* は木の枝に巣を吊す種類 (*tô tô pai mạy*) と, 中に巣を作る種類 (*tô tô khum*) に分けられる。ここで禁じられているのは, 木の枝に巣を吊す種類のほうであるという (2000年10月10日, カム・ジョンの教示による)。
- 90) 「屠殺すれば分け合い, 分けるときはきっちりと分ける。 (*khả chợ pán, công păn hẩu*)

- chép.*.)
- 91) *chịn xa mák xúc* とは字義通り訳すと「新鮮な肉や熟した実」のこと。しかしここでは文脈上、獲物の肉のことである。
- 92) *nái pân* の訳語に「しとめた人」をあてたが、*nái* とは「達人」の意味であり、*nái pân* とは「狩猟の達人」という意味でしばしば用いる。
- 93) 獣をしとめた時に地面に横たえた方の後ろ脚を主人に贈るのは、クオンやニョック、およびその土地はその土地の主のものであるからだ、カム・チョンは述べている(2000年10月12日、カム・チョンの教示による)。
- 94) *tí hày thang nã* の訳語。*tí thang* は「開墾する」の意味、*hày nã* は「畑と田」の意味である。
- 95) *dệt mưong dệt phai* の訳語。*mưong* は「水路」、*phai* は「堰」の意味である。つまり、灌漑用水路を作ることである。
- 96) *bản khuống* を「村」と訳した。1954年以前、ターイの各村にはクオン (*khuống*) とよばれる遊興台があった。そこで「村」のことを *bản khuống* ともいう。夜など空いた時間に若者がここに集まり、女子は紡ぎや刺繍をしたり、青年たちは楽器を鳴らしたりして語らった。
- 97) *xả khao* (サー・カオ) とは「白いサー(族)」という意味である。現在ではラーハー (La Ha) やカーン (Kháng) として分類されている各民族をさす。サーの中では肌の色が白いのでこうよばれた。これに対して *xả cẩu* (サー・カウ) すなわち「鬣を結うサー」とよばれるサーもいる。サー・カウについては117条参照。
- 98) *xả cẩu* (サー・カウ) とは「鬣を結うサー」という意味である。女の子は10歳くらいになると鬣を高く結う (*tằng cẩu*) のでターイにこうよばれた。ターイの場合、鬣を高く結うのは女性が結婚してからである。一方、サー・カウの男性は、ターイと同様、紙を束ねて垂らしたり (*khót phôm*)、頭に巻き付けたりしていた。
- 99) メオ (*phủ mệo*) は中国でいう苗族。現在ベトナムでの公式名称はモン (Hmông) である。
- 100) *pi tong nhồng cà* の訳語。*pi* は「バナナの花」、*tong* は「バナナの葉」である。
- 101) *phắc kheo nêo pá* の訳語。*phắc kheo* は「青野菜」、*nêo* は「種類」、*pá* は「山」である。
- 102) *nó nãng khoang mạy* の訳語。*nó nãng* はあるタケノコのこと。*khong mạy* は「横切っている木」のことである。
- 103) *pò kéo mè hão* の訳語。
- 104) *pên dên pên pày* の訳語。
- 105) ここではバーナムオン (*bản mưong*) を「長老会 (*thầu ké hăng mưong*)」の意味に解して訳した。
- 106) ここでは、子の出産、婚姻が果実のアナロジーで語られている。すなわち「熟した (*xúp*)」が母親になることの形容であるとすれば、「熟れ始める前に実る (*xúc cón hám*)」とは、婚姻によって母親になることが社会的に承認される以前に出産することを意味している。*hám* とは半熟の意味である。
- 107) 70条参照。
- 108) ここでのバーナムオンも特に「長老会」のことをさす。なお、長老会の中ではオン・チャー・フオン (*ông chá hươn*) が主に経理を担当する。
- 109) *in chụ* を「不倫」と訳した。*in* は広く「遊ぶ」ことを意味し、*chụ* は「妻や夫以外で愛し合っている人」をさす。
- 110) *nhình hai chãi khướm* という熟語の訳。「性交」を意味している。
- 111) オン・クアン (*ông quan*) とは、オン (*ông*) やクアン (*quan*) ということばが最初につく役職名のこと、長老会の役職名には全てオンやクアンがつくので、すなわち長老会の役職全体をさすことになる。全て平民出自である。
- 112) *pên dên pên pày* の訳語。
- 113) 123条と対比的な条文である。すなわち、貴族が納めた罰金は長老会を通じて平民に還元され、逆に平民が収めた罰金は貴族が得ることになる。
- 114) *dú khươi* を「花婿奉仕」と訳出した。ターイは婚姻の際、男女双方のリネージの合意が得られると、花婿になる者が花嫁となる者の家に住み込んで、花嫁となる女性の家族を助け、かつ独立資金を貯蓄した。その期間は平民で8年、貴族は12年に及んだ。そのことをさしている。
- 115) *ta nãi* とは、*đi ta (pò ta)* すなわち「妻の父、あるいは母方の祖父」と *ếm nãi (mè nãi)*,

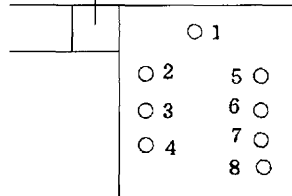


- すなわち「妻の母、あるいは母方の祖母」をさし、父系単系出自集団を構成するターイにあっては、妻が婚姻前に所属していた出自集団を意味する。*ta nãi* に対応するのは *pú dà* である。
- 116) *cwóí dōng tong cō* はすなわち「婚姻」のこと。*cwóí dōng* のみでも「婚姻」の意味であるが、*tong* は婚姻の宴席で食べ物を盛るバナナの葉のことである。
- 117) オン・ブー・チャウ・カブ・タンとは、オン・ブー・チャウ *ōng pú chāu* としばしばよばれる。アン・ニャーの家譜などを管理し、アン・ニャーの死を確認し、人々に知らせる役目を持った。
- 118) イエンという重量単位については、28条訳注参照。
- 119) 俚諺に曰く、「服役奉仕したければ水牛を盗むといい。死にたければ他人の妻を寝取ればいい (*é pên khōi lặc quāi, é tai in mĩa pưōn*)」。
- 120) 俚諺に曰く、「服役奉仕したければ水牛を盗むといい。死にたければ他人の妻を寝取ればいい (*é pên khōi lặc quāi, é tai in mĩa pưōn*)」。
- 121) ムオンの上手 (*hua mưōng*) とは、チエンを境にして盆地内の川上の区域のこと。一方、ムオンの下手 (*lả mưōng*) とは、チエンを境にして盆地内の川下の区域のこと。
- 122) *phủ nhāv* : 政治的に最高位の高官をさすことば。ここでは「高官」と訳した。
- 123) 132条参照。
- 124) 94条参照。
- 125) パーンムオンにおける席次は以下の通りである。右下は、カム・チョンによるマイソンにおける席次の1事例 (1930年代) である。

[146条による席次]

- ・アン・ニャー
- ・フィア・リー (フィア・フォー)
- ・オン・セン
- ・各外ムオンのフィア (4人)
- ・4大翁
- ・オン・モ
- ・各ローン・タオ

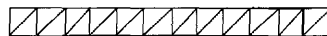
「家霊の間」



[席次の具体例]

- 1 アン・ニャー
- 2 フィア・リー
- 3 フィア・フォー
- 4 オン・セン
- 5 フィア・トー
- 6 フィア・トン
- 7, 8 オン・モ, オン・ボン

- 126) アン・ニャー1代在任中に1度開催される大祭礼であり、ターイ以外の民族も参加して1カ月も繰り広げられる。そのときに、ラン・チュオン公がサーを撃破した際の模様が劇的に演じられる。
- 127) カム・ケブ (*khâm khép*) とは、染色した三角形の布きれをパッチワークした布である。下図のような形になる。



- 128) *muốk dũa* は「錦の鉢巻」と訳したが、その実態は不明である。なにかしら装飾を凝らした赤い綾織りの布らしい。「父祖の征戦物語 (*Táy Pú Xóc*)」というターイの伝承文学にしばしば登場するらしい。
- 129) 真ん中が突き出た形のオスの銅鑼と、全体が平らなメスの銅鑼で対になっている。
- 130) 「被り笠、刀、槍、錦の鉢巻、裾にカム・ケブの柄がついた赤い絹の長衣」は戦争の道具である。一方、銅鑼1対、シンバル1対、銅の盆、酒杯などは、慶事の饗宴道具である。ターイとの太古の戦争と協約の様子が儀礼的に演じられるのである。
- 131) ターイの生活基盤である盆地は精霊によって支えられているという観念をターイは持つ。
- 132) ミン (*minh*) やネン (*nẽn*) とは、ターイのコスモロジーと関わる重要な観念である。人間と、人間が住む世界を下から支えているのがミン、垂直方向に支えているのがネンであるとする。俚諺に曰く、「ミンは配し、ネンは立てる (*minh la nẽn táng*)」。また、ネン・ムオン (*nẽn mưōng*) とは、人を支える超自然的なものと、ターイのコスモロジーで説明される [Cầm và Phan 1995: 414]。
- 133) ムオンの中心に位置する大池 (*nong luông, nong mưōng*) であり、ここに黒タイの母である竜 (*tô luông*) が住むとされる。ムオンの祭礼の際には、ここで黒水牛を供犠する。ここでは、女性が水浴びすると足を引き込まれると信じられていた。特にこのコイを漁ることは禁忌であった。

櫻永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

134) ムオンの中心に位置する丘、ポム・ミン・ムオン (*pom minh muông*) であり、ここに「ムオンの柱」を立て、ムオンの祭礼の際には、ここで白水牛を供犠した。

135) ムオンをなす盆地の中で川が緩流し、灌漑などがめぐらされている区域をよぶ。

136) 以下がターイの歴史の概要である。ただし、ほとんどベトナム側の資料のみに依拠した整理であることに十分留意されたい。

13世紀頃：ラン・チュオンから12代目のロー・レット公が下ってムオン・ムオイを占め、ムオン・ムオイの始祖となる。

14-15世紀：ロー・レット公の子孫タ・ガン (*Ta Ngôn*) がムオン・ムオイの力を伸ばし、西北地方のターイを統一。当時、ムオン・ムオイは大ムオン (*muông luông*) とよばれる。

15世紀：タ・ガンの死後、各ムオン分立闘争の時代を迎え、一時ムオン・サン (*Muông Xang*) すなわちモクチャウの首長サー・カー・サム (*Xa Khả Xam*) が覇権を握る。

18世紀：ムオン・ラー (*Muông Là*) すなわちソンラーのカム・ブン・ファイン (*Cầm Bùn Phan*) を中心に、シップホックチャウタイ (*Xíp Hốc Chau Tây*) 「16のチャウムオン連合」として西北地方が安定。

1834：李朝、陳長、黎朝、阮朝初期に西北地方に設置していた大知州を廃止、明命帝がターイのチャウムオンを興化省に組み込む。

1858-1884：ライチャウの白タイ首長家デオ (*Đèo*) 一族がディエンビエンまで勢力拡大。

1884：フランスと中国の領土協定 (天津条約) で16のチャウムオンのうち6つを中国領としたため、シップチャウタイ (*Xíp Chau Tây*) 「10のチャウムオン連合」となった。

1896：10のチャウムオンのうち2つが2分裂して12のチャウムオンになり、シップソンチャウタイ (*Xíp Xong Chau Tây*) 「12のチャウムオン連合」成立。

1908：シップソンチャウタイの中で、ムオン・ムアッ (*Muông Muak*) すなわちマイソンの首長カム・ブン・オアイ (*Cầm Bùn Oai*) が支配力を持つ。

1930-1933：カム・ブン・オアイの息子カム・ヴァン・ズン (*Cầm Văn Dung*) が支配的地位に立つ。

1945：ベトナム民主共和国成立、フランス撤退。シップソンチャウタイ解体。

1946-1954：仏米が西北地方侵略。西北地方にベトナム民主共和国に対抗するため自治区「シップホックチャウタイ (*Xíp Hốc Chau Tây*)」設置。

1954：ディエンビエン解放。

1955-1975：ベトナム民主共和国が西北地方に自治区設置。

また、シップホックチャウタイを構成していたのは以下16のチャウムオン (・印) である [Cầm và Phan 1995: 294-316; Ngô và Cầm 1999: 325]。(下線を付したチャウムオンがシップソンチャウタイを構成していた12ムオン。)

・ Muông Lô：現ギアロ (イエンバイ省)

・ Muông Tiên：1896年に Muông Xo (フォンター) と Muông Chiên (クインニャイ) に分割される。現在は、フォンター (ライチャウ省)、ヴァンバン (ラオカイ省)、タンウェン (ラオカイ省)、クインニャイ (ソンラー省) に分割。

・ Muông Túc：フーイエン (ソンラー省)

・ Muông Xang：モクチャウ (ソンラー省)

・ Muông Vạt：イエンチャウ (ソンラー省)

・ Muông Muak：マイソン (ソンラー省)

・ Muông Là：ソンラー (ソンラー省)

・ Muông Muối：トゥアンチャウ (ソンラー省)。仏領期 (1896) に Muông Quái (ライチャウ省トゥアンザオ) が1チャウムオンとして独立。1955年にはソンマーがソンマー県として独立した。

・ Muông Thanh：ディエンビエン (ライチャウ省)

・ Muông Lây：ライチャウ (ライチャウ省)

以上10チャウムオンに加えて、以下6チャウムオンは、1884年4月27日天清条約による中仏間の領土画定で中国雲南省側に分割された。

・ Muông Tung

・ Muông Hoang

・ Muông Tiêng

・ Muông Chặng Khem

• *Mwǒng Chup*  
• *Mwǒng Mí*

- 137) カム・ロ・レット公の異名はコブラ (*ngũ háu*) であるが、これは水の精であり、かつ黒タイの母であるとされる竜 (*tô luông*) と同義である。ムオン・ムオイの大池には竜が住むとされている。
- 138) 150条原注参照。
- 139) 151条参照。
- 140) *lác én tèn cãm* の訳語。 *tèn cãm* とは「ムオンの柱」を立てる土地のことであり、「ムオンの柱」の先がツバメ (*nộc én*) とよばれる。つまり、 *lác én tèn cãm* とは「ムオンの柱」のことである。なお、ツバメは黒タイの母であるとされる。  
*lác én tèn cãm* は、「ゆっくりと米の刈り取り、 齢を重ね、クニの柱のようになり、私にもその恩恵にあずからせて下さい (*Còì dú òi mận dươn hong lai khau lai pi pèn lác én tèn cãm hâu khòì mĩ táng inh pòng nỏ?*)」という挨拶ことばにも残っている。
- 141) 12条参照。
- 142) 直訳すると、「銀の甕、金の甕」であるが、遺骨の灰の入った甕を含意する。
- 143) 97条参照。
- 144) *đông* は「大木の茂る森」、*xùa* は「上着」のことであるが、特にここではムオンの精霊が宿る上着、チェンとは「ムオンの中心地」のことですなわちムオンを意味する。つまり、ドン・スア・チェンの森 (*đông xùa chiêng*) とは、ムオンの精霊が宿る森という意味である。
- 145) *đông* は「大木の茂る森」、*cãm* は「禁忌」。禁断の森 (*đông cãm*) では、狩猟、木材の切り出しが禁じられている。
- 146) 成句 *mạy pèn khôn cõn pèn nuốt* は、木々や草木が生い茂っている様子を人間の体毛や髭にたとえた表現である。
- 147) ドン・チェン・ケオの森 (*đông chiêng kẻo*) の *kẻo* は「玉」という意味である。
- 148) 特にムオンの貴族を葬る墓地のことである。
- 149) 原文は *châu ngũ châu ngưộc* である。*châu* は「主」、*ngũ* は「蛇」、*ngưộc* は「想像上の蛇」をさすが、ここでは黒タイの母であり、水の精である竜 (*tô luông*) のことをさしていると考えられる。
- 150) 水域 (*dãn nặm*) の対語である。152条参照。
- 151) 狩場の丘 (*don húa*) とは、*húa* すなわち集団の追い込み猟をする森である。この木々も伐ってはならない。
- 152) 原文は *phi khết phi khuông* である。*phi khết phi khuông* には、人間に危害を加えるさまざま霊が含まれる。
- 153) 「家霊をまつる儀礼 (*xên huởn*)」は、ム・フオンの日 (*mự huởng*) とム・ハーイの日 (*mự hời*) すなわち5日に1度行われる。西北地方の広い地域において、貴族の父系親族集団に属する人々はそうである。一方、平民は10日に1度家内祭祀を行う (*pat tông*)。平民の場合、どの親族集団がどの日に行くか地域によって異なる。
- 154) ここではモー (*mõ*) と記されている。モーには主に3種ある。表裏で占うもの、木の棒などを使ったもの、卵に米粒をかけるものなどである。
- 155) ズオン・スア (*duong xùa*) のことである。しばしば治療儀礼に用いられる。呪師が病人の衣服を丸めて片手に吊るし、病人に宿っている精霊に話しかけながら、対処法を探り当てるのである。
- 156) 水牛は黒水牛と白水牛である、馬はアム・ポイに捧げる。アヒルはフィー・パーイ (*phi pải*) という、出産で亡くなった女性に変化した悪い精霊に捧げる。犬は森の精 (*phi pá*) に捧げる。
- 157) *pa bong* という清流魚の卵のことであり、これを調味料と混ぜた汁に肉などをつけて食べると美味であるとされる。
- 158) キンの王、ラオの王のことである。
- 159) *mự đi vển chàn* の訳語。*mự đi vển chàn* とは、巡り合わせがいい年の、巡り合わせがいい月の、巡り合わせがいい日の、巡り合わせがいい時間のことである。
- 160) しかし、現在この種の書物は1冊も伝わっていないとされる。社会主義革命後の焚書の難を免れえなかったからか、その理由は明瞭でない。
- 161) この場合は黒水牛である。

- 162) *hồng tày* すなわち *hồng hồng* は「家霊の間」である。貴族の家は「家霊の間」がふたつに仕切られていて、家の隅の側の間がチョン・カム (*chōng cām*) とよばれる。チョン・カムは平民の家にはない。
- 163) この場合は白水牛である。
- 164) 155条参照。
- 165) 156条参照。
- 166) *xên xông khỏi phi huôn* とは、「家霊を迎えもてなす祭礼」の意である。特にアン・ニャーの家霊を迎えもてなす。
- 167) 94条参照。
- 168) *xên phún ha lǎng đi* とは、「快方を祈願する祭礼」の意である。
- 169) 94条参照。
- 170) *tế đăm đón* とは、「黒白の儀礼」すなわち黒水牛と白水牛を供養する儀礼のことである。
- 171) 158条参照。
- 172) ムオンの中心に位置する「ムオンの大池 (*nong luông, nong mưông*)」の傍らにあり、竜が宿っているとされる。
- 173) 151条参照。
- 174) これらの山はムオン・ムオイの盆地を囲む山の一部をもなす。各チャウムオンの盆地を取り囲む山地丘陵全体を、ムオン・ルオン・ファー・バン (*Mưông luông pha bāng*) という。*pha bāng* は「囲みの帳」の意である。
- 175) バッ・ムオイとは、ムオン・ムオイの盆地を形成しているムオイ川がダー河に注ぐ合流点のことである。
- 176) *làn cām* を「貴族の祖霊」と訳したが、正確には以下の通りである。*làn cām* とは、貴族の親族集団において、エゴから5代前より遡る父系直系の祖全てをさす。ヴァーを形成する4代前の祖 (*póm*) 以下エゴまでは除く。ヴァーについては3条訳注を参照。
- 177) これらの祭礼がどのようなものであったか、現在ではわからない。
- 178) これらの書物は、今日まで伝わっていない。
- 179) バイン・コアン、タム・コアンはいずれも「魂を癒す」儀礼である。内容的にはほぼ同じで呼称の違いと考えてよい。今日でもしばしばみられる。コアン (*khoãn*) またはクオン (*khôn*) は各人の人体各部についている魂魄をさし、バイン (*panh*) は「治す」あるいは「癒す」意味である。タム (*tām*) はバインとともに、ターイの宗教的行為の中で重要な概念で、「唱える」ことである。
- 180) 婚姻によって女性の集団帰属が、自分の両親が帰属する父系出自集団から夫の父系出自集団側への移行を完了させる儀礼。婚姻して数十年たってから行われることが多い。ターイの間では、男子が生まれたら「家霊の間」の梁の上にタイ (*tay*) という呪物を、女子が生まれたらホー (*ho*) という呪物を竹で作って吊す習慣があるが、この儀礼の時に妻の両親の家から夫と居住している家にホーを持ってくる。この儀礼の時、ルン・ター側がプタ1頭準備して屠殺し、振る舞う。  
ルン・ターについては97条原注参照。また、ファイ・スーアの詳しい内容については、Ngô và Cầm [1999: 794-803] 参照。
- 181) ソーン・コイ (*xông khỏi*) は「迎え授かる」の意。
- 182) どのような儀礼か不明。
- 183) どのような儀礼か不明。
- 184) どのような儀礼か不明。
- 185) どのような儀礼か不明。
- 186) どのような儀礼か不明。
- 187) どのような儀礼か不明。
- 188) どのような儀礼か不明。
- 189) どのような儀礼か不明。
- 190) ネン、ミンの概念については、151条参照。この儀礼もどのような儀礼か不明。
- 191) どのような儀礼か不明。
- 192) どのような儀礼か不明。
- 193) どのような儀礼か不明。カム・チョンによると、仏教の影響がこの儀礼の名称に垣間見える。

- 194) フン (*phún*) とタム (*tâm*) はほとんど同じと考えてよい。ターイの宗教的行為の中で重要な概念で、「唱える」ことである。
- 195) *póí* は、「放つ、解放する」という意味である。
- 196) *kho nển* については, *Cầm và Phan* [1995: 414] 参照。
- 197) これらの儀礼についても、どのような儀礼か不明。
- 198) 160条1) セン・チャーの項の訳注参照。
- 199) 宗教的職能者は以下のように分類できる。
- (1) *pò một mè mo* とは、モツとモのことである。これらの宗教的職能者は祭礼 (*xên*) の執行や薬で悪い精霊を退散させる (*chót da*) 技能を持つ。特に、家霊やコアンなど、人体に宿ったり、人間が霊化した精霊に関する儀礼を執行するのがモであり、それ以外の精霊に関する儀礼を執行するのがモツである。モツは、モツ・ラーオとモツ・ニンに分かれる。元来、祈禱の要素しかなかったモツの役割に、ラオスからの仏教的要素が間接的に加わり、悪い精霊を退治する役割が加わった。その役割行為がサンスクリット語起源のモン (*môn*) であり、マイチャウではモツのことをモン (*môn*) とよぶ。モンという要素がラオ起源なので、モンを行うモツをモツ・ラーオともいう。なお、女性で、しかもモンを行わないモツのことをモツ・ニンとよぶ。
- モ (*mo*): ムラに住み、かつて世帯ごとに行われた新年を祝う儀礼 (*xên hướn, xên dằm*) や、「ムラ祭り (*xên bản*)」で祖先に祈禱する。
  - モ・ムオン (*mo muông*): かつてムオンの首領に仕え、首領の魂を守護し「ムオン祭り (*xên muông*)」を取り仕切る他、ムオンの宗教信仰活動の中心的役割を果たすとともに、ムオンの慣習法を守った。社会主義化以降ターイの伝統的政治組織が廃止されると同時に、モ・ムオンも姿を消した。
  - モツ・ラーオ (*một lão*): 治療儀礼、魂を癒す儀礼などを行う男性の呪術師)
  - モツ・アー・ニー (*một á nữ*) すなわちモツ・ニン (*một nhinh*): 治療儀礼、魂を癒す儀礼などを行う女性の呪術師。
  - ナーン・モツ・ムオン (*năng một muông*): 読本、唱歌しながら祈禱する女性の呪術師。現在は姿を消した。
- (2) *pò dương mè mố* とは、ズオン・スーアや各種占いを行う祈禱師のことである。ズオン・スーアの他、木の棒での数占い、クアッ・サイ (*cước cây*) を行う。クアッ・サイとは、呪文を吹きかけたニワトリの卵で患部を直接なでて治療する治療儀礼である。
- 200) 原文は *pò liệng mè liệng*, すなわちモツと同義である。

## 謝 辞

本稿の執筆は、松下国際財団からアジアスカラシップの助成によって可能になった留学中(2000年10月から2001年3月)の研究が下地になっている。翻訳にあたっては、ハノイ国家大学教授カム・チョン先生に負うところが非常に大きい。それは本稿中の解説にも反映されている。まず松下国際財団およびカム・チョン先生に厚くお礼を申し上げたい。

## 文 献 (日本語)

- 綾部恒雄  
1971 『タイ族——その社会と文化』東京：弘文堂。
- 馬場雄司  
1990 「シップソーンパンナー王国の水利組織について——ツォロンパーサーッの機能に関して」『東南アジア研究』28(1), 83-107。
- 古田元夫  
1991 『ベトナム人共産主義者の民族政策史——革命の中のエスニシティー』東京：大月書店。

樫永 「ムオン・ムノイの黒タイ慣習法」について

五島文雄

1984 「ヴェトナムに於ける少数民族政策——『自治区』の設立と廃止を中心として」『現代アジアに於ける地域政治の諸相』pp. 67-103, 大阪：大阪外国語大学アジア研究会。

長谷川 清

1991 「〈父〉なる中国・〈母〉なるビルマ—シップソーンバンナー王権とその〈外部〉」松原正毅編著『王権の位相』pp. 380-408, 東京：弘文堂。

1993 「雲南省タイ系民族における仏教と精霊祭祀」田辺繁治編著『実践宗教の人類学——上座部仏教の世界』pp. 221-256, 京都：京都大学学術出版会。

林 行夫

2000 『ラオ人社会の宗教と文化変容——東北タイの地域・宗教社会誌』京都：京都大学学術出版会。

石井米雄

1975 「歴史と稲作」石井米雄編著『タイ国——ひとつの稲作社会』pp. 16-45, 東京：創文社。

加治 明

1982 「シップ・ソーン・バンナー傣族の水利灌漑制度」『東南アジア——歴史と文化』11, 170-172。

1988 「中国少数民族の社会政治制度の一側面——雲南省傣族の水利灌漑制度」大東文化大学教養課程委員会編『大東文化大学教養課程設立20周年記念論文集』pp. 27-45, 東松山：大東文化大学教養課程委員会。

樫永真佐夫

1998 「多民族国家ベトナムにおける『民族法』制定と仏領期の慣習法研究——ベトナム中部高原少数民族の慣習法研究を例に」天理南方文化研究会編『南方文化』25, 41-56。

2000a 「高床式木造家屋——トゥアンザオ県の黒タイ村落から」ベトナム協会編『ベトナム』1999(3), 16-32。

2000b 「ベトナムにおける黒タイ語表記の変遷——少数民族の文字文化」ベトナム社会文化研究会編『ベトナムの社会と文化』第2号, pp. 133-178, 東京：風響社。

2000c 「黒タイ村落における染織物生産——ベトナム西北地方の事例」早稲田大学文化人類学会編『文化人類学研究』第1巻, pp. 62-76。

加藤久美子

1991 「シップソーンバンナー・タイ族における伝統的農民統治の地形的分類——〈盆地国家〉ツェンファン（景洪）王国の分析」『東南アジア——歴史と文化』20, 3-34。

1998 「シップソーンバンナーの交易路」新谷忠彦編『（アジア文化叢書）黄金の四角地帯——シャン文化圏の歴史・言語・民族』pp. 222-261, 東京：慶友社。

2000 『盆地世界の国家——雲南，シップソーンバンナーのタイ族史』京都：京都大学学術出版会。

木村哲三郎

1995 「ベトナムにおける経済政策の諸問題——スターリン・毛型社会主義の成立・修正（放棄）過程」松本三郎・川本邦衛編著『ベトナムと北朝鮮——岐路に立つ二つの国』pp. 170-220, 東京：大修館書店。

森 幹男

1989 「タイ系諸族の『クニの柱』祭祀をめぐる（1）——タイ系文化理解の一視角」『アジアアフリカ言語文化研究』38, 91-109。

1991 「タイ系諸族の『クニの柱』祭祀をめぐる（2）——タイ系文化理解の一視角」『アジアアフリカ言語文化研究』41, 125-136。

1992 「タイ系諸族の『クニの柱』祭祀をめぐる（3）——タイ系文化理解の一視角」『アジアアフリカ言語文化研究』43, 123-147。

ゴ・ドック・ティン

1999 「慣習法と自然資源の管理」津村文彦訳・ベトナム社会文化研究会編『ベトナムの社会と文化』第1号, pp. 156-170, 東京：風響社。

2000 「現代ベトナムにおける慣習法と農村開発」樫永真佐夫訳・ベトナム社会文化研究会編『ベトナムの社会と文化』第2号, pp. 3-25, 東京：風響社。（Ngô Đức Thịnh,

2000, Luật tục với phát triển nông thôn hiện nay ở Việt Nam, *Tạp chí Văn hóa Dân gian* 69(1): 6-22)

- 大林太良  
 1967 「インドシナにおける製塩の民族史的意義」『一橋論叢』58(1), 69-84。  
 1970 「中国边境土司制度についての民族学的考察」『民族学研究』35(2), 124-138。
- 桜井由躬雄  
 1986 「東南アジア前近代国家の類型的考察」石井米雄編著『東南アジア世界の構造と変容』pp. 207-232, 東京：創文社。
- 関本照夫  
 1987 「東南アジアの王権の構造」伊藤亜人・関本照夫・船曳建夫編『現代の社会人類学3——国家と文明への過程』pp. 3-34, 東京：東京大学出版会。
- 嶋尾 稔  
 1993 「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について——郷約研究の一事例の検討」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』26, 111-153。
- 田辺繁治  
 1973 「雲南シップ・ソーン・パンナーの統治形態に関する一考察——ルッ族の政治組織・土地制度を中心に」『季刊人類学』4(1), 131-165。  
 1976 「ノンパーマンの灌漑体系——ランナータイ稲作農村の民族誌的研究(1)」『国立民族学博物館研究報告』1(4), 671-777。  
 1991 「コメント」松原正毅編著『王権の位相』pp. 409-414, 東京：弘文堂。  
 1993 「供犠と仏教的言説——北タイのプーヤ・ヤーセ精霊祭祀」田辺繁治編著『実践宗教の人類学——上座部仏教の世界』pp. 35-70, 京都：京都大学学術出版会。
- 東亜研究所編訳  
 1940 『仏領印度支那ノ司法組織並ニ東京・安南民法ノ概要』東京：東亜研究所。(André Duretteste, 1938, *Cours de Droit de l'Indochine*. Paris)
- 津村文彦  
 2000 「(書評) 林行夫著『ラオ人社会の宗教と文化変容——東北タイの地域・宗教社会誌』」『民族学研究』65(3), 292-296。
- 吉沢 南  
 1982 『ベトナム——現代史のなかの諸民族』東京：朝日出版社。

## 文 献 (外国語)

- Bùi, Văn Tịnh, Chăm Trọng và Nguyễn Hữu ng  
 1975 *Các tộc người ở Tây Bắc Việt Nam*, Ban Dân tộc Tây bắc Xuất bản
- Cầm, Trọng  
 1978 *Người Thái ở Tây Bắc Việt Nam*, Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học xã hội
- Cầm, Trọng và Chăm Quỳnh  
 1960 *Quăm Tổ Mường (Kể chuyện bản mường)*, Hà Nội: Nhà xuất bản Sử học.
- Cầm, Trọng và Phan Hữu Dật  
 1995 *Văn hóa Thái Việt Nam*, Hà Nội: Nhà xuất bản Văn hóa dân tộc
- Dott, William Clifton  
 1996 [1923] *The Tai Race*. Bangkok: White Lotus.
- Đặng, Nghiêm Vạn [chủ biên], Chăm Trọng, Khả Văn Tiến, Tông Kim Ân  
 1977 *Tư liệu về lịch sử và xã hội dân tộc Thái*, Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học xã hội
- Đặng, Nghiêm Vạn và Đinh Xuân Lâm  
 1979 *Điện Biên trong lịch sử*. Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học xã hội.
- Heine-Geldern, R.,  
 1956 *Conception of State and Kingship in Southeast Asia*. Cornell University, Southeast Asia Program, Data Paper No. 18.
- Hoàng, Trần Nghịch và Tông Kim Ân [biên soạn]  
 1990 *Từ điển Thái-Việt*. Hà Nội : Nhà xuất bản Khoa học xã hội.

梶永 「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法」について

- Keyes, Charles F.  
1994 *The Golden Peninsula: Culture and Adaptation in Mainland Southeast Asia*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Kirsch, A. Thomas  
1977 Complexity in the Thai religious system: An interpretation. *Journal of Asian Studies* 36(2): 241-266.
- Lê, S Giáo  
1988 Về bản chất và ý nghĩa tên gọi Thái Trắng, Thái Đen ở Việt Nam *Tạp chí Dân tộc học* số 1988(3): 77-80.
- Leach, Edmund  
1964 [1954] *Political Systems of Highland Burma: A Study of Kachin Social Structure*, London: Athlone Press. (E. R. リーチ, 1987, 『高地ビルマの政治体系』関本照夫訳, 弘文堂)
- Lunet de Lajonquiere, E.  
1906 *Ethnographie du Tonkin septentrional*, Paris: Leroux
- Maspéro, Henri  
1916 De quelques interdits en relation avec les noms de famille chez les Tâi-Noirs. *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient* 16: 29-34.  
1929 Moeur et Coutumes des Population Sauvages. In Georges Maspéro (ed.) *Un Empire Colonial Français, L'Indochine*. (tome I), Paris: G. VanOest. pp. 233-255.
- McAlister Jr., John T.  
1967 Mountain Minorities and the Viet Minh: A key to the Indochina war. In Peter Kunstadter (ed.), *Southeast Asian Tribes, Minorities and Nations*, pp. 771-846. New Jersey: Princeton University Press.
- Ngô, Đức Thịnh và Cầm Trọng  
1999 *Luật tục Thái ở Việt Nam (Tập quán pháp)*. Hà Nội: Nhà xuất bản Văn hóa Dân tộc học.
- Ngô, Đức Thịnh và Chu Thái Sơn  
1996 *Luật tục Êđê*. Hà Nội: Nhà xuất bản Chính trị quốc gia.
- Nguyễn, Văn Khánh  
1983 Vài nét chính sách cai trị của thực dân Pháp đối với các dân tộc thiểu số ở các tỉnh phía Bắc và Tây Nguyên, *Tạp chí Dân tộc học* số 3-1983: 55-60.
- Silvestre, Capitaine  
1918 Les Thai Blancs de Phong-tho. *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient* 18(40): 1-56.
- Sumitr, Pitiphat  
1980 The religion and beliefs of the Black Tai, and a note on the study of cultural origins. *Journal of the Siamese Society* 68(1): 29-38.
- Tambiah, Stanley J.  
1970 *Buddhism and the Spirit Cults in North-east Thailand*. Cambridge: Cambridge University Press.  
1976 *World Conqueror and World Renouncer: A Study of Buddhism and Polity in Thailand against a Historical Background*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tạp chí Dân tộc học [biên soạn]  
1980 Danh mục các thành phần dân tộc Việt Nam, *Tạp chí Dân tộc học* số 1980 (1): 78-83.
- Thanh, Hà  
1968 The language of national minorities and the creation or improvement of their scripts. *Vietnamese Studies (Mountain Regions and National Minorities)* 15: 121-135.
- Tổng cục thống kê [biên soạn]  
2001 *Bao cáo kết quả điều tra toàn bộ: Tổng điều tra số và nhà ở Việt Nam 1/4/1999*. Hà Nội: Nhà xuất bản thống kê.
- Trần, Trị Dối, và M. Ferlus  
1998 Giới thiệu về chữ Lai Pao của người Thái Tương Dương, Chương trình Thái học Việt Nam (biên soạn), *Văn hóa và Lịch sử Người Thái ở Việt Nam*. Hà Nội: Nhà xuất bản Văn hóa Dân tộc. Trang 124-131.